

所得税 所得税法施行規則

第五十条 削除（昭和二十五年政令第六十九号削除）

第五十一条 納税地の所轄税務署長は、法第五十三条に規定する者の住所、氏名及び当該申告に係る総所得金額を、毎年四月十五日から同月三十日までの間、当該税務署の掲示場その他当該税務署内の公衆の見やすい場所に掲示する方法により公示しなければならない。（昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正）

第五十二条 法第五十四条第一項の規定による報告をしようとする者は、左の事項を明かにして、国税庁長官又は国税局長にその報告をしなければならない。（昭和二十四年政令第四百十九号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正）

一 報告者の氏名及び住所又は居所

二 納税義務があると認められる者が確定申告書若しくは修正確定申告書を提出しなかつた事実又は当該申告書に記載された法第二十六条第一項第一号乃至第五号及び第十号に規定する額に不足額があると認められる事実（同項第十号に規定する金額が超過額であるときは、当該金額が過大であると認められる事実）の詳細

三 前号の納税義務があると認められる者又は納税義務者の氏名及び住所又は居所

② 法第五十四条第二項において準用する同条第一項の規定により報告をしようとする者は、左の事項を明かにして、国税庁長官又は国税局長に報告しなければならない。（昭和二十三年政令第四百十八号追加、同二十四年政令第四百十九号、同二十五年政令第六十九号改正）

一 報告者の氏名及び住所又は居所

二 法第三十七条、法第三十八条第一項又は法第四十条乃至第四十二条の規定により所得税を徴収する義務

がある者が、その徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた事実の詳細

三 前号の所得税を徴収する義務がある者の氏名又は名称及び住所又は居所

第五十三条 法第五十四条第一項の規定による報告をなした者に交付する報償金の金額は、その報告に因り税務署長又は国税局長が当該更正又は決定に因り徴収することができた税額（法第五十五条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する利子税額、法第五十七条第一項乃至第三項に規定する過少申告加算税額及び無申告加算税額、法第五十七条の二第一項乃至第三項に規定する重加算税額、法第六十二条の四第一項に規定する加算税額並びに国税徴収法第九条第三項に規定する延滞加算税額を除く。）の百分の十以下に相当する金額で、その報告が当該更正又は決定に寄与した程度等に応じ、国税局長の適当と認める金額による。（昭和二十三年政令第四百十八号、同二十四年政令第四百十九号、同二十五年政令第六十九号改正）

② 法第五十四条第二項において準用する同条第一項の規定による報告をなした者に交付する報酬金の金額は、その報告に因り税務署長又は国税局長が徴収することができた税額（法第五十六条第一項に規定する利子税額、法第五十七条第四項に規定する源泉徴収加算税額及び法第五十七条の二第四項に規定する重加算税額及び国税徴収法第九条第三項に規定する延滞加算税額を除く。）の百分の十以下に相当する金額で、その報告が当該徴収に寄与した程度等に応じ、国税局長の適当と認める金額による。（昭和二十三年政令第四百十八号追加、同二十四年政令第四百十九号、同二十五年政令第六十九号改正）

③ 法第五十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報償金は、納税義務者の納税地の所轄国税局長が、これを交付する。（昭和二十三年政令第四百十八号、同二十四年政令第四百十九号改正）



号改正)

第五十四条 相統税法施行令第十四条乃至第十七条の規定は、法第五十七条の三第一項に規定する所得税の延納について、これを準用する。この場合において、相統税法施行令第十四条乃至第十七条中「法第三十九条」とあるのは「法第五十七条の三第二項において準用する相統税法第三十九条」と、相統税法施行令第十四条第一項第一号及び第十五条第一号中「第五条第一項第三号、第四号及び第九号に掲げる事項」とあるのは「納税義務者の氏名及び住所（法施行地に住所がないときは、居所）並びに法第六十五条第四項の規定により通知を受けた納税地があるときは当該納税地」と、相統税法施行令第十四条第二項中「期限内申告書、期限後申告書又は修正申告書の提出に因り法第三十三条第一項から第三項までの規定により」とあるのは「法第二十九条第一項の規定による申告書（同条第四項において準用する法第二十七条の規定による申告書を含む。）の提出に因り法第三十四条第一項又は同条第三項において準用する法第三十二条第四項の規定により」と読み替えるものとする。（昭和二十二年政令第二百四十六号、同二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第六十九号、同二十六年政令第七十号改正）

第五十五条 法第五十七条の三第一項の規定により延納の許可を受けた者は、当該延納に係る分納税額を納付する場合においては、当該分納税額に相統税法第五十二条第一項各号の規定に準じて計算した利子税額をあわせて納付しなければならない。この場合において第一回に納付すべき分納税額に係る利子税額の計算については、第二十九条第一項に規定する申告書の提出期限の翌日を、その起算日とする。（昭和二十二年政令第二百四十六号、同二十三年政令第四百十八号改正、同上第二項を削る。同二十五年政令第六十九号改正）

② 前項の延納税額については、法第五十五条の規定による利子税額を納付することを要しない。（昭和二十五年政令第六十九号改正）

第五十六条 相統税法施行令第十八条乃至第二十五条の規定は、法第五十七条の四第一項に規定する所得税の物納について、これを準用する。この場合において、相統税法施行令第十八条乃至第二十条中「法第四十一条」、「法第四十二条」及び「法第四十三条」とあるのは、それぞれ「法第五十七条の四第二項において準用する相統税法第四十九条」、「同法第五十七条の四第二項において準用する相統税法第四十二条」及び「法第五十七条の四第二項において準用する相統税法第四十三条」と、相統税法施行令第十八条第一項第一号及び第十九条第一項第一号中「第五条第一項第三号、第四号及び第九号に掲げる事項」とあるのは「納税義務者の氏名及び住所（法施行地に住所がないときは、居所）並びに法第六十五条第四項の規定により通知を受けた納税地があるときは当該納税地」と読み替えるものとする。（昭和二十二年政令第二百四十六号、同二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第六十九号改正）

第五十七条及び第五十八条 削除（昭和二十二年政令第二百四十六号削除）

第五十九条 所得税を課せられない法人は、無記名の公債、社債、株式又は証券投資信託の受益証券を取得し又は喪失したときは、その名称、額面金額、記号及び番号を利子、配当又は収益の支払の取扱者に告知しなければならぬ。（昭和二十六年政令第二百五十七号改正）

第五十九条の二 法第六十二条の三第一項の規定に該当する者又は同条第二項に規定する相続人は、同条第一項に規定する財産の種類及び価額、債務の金額並びに大蔵省令で定める事項を記載した財産及び債務の明細表を確定申告書、損失申告書、修正確定申告書又は修正損失申告書に添附して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（昭和二十五年政令第六十九号追加、同二十六年政令第七十号改正）

第六十条 法施行地に住所を有する納税義務者は、居所地を納税地としよるときは、住所地の所轄税務署長及び居所地の所轄税務署長にその旨を申告しなければならない。

② 法施行地に住所及び居所がない納税義務者は、納税地を定め、納税地の所轄税務署長にその旨を申告しな



なければならない。

③ 納税義務者は、その納税地を変更したときは、第一項に規定する場合を除く外、旧納税地の所轄税務署長及び新納税地の所轄税務署長にその旨を申告しなければならない。

④ 法第六十五条第三項の規定による納税地の指定は、その指定しようとする納税地と同条第一項又は第二項前段の規定による納税地とが同一の国税局の管轄区域内にある場合には当該国税局長、その他の場合には国税庁長官がこれをなすものとする。(昭和二十五年政令第六十九号追加)

第六十一条 納税義務者は、納税管理人を定めたときは、その者の氏名及び住所又は居所を納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。

第六十二条 法第一条第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、法施行地においてあたりに第七条の三各号に掲げる事業を開始したとき又はあらたにその事業場を設け若しくはこれを変更し若しくは廃止したときは、その事実があつた日から一箇月以内に、その旨及び左に掲げる事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長(納税地と事業場の所在地とが異なるときは、納税地の所轄税務署長及び事業場の所在地の所轄税務署長)に提出しなければならない。(昭和二十五年政令第六十九号改正)

一 氏名及び住所(法施行地に住所がないときは、居所)

二 事業場の所在地

三 事業の開始又は事業場の設置、変更若しくは廃止の年月日

第六十三条 収税官吏は、法第六十三条の規定により帳簿書類その他の物件を検査するときは、大蔵大臣の定める検査章を携帯しなければならない。

第六十四条 法第六十五条第二項後段中政府とあるのは国税庁長官とし、法第七十三条中政府とあるのは国税

庁長官又は国税局長とし、法第五十八条及び法第六十条乃至第六十二条中政府とあるのは利子所得その他の所得につき支払をなす場所の所轄税務署長とする。(昭和二十三年政令第四百八十八号、同二十四年政令第四百九十九号、同二十五年政令第六十九号改正)

② 前項に規定するものその他この勅令において特別の定をなしたものを除く外、法の規定中政府とあるのは、納税地の所轄税務署長とする。

附則

第一条 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二条 法附則第二条の規定により、法の施行地域から除かれる地域は、左に掲げる地域とする。

- 一 北海道庁根室支庁管内占守郡、新知郡、得撫郡、国後郡、沙那郡、択捉郡、檜取郡、色丹郡並びに花咲郡、歯舞村水島島、勇留島、志発島、多楽島及び秋勇留島
- 二 東京都小笠原島
- 三 島根県隠岐支庁管内五箇村竹島
- 四 鹿児島県大島郡(十島村中黒島、竹島及び硫黄島を除く。)
- 五 沖縄県

第三条 この勅令は、昭和二十二年分以後の所得税につき、これを適用する。但し、譲渡所得のうち、株式及び第七条に規定する資産の譲渡に因る所得に対する所得税については、昭和二十二年四月一日以後における譲渡に因る分に、これを適用する。

第四条及び第五条 削除(昭和二十五年政令第六十九号削除)

第六条 法附則第六条第一項の規定により合同運用信託の利益に対する所得税額から控除すべき甲種の配当利

所得税 所得税法施行規則



子所得に対する分類所得税額は、信託会社において合同運用信託の利益に対する所得税を徴収する際、これを控除しなければならない。

第七条 昭和二十二年一月一日以後この勅令施行前に死亡した者について、相続人がこの勅令施行前にその相続の開始があつたことを知つた場合においては、改正後の第二十九条第一項に規定する申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、この勅令施行後四箇月以内とする。(昭和二十二年政令第百十二号改正)

第八条 常時五人以上の労働者を使用する個人でこの勅令施行の際、従前の第四条ノ二第二項の規定により税務署長の指定を受けているものは、これを、改正後の第四十四条の規定により税務署長の指定を受けた者とみなす。(昭和二十二年政令第百十二号改正)

第九条 法附則第九条第二項の規定により提出すべき申告書は、給与の支払の場所(二以上の支払の場所があるときは、主たる給与の支払の場所)の所轄税務署長に提出しなければならない。

第十条 昭和二十二年に限り、四月予定申告書には同年六月一日の現況により、第十九条第一項に規定する事項を記載し、これを同日から同月三十日まで提出しなければならない。

② 昭和二十二年に限り、七月予定申告書には、同年八月一日の現況により、第十九条第一項に規定する事項を記載し、これを同日から同月三十一日まで提出しなければならない。

③ 昭和二十二年に限り、七月修正予定申告書には、同年八月一日の現況により、第十九条第一項に規定する事項のうち、異動があつた事項を記載し、これを同日から同月三十一日までに提出しなければならない。

④ 昭和二十二年に限り、第一期の納期は同年六月一日から同月三十日限とし、第二期の納期は同年八月一日から同月三十一日限とする。

⑤ 昭和二十二年に限り、第三十四条中「四月一日」とあるのは「六月一日」、「四月一日から同月三十日まで」とあるのは「六月一日から同月三十日まで」、「七月一日」とあるのは「八月一日」、「七月一日から同月三十日まで」とあるのは「八月一日から同月三十一日まで」と読み替えるものとする。

とあるのは「六月一日から同月三十日まで」、「七月一日」とあるのは「八月一日」、「七月一日から同月三十一日まで」とあるのは「八月一日から同月三十一日まで」と読み替えるものとする。

第十条の二 昭和二十三年に限り、七月予定申告書及び七月修正予定申告書に関する規定は、これを適用しない。(昭和二十三年政令第百四十八号追加)

② 昭和二十三年に限り、第二条中「四月一日」とあるのは「七月一日」と読み替えるものとする。(同上)

③ 昭和二十三年に限り、第十三条中「法別表第一に定める金額」とあるのは「法別表第一の二に定める金額」と読み替えるものとする。(同上)

④ 昭和二十三年に限り、第二十九条第一項及び第三十条第一項中「一万五千元」とあるのは「一万三千二百二十五円」と読み替えるものとする。(同上)

⑤ 昭和二十三年に限り、第三十四条第一項中「四月一日、七月一日」とあるのは「七月一日」と、「第一期分、第二期分又は第三期分」とあるのは「第一期分又は第二期分」と読み替え、同条第二項中「四月一日、七月一日」とあるのは「七月一日」と、「四月一日から同月三十日まで、七月一日から同月三十一日まで」とあるのは「七月一日から同月三十一日まで」と読み替え、同条第四項中「七月一日又は十月一日」とあるのは「七月一日」と、「それぞれ七月一日から同月三十一日まで又は十月一日から同月三十一日まで」とあるのは「第二期分」とあるのは「第二期分」と、「それぞれ七月一日から同月三十一日まで又は十月一日から同月三十一日まで」とあるのは「十月一日」と、「第二期分又は第三期分」とあるのは「第二期分」と読み替え、同条第五項中「七月一日又は十月一日」とあるのは「十月一日」と、「第二期分又は第三期分」とあるのは「第二期分」と読み替え、同条第七項中「第四期」とあるのは「第三期」と読み替えるものとする。(同上)

⑥ 昭和二十三年に限り、第三十九条第一項中「第二期以後又は第三期以後」とあるのは「第二期以後」と読み替え、同条第二項中「第四期」とあるのは「第三期」と読み替えるものとする。(同上)



第十一條 財産稅法施行規則の一部を次のように改正する。(以下省略)  
第十二條 増加所得稅の課稅については、なお従前の所得稅法施行規則第二條乃至第三條、第十條、第十一條、第十二條ノ三、第十二條ノ四、第三十四條第二項、第四十三條第二項、第四十五條、第八十二條乃至第八十五條、第九十九條、第一百條及び第一百二條乃至第一百四條ノ二並びに従前の財産稅法施行規則附則第二項の規定による。

第十三條 昭和二十二年勅令第四十二號(昭和二十一年の災害被害者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する勅令)の一部を次のように改正する。(以下省略)

附則 (昭和二十二年六月二十八日政令第一百十二號 所得稅法施行規則の一部を改正する政令)  
この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十二年十月二十日政令第二百二十一號 所得稅法施行規則の一部を改正する等の政令)  
この政令は、公布の日から、これを施行する。(以下略)

附則 (昭和二十二年十一月三十日政令第二百四十六號 所得稅法施行規則の一部を改正する等の政令)  
第一條 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第二條 この政令施行前に徵收すべき所得稅を徵收しなかつた場合又は徵收した稅金を納付しなかつた場合において、この政令施行の際現に徵收していなかつた所得稅の稅額又は納付していなかつた所得稅の稅額に計算する稅額は、当該稅額に、この政令施行の日から納付の日(所得稅法第四十三條第一項の規定により國稅徵收の例により支払者から所得稅を徵收する場合においては、國稅徵收法施行規則第一條に規定する納稅告知書に記載された納期日)までの日數に應じ、稅額百圓につき一日十錢の割合を乗じて計算した金額とする。

② 前項に定めるものを除く外、改正後の所得稅法施行規則の規定(加算稅に関する部分を除く。)は、昭和二十

十二年分以後の所得稅につき、これを適用する。但し、所得稅法施行規則第九條の二の改正規定は、昭和二十三年一月一日以後における一時所得に対する分から、これを適用する。

附則 (昭和二十三年七月七日政令第四百十八號 所得稅法施行規則の一部を改正する等の政令)

第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。(但書略)

第二十二條 改正後の所得稅法施行規則の規定(第四十四條、第五十一條第二項、第五十二條第二項及び第五十三條第二項の規定、同條第三項の規定中法第五十四條第二項に関する部分並びに附則第四條の規定を除く。)は、昭和二十三年分の所得稅から、これを適用する。

② 昭和二十二年分の所得稅の稅額に計算すべき稅額については、なお従前の所得稅法施行規則第五十四條又は第五十五條の例による。

附則 (昭和二十四年二月十一日政令第四十七號 水産業協同組合法の施行等に関する政令)

この政令は、昭和二十四年二月十五日から施行する。

附則 (昭和二十四年五月三十一日政令第四百十九號 大藏省設置法等の施行に伴う政令等の整理に関する政令)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十四年八月四日政令第二百九十五號 土地改良法施行令)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年一月十四日政令第二號 所得稅法施行規則の一部を改正する政令)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年三月三十一日政令第六十九號 所得稅法施行規則の一部を改正する政令)

1 この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

所得稅 所得稅法施行規則



- 2 改正後の所得税法施行規則の規定(第二条、第十二条の二、第十二条の三、第四十条、第四十一条、第四十三條第一項、第四十四條から第四十四條の三まで、第四十五條第一項、第四十六條の二、第五十一条、第五十二條、第五十三條第二項の規定を除く。)は、昭和二十五年分の所得税から適用する。
- 3 この政令の施行の際改正前の所得税法施行規則第十五條各号に掲げる重要物産で改正後の同條各号に掲げられていないものの製造、採掘又は採取を業とする個人が、これらの業務から生ずる所得について所得税法第二十條の規定による所得税の免除を受けている場合においては、当該個人の当該業務から生ずる所得については、当該所得税の免除期間が残存する間、なお従前の例による。
- 4 所得税法の一部を改正する法律附則第二十三項の規定による届出は、改正後の所得税法施行規則第十二條の四各号に規定する評価の方法のうちそのよるべき一の方法を選定してしなければならない。
- 5 所得税法の一部を改正する法律附則第二十四項の規定による届出は、改正後の所得税法施行規則第十二條の六第一項各号又は第二項に規定する償却の方法のうちそのよるべき一の方法を選定してしなければならない。

附則 (昭和二十六年一月二十六日政令第十号 所得税法施行規則の一部を改正する政令)

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年分の所得税から適用する。

附則 (昭和二十六年一月三十日政令第二十二号 鉱業法等の施行に伴う関係命令の整理に関する政令)

この政令は、鉱業法の施行の日から施行する。

附則 (昭和二十六年三月三十一日政令第七十号 所得税法施行規則の一部を改正する政令)

- 1 この政令は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の所得税法施行規則中給与所得及び退職所得の源泉徴収に関する規定は、昭和二十六年四月一日以後に支払期が到来する給与所得及び退職所得から適用し、その他の規定は、昭和二十六年分以後の所得税から適用する。

附則 (昭和二十六年五月三十一日政令第七十一号 所得税法施行規則の一部を改正する政令)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の所得税法施行規則(以下「規則」という。)の規定は、昭和二十六年分の所得税から適用し、昭和二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 3 この政令施行の際改正前の規則第十五條各号に掲げる重要物産で改正後の同條各号に掲げられていないものの製造、採掘又は採取を業とする個人が、これらの業務から生ずる所得について所得税法(以下「法」という。)第二十條の規定による所得税の免除を受けている場合においては、当該個人の当該業務から生ずる所得については、当該所得税の免除期間が残存する間、なお従前の例による。
- 4 この政令施行の際改正後の規則第十二條の十二の規定に該当する固定資産を有する個人は、この政令施行の日から二月以内に、当該固定資産の償却の方法について同條に規定する方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。
- 5 この政令施行の際に取替資産を有する個人は、当該資産の取得価額の合計額から当該資産の償却について取替法を採用しようとする年の前年十二月三十一日までに各年分の所得の金額の計算上必要な経費に算入された当該資産の償却額(第六項の規定により必要な経費に算入された金額を含む。)の合計額を控除した金額が当該資産を新たに取得する場合の取得価額等を基準として大蔵省令で定める金額に満たない場合においては、その年分については、当該資産の償却について取替法を採用することができないものとする。但し、その年の前年十二月三十一日当時の状況により当該個人についてその収益の状況が著しく悪い場合その他大蔵省令で定める特殊の事由がある場合において、納税地の所轄税務署長の承認をうけたときは、この限りでない。



6 前項の規定により取替資産の償却について取替法を採用することができない個人がその取替法を採用することができない年に取り替え、又は取り替えようとする新たな取替資産の取得価額のうち大蔵省令で定める金額以下の金額を必要な経費に算入する旨を七月予定申告書、十一月予定申告書、確定申告書、損失申告書又は法第二十九条第一項若しくは第二項に規定する申告書に記載した場合には、その記載した金額は、その年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

7 前項の申告書は、当該申告書の提出期限内に提出された申告書又は法第三十三条第三項但書の規定に該当する場合において提出された申告書に限るものとする。

附 則 (昭和二十六年七月二日政令第二百五十七号 所得税法施行規則の一部を改正する政令)  
この政令は、公布の日から施行する。

### ○所得税法施行細則 (昭和二十二年三月三十一日大蔵省令第二十九号)

改正 昭和二十二年大蔵省令第六十二号、同年大蔵省令第九号、同二十三年大蔵省令第五十七号、同年大蔵省令第七十三号、同二十四年大蔵省令第三十八号、同二十五年大蔵省令第十六号、同年大蔵省令第四十四号、同二十六年大蔵省令第十七号、同年大蔵省令第四十八号、同年大蔵省令第六十四号

第一条 所得税法施行規則(昭和二十二年勅令第一百十号。以下「規則」という。)第十条第一項の規定により、各年分の所得の金額の計算上必要な経費に算入する同条第二項に規定する固定資産の償却額は、当該固定資産について固定資産の耐用年数等に関する省令(昭和二十六年大蔵省令第五十号)に定める耐用年数(規則第十条第四項又は第六項の規定により耐用年数の短縮の承認を受け又は承認を受けた耐用年数を延長された固定資産については、その承認を受けた耐用年数又は延長後の耐用年数)に應じ、同令に定める固定資産の種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の区分)ごとに、且つ、耐用年数の異なるものについては、その異なるごとに、個人が選定した又はよるべきものとして定められた規則第十二条の十一及び第十二条の十二に規定する償却の方法並びに固定資産の耐用年数等に関する省令に定める当該償却の方法に應ずる償却率により計算した金額とする。(昭和二十五年省令第四十四号追加、同二十六年省令第十七号、同年省令第四十八号改



正)

第二条 左の各号に掲げる固定資産の償却額は、前条の規定にかかわらず、左の各号に定めるところによる。  
(昭和二十五年省令第四十四号追加、同二十六年省令第四十八号改正)

一 年中途において新たに所得の基因となり又は事業の用に供された固定資産の当該年分の償却額は、前条の規定により計算した当該固定資産の償却額にその所得の基因となり又は事業の用に供された日からその年十二月三十一日までの期間の月数を乗じ、これを十二で除して計算した金額とする。

二 年中途において所得の基因でないこととなり又は事業の用に供されないこととなつた固定資産の当該年分の償却額は、譲渡し又は滅失した固定資産については零とし、その他の固定資産については前条の規定により計算した当該固定資産の償却額にその年一月一日からその所得の基因でないこととなり又は事業の用に供されないこととなつた日までの期間の月数を乗じ、これを十二で除して計算した金額とする。

三 年中途において死亡し又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。)の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合における固定資産の償却額は、前条の規定により計算した当該固定資産の償却額にその年一月一日からその死亡の日又は住所及び居所を有しないこととなる日までの期間の月数を乗じ、これを十二で除して計算した金額とする。

② 前項の月数は、曆に従いこれを計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。(昭和二十六年省令第四十八号追加)

第二条の二 規則第十条第五項の規定により増加償却の承認を受けた固定資産の当該承認を受けた期間(同条第六項の規定により増加償却の期間を短縮された場合には、その承認されないこととなつた期間を除く。)に係る償却額は、前二条の規定にかかわらず、これらの規定により計算される当該固定資産の償却額と当該償

却額に規則第十条第五項の規定により国税庁長官の承認した割合(同条第六項の規定により増加償却の割合を減少された場合には、その減少後の割合)を乗じて計算した金額との合計額とする。(昭和二十六年省令第四十八号改正)

第三条 有形固定資産の償却額の累積額が当該有形固定資産の取得価額又は製作価額の百分の九十に相当する金額をこえるに至る場合のそのこえる部分の金額は、前三条の規定にかかわらず、各年分の所得の金額の計算上、これに必要な経費に算入しない。(昭和二十五年省令第四十四号追加、同二十六年省令第四十八号改正)

第三条の二 償却額の累積額が取得価額又は製作価額の百分の九十に相当する金額に達した左の各号に掲げる有形固定資産がなお所得の基因となり又は事業の用に供されている場合においては、当該有形固定資産がなお所得の基因となり又は事業の用に供されている間に限り、当該有形固定資産の残存価額から一円を控除した金額を固定資産の耐用年数等に関する省令に定める当該有形固定資産の耐用年数の三分の三に相当する年数で除して得た金額は、当該有形固定資産の償却額の累積額がその取得価額又は製作価額の百分の九十に相当する金額に達した年の翌年以後の各年分の所得の金額の計算上、これに必要な経費に算入する。(昭和二十六年省令第四十八号追加)

- 一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物
- 二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

② 前項の規定により耐用年数の十分の三に相当する年数を計算する場合において一年未満の端数を生じたときは、これを一年とする。(同上)

③ 第一項の規定は、七月予定申告書、十一月予定申告書、確定申告書、損失申告書又は法第二十九条第一項  
所得税 所得税法施行細則



若しくは第二項に規定する申告書に第一項に規定する金額を必要な経費に算入すること及びその金額の計算に関する事項の記載がない場合には、これを適用しない。(同上)

第四条 耐用年数一年未満の固定資産又は取得価額若しくは製作価額一万円(固定資産の耐用年数等に関する省令別表四に掲げる固定資産にあつては、五千円)未満の固定資産については、前五条の規定は、適用しない。但し、事業(貸付を含む。)の開始又は拡張のために新たに所得の基因となり又は事業の用に供された固定資産で、その耐用年数が一年以上であるものについては、この限りでない。(昭和二十五年省令第四十四号追加、同二十六年省令第四十八号改正)

第四条之二 規則第十条第四項に規定する事由は、左の各号の一に掲げる事由とする。(昭和二十六年省令第四十八号追加)

- 一 固定資産の耐用年数等に関する省令に定める一の耐用年数を用いて償却額を計算すべき固定資産の構成が当該個人と同様の事業(貸付を含む。)を営む他の個人の有する当該耐用年数を用いて償却額を計算すべき同一種類の固定資産の通常の構成と著しく異なること。
- 二 固定資産の材質又は製作方法が当該固定資産の種類及び構造を同じくする固定資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること。
- 三 固定資産の存する地盤が隆起し又は沈下したこと。
- 四 機械及び装置の属する設備が固定資産の耐用年数等に関する省令別表二に設備の種類を特掲された設備以外のものであること。
- 五 機械及び装置が製造方法の急速な進歩等により旧式化し、当該機械及び装置を使用し得る期間が当初の予定使用期間に比して著しく短くなつたこと。

六 固定資産が修理又は手入の不十分に因り著しく損耗し、当該固定資産を使用し得る期間が当初の予定使用期間に比して著しく短くなつたこと。

七 その他前各号に準ずる特別の事由があること。

第四条之三 規則第十条第四項の規定による承認を受けようとする個人は、左に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。(昭和二十六年省令第四十八号追加)

- 一 規則第十条第四項の規定の適用を受ける固定資産の種類及び名称並びにその所在する場所
- 二 当該固定資産について定められた耐用年数
- 三 当該固定資産の承認を受けようとする耐用年数
- 四 前条各号に掲げる事由のいずれに該当するか
- 五 当該固定資産について定められた耐用年数が実際の耐用年数と異なる事由及びその事実
- 六 その他参考となるべき事項

③ 前項の申請書には、その有する固定資産の実際の耐用年数が固定資産の耐用年数等に関する省令別表一から別表三までに定められた耐用年数と著しく異なること(構築物並びに機械及び装置でその全部を総合した耐用年数と設備の区分別に分別した耐用年数とが定められているものについては、そのよるべき償却の方法に従い、総合償却法によるべき個人は、総合償却をする資産の全部の実際の総合耐用年数が固定資産の耐用年数等に関する省令別表一又は別表二に定められた総合耐用年数と著しく異なること、分別償却法によるべき個人は、その分別された資産の実際の耐用年数が固定資産の耐用年数等に関する省令別表一又は別表二に定められた耐用年数と著しく異なること)を証する書類を添付しなければならない。(同上)



第四條の四 規則第十條第五項の規定による承認を受けようとする個人は、左に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。(昭和二十六年省令第四十八号追加)

- 一 規則第十條第五項の規定の適用を受ける固定資産の種類及び名称並びにその所在する場所
- 二 当該個人の事業の通常の経済事情における当該固定資産の平均的な使用時間
- 三 申請をしようとする日前一年間における月別の当該固定資産の平均使用時間及びその承認を受けようとする期間における月別の当該固定資産の予想平均使用時間
- 四 承認を受けようとする期間及び割合
- 五 当該固定資産の損耗度の著しい事実
- 六 その他参考となるべき事項

② 前項の申請書には、当該個人の当該固定資産の使用時間が当該個人の事業の通常の経済事情における当該固定資産の平均的な使用時間を著しくこえること及びそのこえることにより当該固定資産の減耗度が著しいことを証する書類を添附しなければならない。(同上)

第五條 規則第十條の三第一項に規定する牛、馬、果樹その他これらに類する物(以下「牛馬果樹等」という)は、左に掲げるものとする。(昭和二十五年省令第四十四号追加、同二十六年省令第四十八号改正)

- 一 牛、馬及びめん羊
- 二 柑きつ樹、りんご樹、ぶどう樹、なし樹、桃樹、櫻桃樹、びわ樹、栗樹、梅樹、かき樹、あんず樹、すもも樹及びいちじく樹
- 三 茶樹、オリーブ樹、桑樹、こうりやなぎ、みつまた、こうぞ、ラミイ及びホップ

第五條の二 規則第十條の三の規定により、各年分の所得の金額の計算上必要な経費に算入する牛馬果樹等の減価の価額は、これらの物の取得価額及びその成熟に要した金額のうち各年分の所得の金額の計算上必要な経費に算入されなかつた金額の合計額(以下「成熟費」という)からその残存価額を控除した金額を基礎とし、固定資産の耐用年数等に関する省令に定める牛馬果樹等の使用又は収穫可能な年数に応じて同令に定めるその年数に応じた比率を乗じて計算した金額とする。(昭和二十六年省令第四十八号追加)

② 前項の規定による牛馬果樹等の減価の価額の計算をなす場合におけるその残存価額は、左に掲げる金額とする。(同上)

一 牛

- 小運搬使役用のもの 成熟費の百分の四十に相当する金額
- 乳用牛繁しよく用のもの及び役肉用牛種付用のもの 成熟費の百分の二十に相当する金額
- 乳用牛種付用のもの 成熟費の百分の十に相当する金額
- その他の用のもの 成熟費の百分の五十に相当する金額

二 馬

- 小運搬使役用、繁しよく用及び競走用のもの 成熟費の百分の二十に相当する金額
- 種付用のもの 成熟費の百分の十に相当する金額
- その他の用のもの 成熟費の百分の三十に相当する金額
- 三 その他 成熟費の百分の十に相当する金額

③ 第二條、第三條及び第四條の規定は、牛馬果樹等の減価の価額の計算について、これを準用する。この場合において、第三條中「取得価額又は製作価額の百分の九十に相当する金額」とあるのは、「成熟費から第



五条の二第二項に規定する区分に従い同項に規定する金額を控除した金額」と読み替えるものとする。(同上)

第五条の三 規則第十条の十第一項に規定する月数は、左に掲げる数とする。(昭和二十六年省令第四十八号追加)

- 一 船舶については、四十八(当該船舶が船舶安全法第十条第一項但書に規定する小型船である場合には、三十六)
- 二 鉄鉄製造用のよう、鋳炉及び熱風炉については、最近において行われた規則第十条の十第一項第二号に規定する修繕(以下「特別修繕」という)の直前の特別修繕の完了の日(築造後初めて行われた特別修繕が最近において行われた特別修繕である炉については、その築造の完了の日)から当該最近の特別修繕の完了の日までの期間の月数(当該炉が新たに築造されたもの又は他から譲り受けたものである等のためその月数の計算のできない炉については、当該炉の種類、構造、容積量、築造後の経過年数等について状況の類似する他の炉の最近において行われた特別修繕の直前の特別修繕完了の日から最近の特別修繕の完了の日までの期間を基礎とし当該個人の申請に基づき納税地の所轄税務署長が認定した月数)
- 三 板ガラス製造用のよう、解炉については、二十四

② 前項第二号の月数は、曆に従いこれを計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。(同上)

第六条 規則第十二条の九第一項第七号の規定により納税地の所轄税務署長の承認を受けようとする者は、前年十二月三十一日までに同条第一号から第六号までに定めるたな卸資産の評価の方法により難い理由、その承認を受けようとする方法その他参考となるべき事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出し

ればならない。(昭和二十五年省令第四十四号追加、同二十六年省令第十七号改正)

第七条 規則第十二条の十一第三項に規定する取替法によつて償却することができる資産は、鉄道設備又は軌道設備に属する固定資産のうち、左に掲げるものとする。(昭和二十五年省令第四十四号追加、同二十六年省令第四十八号改正)

- 一 軌条及び同附属品、枕木、転てつ器、てつさ並びにボンド
- 二 電信電話線、電燈電力線、信号機、送配電線、き電線、電車線、木柱及び木塔並びに電柱以外の電線支持物

② 規則第十二条の十一第三項の規定による承認を受けようとする個人は、取替法により償却額の計算をしよとする固定資産の種類及び名称並びにその所在する場所その他の必要な事項を記載した申請書を、法第十条の四第三項において準用する法第十条の三第四項に規定する申請書と同時に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(同上)

第八条 なつ染用銅ロール、活字に常用されている金属、漁網、映画用フィルムその他減価償却に代え当該資産の減量率、損耗率又は減価率に応じてその減量し、損耗し又は減価した部分の価額を減価の価額として各年分の所得の金額の計算上必要な経費に算入することを適当とする資産で国税庁長官の指定するものについては、当該資産の取得に要した金額その他当該資産について支出した金額に当該資産を有する個人の申請に基づき国税庁長官が認定した減量率、損耗率又は減価率を乗じて計算した金額は、各年分の所得の金額の計算上、これに必要な経費に算入する。(昭和二十五年省令第四十四号追加、同二十六年省令第十七号、省令第四十八号改正)

③ 前項の規定による認定を受けようとする個人は、その認定を受けようとする減量率、損耗率又は減価率の算定の基礎を証する書類を添付した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければ



ばならない。(昭和二十六年省令第四十八号追加)

**第九条** 事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得を有する個人で青色申告書を提出することにつき納税地の所轄税務署長の承認を受けようとする者(その承認を受けた者を含む。以下「青色申告者」という。)は、法第二十六条の三第二項の規定により、その事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得の計算に関して備え付ける帳簿書類については、第十条から第十八条までに定めるところによらなければならない(昭和二十五年省令第四十四号追加、同二十六年省令第十七号改正)

**第十条** 青色申告書は、青色申告書の提出を認められようとする年分の事業所得及び不動産所得につき、これらの所得が正確に計算できるように、左の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引(以下「取引」という。)を正規の簿記の原則に従い、整然と、且つ、明りよりに記録し、その記録に基づき貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。(昭和二十五年大蔵省令第四十四号追加)

一 事業所得については、その事業に係る資産、負債及び資本  
二 不動産所得については、その貸し付けた不動産等に係る資産、負債及び資本

② 前項に規定する青色申告者は、同項に規定する取引で同項各号に掲げる所得の総収入金額又は必要な経費に算入されない収入又は支出を含むものについては、その都度当該総収入金額又は必要な経費に算入されない部分の金額を除いて記録しなければならない。但し、その都度区分整理し難いものについては、年末において、これを一括して区分整理することを妨げない。(同上)

③ 前二項の規定は、青色申告者で山林所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの山林所得及び当該山林に係る取引について、準用する。(同上)

④ 青色申告者で譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に関して備え

付ける帳簿書類については、国税庁長官の定めるところによる。(同上)

**第十一条** 青色申告者は、帳簿を備え、別表一に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。(昭和二十五年省令第四十四号追加、同二十六年省令第四十八号本条及び別表一改正)

**第十二条** 青色申告者は、すべての取引を貸方及び借方に仕訳する帳簿を備え、取引の発生順に、取引の年月日、内容、第十三条に規定する帳簿の丁数、勘定科目及び金額を記載しなければならない。(昭和二十五年省令第四十四号追加)

**第十三条** 青色申告者は、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿を備え、その勘定には、記載の年月日、相手方勘定科目並びに前条に規定する帳簿の丁数及び金額を記載しなければならない。(昭和二十五年省令第四十四号追加)

**第十四条** 青色申告者は、毎年その年十二月三十一日(法第二十九条第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、その死亡の日又は法施行地に住所及び居所を有しないこととなる日 以下同じ。)において、たな卸資産のたな卸その他決算のために必要な事項の整理を行い、その事績を明りよりに記録しなければならない。(昭和二十五年省令第四十四号追加)

② その年においてあらたに青色申告者となつた者は、その年一月一日(年の中途においてあらたに開業した場合においては、その開業の日)において、たな卸資産のたな卸をなし、且つ、諸勘定科目につき必要な整理を行い、その事項を明りよりに記録しなければならない。(同上)

③ 前二項に規定するたな卸については、たな卸表を作成し、たな卸資産の種類、品質、型等の異なるごとに、数量、単価及び金額を記載しなければならない。この場合において、たな卸資産に附すべき単価は、規則第十二条の九に規定する評価の方法のうち当該個人が選定した方法(規則第十二条の十第一項の規定の適



用を受ける個人については、そのよるべきものとして定められた方法により評価すべき価額を記載するものとする。(昭和三十五年省令第四十四号追加、同三十六年省令第十七号、同年省令第四十八号改正)

第十五条 青色申告者は、毎年十二月三十一日において、国税庁長官の定める科目に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。(昭和三十五年省令第四十四号追加)

第十六条 青色申告者は、帳簿を備え、左に掲げる事項を記載しなければならない。(昭和三十五年省令第四十四号追加)

一 事業所得及び不動産所得(第十条第三項又は第四項の規定の適用がある場合においては、譲渡所得又は山林所得を含む。)の総収入金額に算入されない収入につき、その収入の年月日、事由及び金額

二 法第十一条の三に規定する損失を受けた場合においては、その損失のあつた年月日、損失の原因、損失を受けた資産の種類、品名、数量及び金額

三 法第十一条の四に規定する医療費を支出した場合においては、支出の年月日、事由、支出先及び金額

第十七条 青色申告者は、左に掲げる帳簿書類を整理し、五年間これを保存しなければならない。(昭和三十五年省令第四十四号追加)

一 第十条第四項、第十一条から第十三条まで及び前条に規定する帳簿並びに取引に関して作成されたその他の帳簿

二 たな卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類

三 取引に関して相手方から受け取り又は自己の作成した注文書、契約書、送り状、領収書、伝票、その他の証拠書類。但し、相手方に交付し、自己の所持しないものを除く。

② 前項の期間は、簿帳についてはその閉鎖の日の属する年の翌年、書類についてはその作成又は受領の日の

属する年の翌年から、起算する。(同上)

第十八条 青色申告者は、その業種、業態、規模等により、第十一条から第十六条までの規定により難いときは、所轄税務署長の承認を受け、第十一条から第十六条までに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる。(昭和三十五年省令第四十四号追加)

第十九条 規則第二十六条の四に規定する青色申告書に添付すべき書類は、左に掲げるものとする。(昭和三十五年省令第四十四号追加)

一 貸借対照表及び損益計算書

二 事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得の計算に関する明細書(事業所得のうち変動所得がある場合においては、当該変動所得とその他の事業所得とに区分した明細書)

三 前号に掲げる所得の計算上の損失に関する明細書

第二十条 規則第三十二条又は規則第四十条の納付書の書式は、別表二による。(昭和三十五年省令第四十六号、同年省令第四十四号改正、同二十六年省令第十七号別表六(一)中備考改正、同年省令第四十八号改正別表六を別表三とする。昭和三十六年省令第六十四号別表三(一)改正)

第二十一条 規則第四十条の計算書の書式は、別表三(昭和三十五年省令第十六号、同年省令第四十四号改正、同二十六年省令第十七号別表六(一)中備考改正、同年省令第四十八号改正別表六を別表三とする。昭和三十六年省令第六十四号別表三(一)改正)

第二十二条 法第四十条の規定により、同条に規定する過納額をその年最後に給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に充当し、なお過納額があるときはその翌年において給与の支払をなす際徴収すべき所得税額に順次充当することとなつてゐる場合において、徴収すべき税額がなくなつたときは、同条に規定する給与の支払者は、所轄税務署長の承認を受けて、当該過納額に相当する金額を還付する。この場合において当該還付金に相当する金額は、法第三十八条第一項又は法第四十条の規定により当該給与の支払者の納付すべき税額から、これを控除する。(昭和三十二年省令第九号追加、同二十五年省令第四十四号、同二十六年省令第



十七号改正)

第二十三条 法施行地において利子の支払をなすべき公債又は社債を募集した者(委託募集の場合においては、委託を受けて募集した者)は、法第五十八条の規定により、その公債又は社債につき、左に掲げる事項を記載した調書を、所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年省令第四十四号、同二十六年省令第六十四号改正)

- 一 公債又は社債の名称及びその総額
- 二 利子支払期限及び利率
- 三 償還の方法及び期限
- 四 数回に分けて払込をなさしめるときは、その払込の金額及び時期
- 五 発行の価額又はその最低価額
- 六 記名式又は無記名式の別
- 七 募入条件

② 法施行地において収益の分配をなすべき証券投資信託の受益証券を募集した者は、法第五十八条の規定により、その受益証券につき、左に掲げる事項を記載した調書を、所轄税務署長に提出しなければならない。

(昭和二十六年省令第六十四号追加)

- 一 委託者及び受託者の名称
- 二 受益証券の名称及び発行総額並びに受益権の総口数
- 三 信託契約期間
- 四 信託の元本の償還並びに収益の分配の方法及び時期
- 五 受益証券の発行価額

- 六 記名式又は無記名式の別
- 七 募集条件

第二十四条 法施行地において無記名の公債、社債、株式又は証券投資信託の受益証券について利子、配当又は収益の支払を受ける者は、法第五十九条の規定により、左に掲げる事項を利子、配当又は収益の支払の取扱者に告知しなければならない。(昭和二十五年省令第四十四号、同二十六年省令第六十四号改正)

- 一 支払を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 公債、社債、株式又は証券投資信託の受益証券の種類
- 三 支払を受ける利子、配当又は収益の金額
- 四 公債、社債、株式又は証券投資信託の受益証券につき元本の所有者でない者が利子、配当又は収益の支払を受けるときは、その元本の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所

② 前項の場合において、無記名の公債、社債、株式又は証券投資信託の受益証券の利子、配当又は収益で一回の支払を受ける金額が百五十円に満たない場合においては、同項の告知は、これをなすことを要しない。(同上)

第二十四条の二 法施行地において、新たに俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与又はこれらの性質を有する給与の支払をなすこととなつた者(規則第四十二条の規定に該当する給与の支払者を除く)は、法第六十条の規定により、左に掲げる事項を記載した申告書を、その支払をなすこととなつた日から一箇月以内に、所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十六年省令第十七号追加)

- 一 給与の支払者の氏名又は名称及び給与支払の場所
- 二 支払をなすこととなつた年月日
- 三 使用人の職名別人員



四 その他参考となるべき事項

② 法施行地において、俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与又はこれらの性質を有する給与の支払をなしていた者（規則第四十二条の規定に該当する給与の支払者を除く。）は、それらの給与の支払をしなくなったときは、その支払をしなくなった日から一箇月以内に、その旨を所轄税務署長に届け出なければならない。（同上）

第二十五条 法施行地において公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益の支払をなす者は、法第六十一条第一項第一号の規定により、支払を受ける者の各人別に、左に掲げる事項を記載した支払調書を、その支払をなした年の翌年一月三十一日までに、所轄税務署長に提出しなければならない。（昭和二十五年省令第四十四号改正）

一 支払を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 その年中の利子又は利益の支払金額

三 公債、社債、預金又は合同運用信託の種類、元本、利率、利子計算期間その他支払金額の計算の基礎

四 支払金額が確定した日

五 無記名の公債又は社債の利子の支払を受けた者が元本の所有者と異なるときは、元本の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所

② 前項の場合において、登録した公債若しくは社債、郵政官署の保管に係る公債若しくは社債又は預金の利子若しくは合同運用信託の利益で同一人に対する支払金額が年千円に満たない場合及び前条第二項に規定する場合においては、前項の支払調書は、これを提出することを要しない。（昭和二十四年省令第三十八号、同二十五年省令第四十四号改正）

③ 無記名の公債又は社債の利子については、前条第一項の規定による告知書を第一項の支払調書に代えることができる。（昭和二十五年省令第四十四号改正）

第二十六条 法施行地において利益若しくは利息の配当、剰余金又は証券投資信託の収益の分配をなす法人は、法第六十一条第一項第二号の規定により、支払を受ける者の各人別に、左に掲げる事項を記載した支払調書を、その支払の確定した日から一箇月以内（無記名株式の配当又は無記名受益証券の収益の分配については、その支払をなした年の翌年一月三十一日まで）に、所轄税務署長に提出しなければならない。（昭和二十五年省令第四十四号、同二十六年省令第六十四号改正）

一 支払を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 配当、剰余金又は証券投資信託の収益の分配の支払金額（無記名株式の配当又は無記名受益証券の収益の分配については、その年中の支払金額）

三 支払を受ける者の種類別及び払込金額別の株式数、出資金額、基金、受益権の口数その他支払金額の計算の基礎

四 支払金額が確定した日

五 無記名株式の配当又は無記名受益証券の収益の分配を受けた者が元本の所有者と異なるときは、元本の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所

② 前項の場合において、法人の利益若しくは利息の配当、剰余金又は証券投資信託の収益の分配で、一回の支払金額が二百円に満たない場合においては、同項の支払調書は、これを提出することを要しない。（同上）

③ 前条第三項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。（昭和二十五年省令第四十四号改正）



**第二十七条** 法施行地において法第四十二条又は規則第四十六条の二に規定する報酬又は料金の支払をなす者は、法第六十一条第一項第三号の規定により、支払を受ける者の各人別に、その支払をなした年の翌年一月三十一日までに、左に掲げる事項を記載した支払調書を、所轄税務署長に提出しなければならない。（昭和二十五年省令第十六号、同年省令第四十四号改正）

- 一 支払を受ける者の氏名及び住所又は居所
- 二 その年中の支払金額
- 三 その他参考となるべき事項

**第二十八条** 合同運用信託及び証券投資信託以外の信託の受託者は、法第六十一条第二項の規定により、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下同じ。）は毎事業年度終了後一箇月以内に、信託会社以外の受託者は毎年一月三十一日までに、各信託につき、左に掲げる事項を記載した計算書を所轄税務署長に提出しなければならない。（昭和二十五年省令第四十四号、同二十六年省令第六十四号改正）

- 一 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 信託行為の時及び信託の期間
- 三 信託会社については各事業年度末、信託会社以外の受託者については前年十二月末日における信託財産の種類及び現在額
- 四 信託会社については各事業年度中、信託会社以外の受託者については前年中における信託財産の異動並びに信託に関する収入及び支出
- 五 その他信託行為の内容に関する事項

**第二十九条** 第二十五条第一項、第二十六条第一項及び第二十七条第一項の支払調書並びに前条の計算書の書式は、別表四による。（昭和二十五年省令第四十四号改正、同二十六年省令第四十八号改正別表七を別表四とする。同年省令第六十四号改正別表四(三)を別表四(四)とし、別表四(四)を別表四(五)とし、別表四(五)を追加）

**第三十条** 法施行地において法第六十一条の二第一項各号に掲げる金額の支払又は交付をなす法人は、同項の規定により、支払又は交付を受ける者の各人別に、同項各号に規定する金額の外、左に掲げる事項を記載した書面により、その支払又は交付が確定した日から一箇月以内（無記名株式については、その支払又は交付をなした年の翌年一月三十一日まで）に、所轄税務署長に通知しなければならない。（昭和二十五年省令第十六号追加、同年省令第四十四号、同二十六年省令第十七号改正）

- 一 支払又は交付を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 支払又は交付の基因となつた種類別及び法第六十一条の二第二項の規定による価額別の株式又は出資の数

- 三 支払又は交付が確定した日
- 四 無記名株式について支払又は交付を受けた者が元本の所有者と異なるときは、元本の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 五 その他参考となるべき事項

② 法施行地において法第六十一条の二第一項各号に掲げる金額の支払又は交付をなす法人は、同項の規定により、同項各号及び前項各号に規定する事項を記載した書面により、前項に規定する期間内に、その支払又は交付を受ける者に通知しなければならない。（昭和二十五年省令第十六号追加、同年省令第四十四号改正）

③ 前二項の場合において、法第六十一条の二第一項各号に掲げる金額（数回に分割して支払又は交付するとき）は、その累計額が五千円に満たない株主、社員又は出資者に係る分については、同項の通知は、これをなすことを要しない。（昭和二十五年省令第十六号追加、同年省令第四十四号、同二十六年省令第十七号改正）



正及び第四項を削る。

第三十条の二 法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、当該法人の法人税法第十六条に規定する積立金額を資本に組み入れた場合においては、法第六十一条の三の規定により、その組入をなした時における社員又は出資者の各人別に、同条に規定する金額の外、左に掲げる事項を記載した書面により、その組入をなした日から一箇月以内（無記名株式については、その組入をなした年の翌年一月三十一日まで）に、所轄税務署長に通知しなければならない。（昭和二十六年省令第十七号追加）

- 一 株主、社員又は出資者の氏名又は名称及び住所又は居住
- 二 株主、社員又は出資者の有する株式又は出資の数
- 三 資本に組み入れた日
- 四 その他参考となるべき事項

② 法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、当該法人の法人税法第十六条に規定する積立金額を資本に組み入れた場合においては、法第六十一条の三の規定により、同条及び前項各号に規定する事項を記載した書面により、前項に規定する期間内に、その組入れをなした時における株主、社員又は出資者に通知しなければならない。（同上）

③ 前二項の場合において、法第六十一条の三に掲げる金額の合計額が二百円に満たない株主、社員又は出資者に係る分については、同項の通知は、これをなすことを要しない。（同上）

第三十条の三 第三十条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第二項の書面の書式は別表五による。（昭和二十六年大蔵省令第十七号追加別表八改正、同年省令第四十八号改正別表八を別表五とする。）

第三十一条 源泉徴収票には、法第六十二条第一項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 給与の支払を受ける者の氏名及び住所又は居所
- 二 給与の支払者の氏名又は名称
- 三 その他参考となるべき事項

② 前項の源泉徴収票の書式は、別表六による。（昭和二十五年省令第四十四号改正、同二十六年省令第四十八号改正別表九を別表六とする。昭和二十六年省令第六十四号別表六及び同備考改正）

第三十二条 法第三十八条第一項第六号に掲げる給与の支払をなす者は、同号に掲げる給与については、法第六十二条の二第一項に規定する支払明細書を交付することを要しない。（昭和二十五年省令第十六号追加、同年省令第四十四号改正）

第三十三条 法第三十八条第一項の規定に該当する給与の支払者は、同項若しくは法第四十条の規定により所得税を納付したとき又は法第四十三条第一項の規定により所得税を徴収されたときは、当該所得税額の計算書及び納付し又は徴収されたことを示す書類を納付し又は徴収された日の翌日から十日以内において五日間当該給与の支払者の事務所内の見やすい場所に掲示しなければならない。（昭和二十五年省令第十六号追加、同年省令第四十四号改正）

第三十四条 規則第五十九条の二の財産及び債務の明細書には、財産の種類及び価額並びに債務の金額の外、左に掲げる事項を記載しなければならない。（昭和二十五年省令第十六号追加、同年省令第四十四号改正）  
一 提出者（相続人又は包括受遺者が提出する場合には、被相続人又は包括の名義で遺贈をなした者を含む。）の氏名及び住所（法施行地に住所がないときは、居所）並びに法第六十五条第四項の規定により通知を受けた納税地があるときは当該納税地



所得税 所得税法施行細則

- 二 財産の数量、所在場所その他財産に関する事項
- 三 債務の種類、債権者の氏名及び住所その他債務に関する事項
- 四 その他参考となるべき事項

**第三十五条** 税務署長において必要があると認めるときは、規則第十四条の規定による控除をなした信託会社に対し、その計算を証明すべき書類又は帳簿の呈示若しくは提出を命ずることができる。(昭和二十五年省令第四十四号改正)

**第三十六条** 税務署長において必要があると認めるときは、扶養親族、老年者又は寡婦に関する事項を記載した申告書を提出した者に対し、戸籍の謄本又は抄本その他必要な書類の提出を命ずることができる。(昭和二十五年省令第四十四号、同二十六年省令第十七号改正)

② 税務署長において必要があると認めるときは、不具者に関する事項を記載した申告書を提出した者に対し、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基き交付された身体障害者手帳の呈示を命じ又は同法第十五条第一項に規定する医師の診断書の提出を命ずることができる。(昭和二十五年省令第四十四号追加)

③ 税務署長において必要があると認めるときは、勤労学生に関する事項を記載した申告書を提出した者に対し、在学証明書その他必要な書面の呈示又は提出を命ずることができる。(昭和二十六年省令第十七号追加)

④ 税務署長において必要があると認めるときは、保険料に関する事項を記載した申告書を提出した者に対し、保険料領収書、保険証書その他必要な書類の呈示又は提出を命ずることができる。(同上)

**第三十七条** 所得税の過誤納があつたため、その払戻を請求しようとする者は、その事由を具し、所轄税務署

長を経由して所轄国税局長に請求書を提出しなければならない。(昭和二十二年省令第九号、同二十四年省令第三十八号、同二十五年省令第四十四号改正)

附則

**第一条** この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

**第二条** 法附則第五条第一項の規定により利子又は利益の支払の際、所得税を課せられた者については、別に定める調書を以つて第八条第一項の規定による支払調書に代えることができる。(昭和二十二年大蔵省令第六十二号改正、同上第三条を削る。)

附則(昭和二十二年六月二十八日大蔵省令第六十二号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月三十日大蔵省令第九号)

この省令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

附則(昭和二十三年七月七日省令第五十七号)

**第十二条** この省令は、公布の日から、これを施行する。(以下略)

附則(昭和二十三年八月三日大蔵省令第七十三号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。(但書略)

附則(昭和二十四年五月三十一日大蔵省令第三十八号大蔵省設置法等の施行に伴う省令の整理に関する省令)

この省令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則(昭和二十五年三月三十一日大蔵省令第十六号)

所得税 所得税法施行細則



所得税 所得税則法施行細

二二〇

- 1 この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。
  - 2 改正前の所得税法施行規則附則第五条第二項の規定により所得税を納付する場合においては、なお改正前の所得税法施行規則第一条及び第二条の例による。
  - 3 所得税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十一号）による改正後の所得税法第五十六条の規定による利子税額については、第二号書式中「加算税」の欄に記載しなければならない。
  - 4 所得税法施行規則二二の二の規定は、所得税法の一部を改正する法律附則第九項の規定による所得税の充當又は還付について、準用する。
- 附 則（昭和二十五年五月一日大蔵省令第四十四号）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
  - 2 青色申告書は、第十条から第十八条までの規定にかかわらず、当分の間、第十条、第十一条及び第十四条から第十八条までの規定に従い、複式簿記以外の簿記の方法によることができる。
  - 3 青色申告者で、その総所得金額の十分の七以上が農業所得又は山林所得であるものは、当分の間、第十条及び第十五条に規定する貸借対照表を作成することを要しない。
- 附 則（昭和二十六年三月三十一日大蔵省令第十七号）
- 1 この省令は、昭和二十六年四月一日から施行する。
  - 2 所得税法施行規則第二十二條の規定は、所得税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第六十三号）附則第三項の規定による所得税の還付について、準用する。
- 附 則（昭和二十六年五月三十一日大蔵省令第四十八号）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令は、昭和二十六年分の所得税からこれを適用し、昭和二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 3 固定資産の耐用年数等に関する省令別表五に定める耐用年数の適用を受けようとする個人は、昭和二十六年十二月三十一日までに、その旨並びに当該機械及び装置の種類、名称、その所在する場所、その取得価額又は製作価額から昭和二十五年分までの所得の金額の計算上必要な経費に算入された金額を控除した金額その他必要な事項を記載した届書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 4 資産再評価法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。  
第十五条中「百分の五十」を「所得税法施行規則（昭和二十二年大蔵省令第二十九号）第五条の二第二項第一号又は第二号に掲げる区分に従い当該各号に規定する割合を百分の百から控除した割合」に改める。

附 則（昭和二十六年七月二日大蔵省令六十四号）

この省令は、公布の日から施行する。



別表一 青色申告者の帳簿の記載事項  
一 事業所得の部  
(イ) 一般の部

区分	記載事項	備考
(一) 現金の出納に関する事項	取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日目の残高	
(二) 当座預金の預入及び引出に関する事項	預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額	
(三) 手形(融通手形を除く)上の債権債務に関する事項	受取手形、支払手形別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額	

(四) 売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む)に関する事項	売上先、その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額	
(五) 買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む)に関する事項	仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額	
(六) (三)から(五)までに掲げるもの以外の債権債務に関する事項	貸付金、借入金、預け金、預り金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金、主人貸、主人借等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額	
(七) 有価証券(商品であるものを除く)に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、銘柄、数量、単価及び金額	
(八) 固定資産(事業用)	固定資産については固定資産の耐用年数等に関する省	



<p>の牛馬等を含む。)に 関する事項</p>	<p>令に定めるその種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の区分)ごと、且つ、耐用年数の異なるものについてはその異なるごと、牛馬等については同令に定めるその種類、用途及び細目の異なるごと等に区分し、それぞれその取得の年月日、取得先、数量、取得価額又は成熟費及びその年年初の未償却残額又は成熟費からその前年までの減価の価額を控除した残額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>	
<p>(四) (一)から(三)まで及び(六)から(八)までに掲げるもの以外の資産(たな卸資産を除く。)に関する事項</p>	<p>取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額</p>	
<p>(五) 資本に関する事項</p>	<p>元入金、貸倒準備金、特別修繕引当金等に区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額</p>	
<p>(二) 売上(加工その他の役務の給付等売上と同様の性質を有するものを含む。)に関する事項</p>	<p>取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日日の売上総額。但し、小売</p>	<p>(1) 小売その他これに類するものを行</p>

<p>(三) (二)に掲げるもの以外の収入に関する事項</p>	<p>受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>	<p>う者の現金売上で上欄の但書の規定にもより難いものについては、所轄税務署長の承認を受けた場合は、日目の現金売上総額のみを記載することができ、(2) 二以上の事業所を有する者の売上で上欄本文の規定による日目の売上総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における日目の売上総額を記載すれば足りる。</p>
---------------------------------	---	---



(三) 仕入に関する事項	取引の年月日、仕入先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日日の仕入総額	二以上の事業所を有する者の仕入で上欄の規定による日日の仕入総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における日日の仕入総額を記載すれば足りる。
(四) (三)に掲げるもの以外の経費に関する事項	賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消もり品費、修繕費、減価償却費、貸倒金、地代家賃、保険料、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数量、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、接待交際費、利子割引料、雑費等に、それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額。但し、少額の経費で本文の規定により難いものについては、それぞれ、その日日の合計金額のみを記載することができる。	

(ロ) 農業の部

(一) 現金の出納に関する事項	取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高	
(二) 債権債務に関する事項	預金、貸付金、借入金、未収入金、未払金、現金の家計支出及び農産物等の家計仕向(主人貸)、家計持出(主人借)等に、それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額。但し、米穀、野菜等の家計仕向で本文の規定により難いものについては、月末ごとに、その月の合計金額を一括記載することができる。	
(三) 固定資産(事業用の牛、馬、果樹等を含む。)に関する事項	固定資産については固定資産の耐用年数等に関する省令に定めるその種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の区分)ごと、且つ、耐用年数の異なるものについては異なるごと、牛、馬、果樹等については同令に定めるその種	



<p>(四) (一)から(三)までに掲げるもの以外の資産（たな卸資産を除く。）に関する事項</p>	<p>類、用途及び細目の異なるごと等に区分し、それぞれその取得の年月日、取得先、数量、取得価額又は成熟費及びその年年初の未償却残額又は成熟費からその前年までの減価の価額を控除した残額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額</p>	
<p>(三) 資本に関する事項</p>	<p>取引の年月日、相手方、事由、数量及び金額</p>	
<p>(二) 収入に関する事項 (1) 農産物（果物を含む。以下同じ。）</p>	<p>元入金、貸倒準備金等に区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額</p>	<p>取獲の年月日、農産物の種類、数量、単価及び金額</p>

<p>の取獲に関する事項 (2) 米穀、野菜等の供出、売却、家計仕向等に関する事項</p>	<p>取引の年月日、売却先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額。但し、米穀、野菜等の家計仕向で本文の規定により難いものについては、月末ごとに、仕向品の種目別にその合計を見積り、それぞれ、その合計数量及び合計金額を一括記載することができる。</p>	
<p>(イ) 経費に関する事項 (1) 譲渡、家計仕向及び贈与した農産物の取獲価額に関する事項 (2) 種苗代、肥料代等の経費に関する事項</p>	<p>譲渡、家計仕向又は贈与の年月日、農産物の種類、数量、単価及び金額。但し、家計仕向の農産物で本文の規定により難いものは、月末ごとに仕向品の種目別にその合計を見積り、それぞれ、その合計数量及び合計金額を一括記載することができる。</p>	<p>種苗代、肥料代、飼料代、小作料、雇人費、農具費、減価償却費、貸倒金、借入牛馬費、公租公課、雑費等に、それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額。但し、少</p>

まだ取獲しない農産物、まだ果実を生じない果樹等に要した経費は、年末におい



額の経費で本文の規定により難いものについては、それぞれ、その日日の合計金額のみを記載することができる。  
てその整理を行う。

二 不動産所得の部

区分	記載事項	備考
(一) 現金の出納に関する事項	取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高	
(二) 当座預金の預入及び引出に関する事項	預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額	
(三) 手形(融通手形を除く)上の債権債務に関する事項	受取手形、支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額	
(四) (三)に掲げるもの以外の債権債務に関する事項	未收賃貸料、預金、貸付金、借入金、未収入金、未払金、主人貸、主人借等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額	

(四) 固定資産に関する事項	固定資産の耐用年数等に関する省令に定める固定資産の種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の区分)ごと、且つ、耐用年数の異なるものについてはその異なるごと等に区分し、それぞれその取得の年月日、取得先、数量、取得価額及びその年年初の未償却残額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額	
(三) 資本に関する事項	元入金、特別修繕引当金等に区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額	
(二) 収入に関する事項	賃貸料、雑収入等にそれぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、相手方及び金額	



(a) 経費に関する事項	修繕費、減価償却費、地代、保険料、消もろ品費、貸倒金、広告宣伝費、公租公課、雑費等に、それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額。但し、少額の経費で本文の規定により難いものについては、それぞれ、その日の合計金額のみを記載することができる。
--------------	---

三 山林所得の部

区分	記載事項	備考
(一) 現金の出納に関する事項	取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高	
(二) 債権債務に関する事項	預金、貸付金、借入金、未収入金、未払金、主人貸、主人借等それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、取引の年月日、事由、相手方及び金額	
(三) 固定資産に関する事項	固定資産の耐用年数等に関する省令に定める固定資産の種類(その種類につき構造若しくは用途、細目又は設備の区分が定められてはいるものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の区分)ごと、且つ、耐用年数の異なるものについては異なるごと等に区分し、それぞれその取得の年月日、取得先、数量、取得価額及びその年年初の未償却残額並びにその年中におけるその他の取引の年月日、事由、相手方及び金額	

(四) (一)から(三)までに掲げるもの以外の資産(たな卸資産を除く。)に関する事項	取引の年月日、相手方、事由、数量及び金額	
(五) 資本に関する事項	元入金等に区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額	
(六) 山林の伐採、譲渡、家計仕向等の収入に関する事項	取引の年月日、譲渡先その他の相手方、品名、数量、単価及び金額	
(七) 経費に関する事項	植林費、取得費、管理費、伐採費、運搬費、雇人費、支払利子、減価償却費、貸倒金、公租公課、雑費等に、それぞれ適当な名称を附して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額。但し、少額の経費で本文の規定により難いものについては、それぞれ、その日目の合計金額のみを記載することができる。	まだ伐採若しくは譲渡しない山林に要した経費は、年末においてその整理を行う。



納付書		領収済通知書		領収証書	
第 号	(納入) 住所 氏名	第 号	(納入) 住所 氏名	第 号	(納入) 住所 氏名
年度		年度		年度	
一般会計		一般会計		一般会計	
大蔵省主管	税務署	大蔵省主管	税務署	大蔵省主管	税務署
租 税	所得 税	租 税	所得 税	租 税	所得 税
税 額	金 万 千 百 十 円	税 額	金 万 千 百 十 円	税 額	金 万 千 百 十 円
利子税額	金	利子税額	金	利子税額	金
納付の目的	何年何期分	納付の目的	何年何期分	納付の目的	何年何期分
納付の場所	日本銀行何店 (日本銀行本 店、支店、代理 店又は歳入代 理店)	納付の場所	何年何月何日領収 日本銀行何店團	納付の場所	何年何月何日領収 日本銀行何店團

別表二 (用紙各片日本標準規格A6 輪廓寸法 縦百三十耗 横九十五耗)

備考

- 一 納付書、領収済通知書及び領収証書の年度、税務署名、納人の住所氏名、金額、納付の目的及び納付の場所は、すべて納人において記載すること。
- 二 年度は納付の日により区分して記載すること。
- 三 年度及び金額は、「アラビヤ」数字を以て明りよりに記載すること。
- 四 納付の目的には、申告納税の所得税については何年何期分、(法第三十四条の規定による所得税及び法第五十七条の三の規定による所得税については、その旨)、源泉徴収の所得税については、法第三十七條、法第三十八條第一項、法第四十條、法第四十一條、法第四十二條又は租税特別措置法第三條若しくは第五條の四の規定による徴収税額、法第五十五條、法第五十六條又は法第五十七條の三第三項の規定による利子税額と記載すること。
- 五 第二十一條の徴収高計算書は、領収済通知書と納付書との間に附属せしめること。但し、税務署長の承認を得た場合においては、徴収高計算書を別に提出することができる。



昭和 年 月分

利子所得、利息の配当及び証券投資信託の収益の分配に対する所得税徴収高計算書

所 轄 署 税 務 署	区 分	支 払 う べ き 金 額	支 払 済 金 額			税 額
			非 課 税	免 税	課 税	
	公 債	円	円	円	円	円
	社 債					
	計					
預 金 利 子	銀 行 預 金					
	農 業 協 同 組 合 貯 金 等 の 他 の 金					
	そ の 他 の 金					
	計					
	合 同 運 用 信 託 の 利 益					
	利 息 の 配 当					
	証 券 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配					
	利 子 税 額				基本 日数 日	
	合 計					
	摘 要					領 収 日 印

年 月 日  
(納人) 住 所 氏 名

備 考

- 一 支払うべき金額欄には、その月において支払うべきことの確定した金額と前月分の支払未済金額との合計(公債及び社債の利子については、その月において支払った金額)を記載すること。
- 二 非課税の欄には、所得税法、国民貯蓄組合法等により、所得税を課せられないものを記載すること。
- 三 免税の欄には、租税特別措置法等により、所得税を免除されたものを記載すること。
- 四 農業協同組合貯金等の欄には、農業協同組合貯金、信用協同組合貯金等の利子を記載すること。
- 五 法第十七条及び法第十八条の規定に該当するものについては、各欄に内書すること。
- 六 租税特別措置法第三条の規定に該当するものについては、各欄に外書すること。
- 七 合同運用信託の利益及び投資信託の収益の分配については、控除した所得税額を摘要欄に記載すること。
- 八 利子税額の欄には、法第五十六条の規定による利子税額を記載すること。



(用紙日本標準規格A6)

昭和 年 月 分

給与所得及び退職所得に対する所得税徴収高計算書

所轄税務署		徴収義務者 指定番号		No.		
区分	人員	支給総額 円	税 額 円	摘 要		
				1人当り 支給額 円	平均税率 %	その他
給 与 所 得	俸給等	人	円	円	%	月初 現在 人員 人
	賞与					
	恩給					
	その他					
	法第四十条の規定による税額		不足税額			
	日傭労働者の賃金	(延)				
計	(実)					
退 職 所 得	一時恩給					
	退職給与					
	計					
利子税額	—	(基本日数)日				
合 計	—					

昭和 年 月 日

(納人) 住 所  
氏 名

領収日付印

備考

- 一 人員欄には、各欄ごとに実際人員(給与所得の計欄には給与所得の各欄 日傭労働者の延人員を除く。)を通じた実際人員)を記載すること。
- 二 支給総額の欄には、その月において支給した給与の総額を記載すること。
- 三 法第六条第二号に該当するものについては、人員及び支給総額の欄に外書すること。
- 四 第十七条の規定に該当するものについては、各欄に内書すること。
- 五 法第三十八条第一項第六号に該当するものについては、給与所得日傭労働者の賃金の欄に記載すること。
- 六 利子税額の欄には、法第五十六条の規定による利子税額を記載すること。
- 七 法第三十六条の三の規定により充当した税額があるときは、その人員及び充当税額を摘要欄に記載すること。
- 八 徴収して納付すべき税額がない場合においても、提出するものとする。
- 九 一人当り支給額の欄には、支給総額を人員で除した額を記載すること。
- 十 平均税率の欄には、税額を支給総額で除した割合を記載すること。
- 十一 租税特別措置法第五条の四第二項の規定の適用を受ける者についての徴収高計算書は、その他の者についての徴収高計算書と別に作成し、当該徴収高計算書には、欄外に「租税特別措置法第五条の四第二項適用分」と附記し、支給総額欄には、同項の規定による控除をする前の支給金額を記載すること。



















給与 支払者	受給者			
	住所	氏名		
区分	計算の 基礎	支払金額 万千百十円	徴収税額 万千百十円	
	○ 年分源泉徴収票			
	控除した 保険料の金額			
	法第四十条の規定による 過納税額又は不足税額			
	合計			
	扶養親族及び 不具者数	摘要		

別表六

(用紙日本標準規格B7)

所得税 所得税法施行細則  
別表五(一)

(用紙日本標準規格B7)

法人名	を支払を 受ける者	
	氏名	住所
○ 一株又はは 一口当りの みなし配当 (分配)金額	円 銭	資本に組 み入れた 積立金額 円
株式又は 出資の口数		株式又は 株出資の 総数
○ みなし配当 (分配) 金額の総額	円	資本に 組入れた 金額の日 を日
○ の三の規定による支払通知書 年分所得税法第六十一条 摘要		

備考  
合計表をこの様式に準じて作成して添附する  
と。



備考

- 一 区分欄には、俸給、給料、歳費、年金、恩給、賞与、退職所得等のように記載すること。
- 二 計算の基礎欄には、日額、月額を記載し、年の中途において異動があるものは一月から月何円、七月から月何円のように記載すること。
- 三 支払金額欄には、すべてその年中に支払の確定したもの（自己が支払うものに限る。）を記載すること。
- 四 徴収税額欄には、その年中に法第三十八条第一項の規定により徴収すべき税額を掲げること。
- 五 法第四十条の規定による過納税額又は不足税額欄には、年末調整による不足額に相当する所得税の税額はこれを黒書し、過納額に相当する所得税の税額はこれを赤書すること。
- 六 合計欄には支払金額又は徴収税額について不足額に相当する所得税の税額はこれを加算し、過納額に相当する所得税の税額は減算したそれぞれの合計額を記載すること。
- 七 住所欄には、源泉徴収票の交付の時の現況による住所を、扶養親族及び不具者数欄には、十二月三十一日（年の中途において退職したものについては、退職当時）の現況による扶養親族及び不具者の数（受給者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合においては、これらの控除が認められることに扶養親族一人を有するものとして計算した数）を記載すること。
- 八 規則第四十六条の規定により過不足額を計算した場合においては、その基礎となつた従前の給与の支払者の支払つた給与の金額及びその支払者の氏名又は名称並びに退職年月日を、受給者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合においては、その旨を摘要欄に記載すること。
- 九 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。

○所得税法施行規則第六十三条等の規定による検査章の書式に関する省令

（昭和二十二年三月大蔵省令第三十三号）

改正 昭和二十二年大蔵省令第百三十三号、同大蔵省令第百二十号、同二十三年大蔵省令第

五十七号、同二十四年大蔵省令第三十八号、同二十五年大蔵省令第二十三号、同二

十六年大蔵省令第二十八号

所得税法施行規則第六十三条、增加所得税法施行規則第十一条、法人税法施行規則第四十条、通行税法施行規則第十二条及び非戦災者特別税法施行規則第四十条の規定による検査章の書式を次のように定める。

書式（用紙厚紙白紙日本標準規格B）

第	号	
検査章	署	官 氏 名
国税庁又は 何国税局若 しくは何税 務署印		
国税庁又は何国税局若しくは何税務 署		

附則

所得税 所得税法施行規則第六十三条等の規定による検査章の書式に関する省令 二五一



所得税 所得税法施行規則第六十三條等の規定による検査章の書式に関する省令 二五二

この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

昭和十五年大蔵省令第十号（所得税法施行規則第一百五條等の規定による検査章の書式に関する省令）は、これを廃止する。

附 則（昭和二十二年十月二十日大蔵省令第三百号）

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二十二年十二月十日大蔵省令第二百十号）

この省令は、昭和二十二年十二月一日から、これを適用する。

附 則（昭和二十三年七月七日大蔵省令第五十七号）

この省令は、公布の日から、これを施行する。但書省略）

附 則（昭和二十四年五月三十一日大蔵省令第三十八号）

1 この省令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 従前の……所得税法施行規則第六十三條等の規定による検査章の書式に関する省令に基き従前の財務局が当該財務局の収税官吏に対して交付した検査章……は、この省令施行後一月間は、……改正後のこれらの省令に基き国税局が当該国税局の収税官吏に対して交付した……検査章とみなす。

附 則（昭和二十五年三月三十一日大蔵省令第二十三号）

この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十六年四月五日大蔵省令第二十八号）

この省令は、公布の日から施行する。

### ○所得税及び相続税の物納財産収納に関する帳簿書類の書式に関する省令

（昭和二十五年三月三十一日大蔵省令第二十二号）

1 相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第二十一条第一項、第二十二條第一項、同條第二項、第二十四條第一項及び同條第二項（所得税法施行規則（昭和二十二年勅令第一百十号）第五十六條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する物納財産収納済証書、物納財産明細書、物納報告書、物納総報告書、物納簿及び物納総括簿は、それぞれ第一号から第六号までの書式による。

2 前項に規定する物納財産収納済証書、物納財産明細書、物納報告書、物納総報告書、物納簿及び物納総括簿は、所得税に係る物納財産と相続税に係る物納財産について、区分して調理するものとする。

附 則

この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。











所得税 所得税及び相続税の物納財産収納に関する帳簿書類の書式に関する省令 二五八

第三号書式

何年度物納報告書

大蔵省主管

何年 何月 何日 何税務何又は何国税局 何年何月分

科目	目	物納額		備考
		本月	本月までの累計	
所得	税			
相続	税			
	計			

何税務署長又は何国税局長

官氏名印

年 月 日

備考

- 一 用紙寸法日本標準規格B6
- 二 物納額は、物納簿の収納額を記載すること。

第四号書式

何年度物納総報告書

大蔵省主管

何年何月分

科目	目	物納額		備考
		本月	本月までの累計	
所得	税			
相続	税			
	計			

物納総報告書を調製する官吏

官氏名印

年 月 日

備考 用紙寸法日本標準規格B6

所得税 所得税及び相続税の物納財産収納に関する帳簿書類の書式に関する省令 二五九







所得税 所得税法の一部を改正する法律附則第二十項の規定により、同項の適用を受けるべき定期預金の利子及び金銭信託の利益指定

二六二

○所得税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十一号）附則第二十項の規定により、同項の規定の適用を受けるべき定期預金の利子及び金銭信託の利益指定（昭和二十五年三月三十一日 大蔵省告示第二百三十一号）

無記名の定期預金の利子及び無記名の金銭信託の利益（当該定期預金又は金銭信託の契約の期間満了後元本の支払に至るまでの利子又は利益並びに当該定期預金又は金銭信託で昭和二十五年九月三十日以前に解約されるものの利子又は利益を含む。）

○所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第六条第六号の規定により、同号に規定する団体、基金又はこれらに準ずるもの及び学術に対する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術の研究を奨励するものとして交付する金品の指定

（昭和二十五年六月十三日大蔵省告示第四百四十一号）  
昭和三十五年一月一日以後交付があつた金品から適用）

改正（昭和二十六年三月三日大蔵省告示第四百一十一号）  
昭和三十五年三月一日以後交付があつた金品から適用）

（昭和二十六年八月四日大蔵省告示第七十三号）  
昭和三十六年八月一日以後交付があつた金品から適用）

- 一 ノーベル基金よりノーベル賞として授与する金品
- 二 日本学士院が日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十四条第二項の規定により恩賜賞又は日本学士院賞として授与する賞はい及び賞金は日本学士院賞として授与する賞はい及び賞金
- 三 国が科学研究費交付金等取扱規定（昭和二十四年文部省令第三十二号）の規定により交付する科学研究費交付金、科学試験研究費補助金及び人文科学研究費補助金並びに文部大臣の裁定により交付する研究成果刊行費補助金及び科学研究奨励交付金
- 四 財団法人日本学術振興会が日本学術会議の指定をする者に交付する在ブラジル同胞日本科学後援会奨励金（昭和二十六年大蔵省告示第七十三号改正）
- 五 財団法人朝日新聞文化事業団が交付する朝日科学奨励金
- 六 株式会社朝日新聞社が朝日文化賞（学術に関するものに限る。）として交付する金品
- 七 株式会社毎日新聞社が交付する毎日学術奨励金並びに株式会社毎日新聞社が毎日出版文化賞及び毎日工業技術賞（学術に関するものに限る。）として交付する金品（昭和二十六年大蔵省告示第四百四十一号改正）
- 八 株式会社読売新聞社が読売文学賞（学術に関するものに限る。）として交付する金品

所得税 所得税法第六号第六号の規定により、同号に規定する団体、基金又はこれらに準ずるもの及び学術に対する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術の研究を奨励するものとして交付する金品の指定

二六三



○所得稅法臨時特例法 (昭和廿五年十二月二十日法律第二百八十二号)

(源泉徵收稅額の特例)

第一条 昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間の支払に係る所得稅法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。)第九條第一項第五号及び第六号に規定する給与について、法第三十八條第一項第一号から第四号まで又は第六号から第八号までの規定により徵收して納付すべき所得稅の稅額は、当該各号の規定にかかわらず、左の各号の定める稅額による。

一 法第三十八條第一項第一号から第四号までの規定に該当する給与については、左に掲げる稅額

イ 法第三十八條第一項第一号のその支給期が毎月又は毎日と定められている給与(以下この給与をそれぞれ「月給」及び「日給」という。)については、その給与の金額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に應じ、それぞれ法別表第二の月額表又は日額表の各甲欄に掲げる稅額からこの法律別表源泉徵收額控除額表(以下「控除額表」という。)第一の月額表又は同表第二の日額表甲欄に掲げる金額を控除した稅額

ロ 法第三十八條第一項第二号のその支給期が毎半月又は毎旬と定められている給与及び同項第三号のその支給期間が月の整数倍の期間により定められている給与については、それぞれその給与の金額に二若しくは三を乗じ、又は当該金額を当該倍数で除して計算した金額を月給の金額とみなしてイの規定を適用して計算した稅額を二若しくは三で除し、又は当該稅額に当該倍数を乗じて計算した稅額

ハ 法第三十八條第一項第一号のその支給期が毎週と定められている給与、同項第三号のその支給期間が

週の整数倍の期間により定められている給与及び同項第四号のその支給期が同項第一号から第三号までに定めるものと異なるものである給与については、それぞれその給与の金額の日割額を日給の金額とみなしてイの規定を適用して計算した稅額に七、七に当該倍数を乗じた数又はその給与の計算の基礎となつた日数を乗じて計算した稅額

二 法第三十八條第一項第六号の規定に該当する給与については、その給与の金額に應じ、法別表第二の日額表丙欄に掲げる稅額から控除額表第二の日額表乙欄に掲げる金額を控除した稅額

三 法第三十八條第一項第七号の賞与及び賞与の性質を有する給与については、その給与の六分の一(当該給与の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一)に相当する金額を前月中に支払を受けたその他の給与の金額に加算した金額を月給とみなして第一号イの規定を適用して計算した稅額から、前月中に支払を受けたその他の給与の金額を月給とみなして同号イの規定を適用して計算した稅額を控除した稅額に六(当該給与の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二)を乗じて計算した稅額

四 法第三十八條第一項第八号の退職所得については、同号中「第一号乃至第四号及び前号の規定により徵收した稅額」とあるのを「所得稅法臨時特例法第一條第一項第一号及び第三号の規定により計算した金額により徵收した稅額」とこれらの規定の適用に因り第一号乃至第四号及び前号の規定を適用して徵收した場合と比して軽減されることとなつた稅額との合計金額」と読み替えて同号の規定を準用して計算した稅額

2 前項の規定は、左に掲げる給与について法第三十八條第一項第七号又は第八号の規定により徵收して納付すべき所得稅については適用しない。

所得稅 所得稅法臨時特例法



所得税 所得税法臨時特例法

一 法第三十八條第一項第七号の賞与及び賞与の性質を有する給与の支払を受ける者で、その支払を受ける月の前月中に支払を受けたこれらの給与以外の給与が同項第五号の規定に該当する給与であつたもの又は前月中にこれらの給与以外の給与の支払を受けなかつたものが支払を受ける当該賞与及び賞与の性質を有する給与

二 法第三十九條の規定による申告書を提出しなかつた者が支払を受ける退職所得及び二以上の給与の支払者から給与の支払を受ける者が当該申告書の經由先以外の支払者から支払を受ける退職所得

(確定申告書の提出期間及び納期の特例)

第二條 昭和二十五年に限り、所得税法第二十六條第一項及び第二十六條の三第一項中「翌年一月一日から同月三十一日まで」とあるのは「翌年二月一日から同月二十八日まで」と、同法第三十條第一項中「第三期翌年一月一日から同月三十一日限」とあるのは「第三期 翌年二月一日から同月二十八日限」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

別表 所得税源泉徴収額控除額表

その月の金額 給与の金額	第一條第一項第一号の規定による控除金額										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
3,000円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

所得税 所得税法臨時特例法



所得税 所得税法臨時特例法

10,000	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000	26,000	27,000	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000	33,000	34,000	35,000	36,000	37,000	38,000	39,000	40,000			
100	130	175	225	280	345	410	490	580	670	760	850	950	1,050	1,150	1,250	1,350	1,450	1,550	1,650	1,750	1,850	1,950	2,050	2,150	2,250	2,350	2,450	2,550	2,650	2,750	2,850	2,950	3,050
165	165	185	230	285	340	415	485	570	660	750	840	920	1,020	1,120	1,220	1,320	1,420	1,520	1,620	1,720	1,820	1,920	2,020	2,120	2,220	2,320	2,420	2,520	2,620	2,720	2,820	2,920	3,020
195	225	225	240	285	345	395	430	555	675	725	815	905	995	1,095	1,190	1,290	1,390	1,490	1,590	1,690	1,790	1,890	1,990	2,090	2,190	2,290	2,395	2,445	2,495	2,545	2,595	2,645	2,695
230	235	280	290	295	340	390	455	555	630	710	800	890	980	1,065	1,160	1,260	1,360	1,460	1,560	1,660	1,760	1,860	1,960	2,060	2,160	2,260	2,360	2,460	2,510	2,560	2,610	2,660	2,710
280	280	280	320	350	350	395	440	540	595	700	780	860	960	1,050	1,140	1,240	1,340	1,440	1,540	1,640	1,740	1,840	1,940	2,040	2,140	2,240	2,340	2,440	2,540	2,620	2,700	2,780	2,860
全額	全額	全額	全額	全額	全額	405	415	450	605	645	725	805	895	985	1,075	1,165	1,265	1,365	1,465	1,565	1,665	1,765	1,865	1,965	2,065	2,165	2,265	2,365	2,465	2,565	2,665	2,765	2,865
全額	全額	全額	全額	全額	全額	405	475	515	605	625	705	785	865	955	1,045	1,135	1,225	1,325	1,425	1,525	1,625	1,725	1,825	1,925	2,025	2,125	2,225	2,325	2,425	2,525	2,625	2,725	2,825
全額	全額	全額	全額	全額	全額	430	430	495	575	610	680	760	840	920	1,010	1,100	1,190	1,280	1,380	1,480	1,580	1,680	1,780	1,880	1,980	2,080	2,180	2,280	2,380	2,480	2,580	2,680	2,780
全額	全額	全額	全額	全額	全額	480	480	495	595	620	690	750	830	910	990	1,090	1,180	1,270	1,360	1,460	1,560	1,660	1,760	1,860	1,960	2,060	2,160	2,260	2,360	2,460	2,560	2,660	2,760
全額	全額	全額	全額	全額	全額	480	480	495	545	620	690	750	830	910	975	1,055	1,145	1,235	1,325	1,415	1,515	1,615	1,715	1,815	1,915	2,015	2,115	2,215	2,315	2,415	2,515	2,615	2,715
全額	全額	全額	全額	全額	全額	530	530	545	595	645	700	755	815	895	975	1,055	1,145	1,235	1,325	1,415	1,515	1,615	1,715	1,815	1,915	2,015	2,115	2,215	2,315	2,415	2,515	2,615	2,715
全額	全額	全額	全額	全額	全額	580	580	595	645	645	645	700	755	815	825	905	985	1,065	1,145	1,225	1,305	1,385	1,465	1,545	1,625	1,705	1,785	1,865	1,945	2,025	2,105	2,185	2,265

第二日額表

その日の金額	甲 第一條第一項第一号イの規定による控除金額										乙 第二條第一項の規定による控除金額	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		10人
100円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
110	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220
120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240
130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250
140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260
150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270
160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270	280
170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290
180	190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300
190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300	310
200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300	310	320
210	220	230	240	250	260	270	280	290	300	310	320	330
220	230	240	250	260	270	280	290	300	310	320	330	340
230	240	250	260	270	280	290	300	310	320	330	340	350
240	250	260	270	280	290	300	310	320	330	340	350	360
250	260	270	280	290	300	310	320	330	340	350	360	370
260	270	280	290	300	310	320	330	340	350	360	370	380
270	280	290	300	310	320	330	340	350	360	370	380	390
280	290	300	310	320	330	340	350	360	370	380	390	400
290	300	310	320	330	340	350	360	370	380	390	400	410
300	310	320	330	340	350	360	370	380	390	400	410	420

所得税 所得税法臨時特例法







所得税 昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例  
に関する法律の施行に関する政令

二七二

この法律は、公布の日から施行する。

○昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に  
関する法律の施行に関する政令 (昭和二十五年四月三十日政令第百三号)

1 昭和二十五年に限り、所得税法施行規則(昭和二十二年勅令第百十号。以下「令」という。)第一条中「毎年六月一日(法第二十一条の三の規定の適用がある場合においては毎年五月一日)」とあるのは「七月一日(法第二十一条の三の規定の適用がある場合においては六月一日)」と、「毎年五月一日(農業所得者については、毎年六月一日)」とあるのは「六月一日」と読み替えるものとする。

2 昭和二十五年に限り、令第十九条の四第一項中「五月十五日(農業所得者については、六月十五日)」とあるのは「六月十五日」と読み替えるものとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

○所得税法の臨時特例等に関する法律 (昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十九号)

(所得税法の特例)

第一条 昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条第一項第四号に規定する給与(賞与及び賞与の性質を有する給与を除く。)に対する同法第三十八条第一項第一号から第三号までの規定による所得税の源泉徴収については、その給与の金額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に同じ、同項に規定する同法別表第二の月額表甲欄又は日額表甲欄に掲げる税額から、この法律の別表(所得税源泉徴収額控除額表)の第一月額表又は第二日額表に掲げる金額を控除した税額による。この場合において、給与の支給期が毎週と定められているとき、又は給与の支給期間が週の整数倍の期間により定められているときは、その給与の日割額並びに申告された扶養親族の有無及びその数に同じ、所得税法別表第二の日額表甲欄に掲げる税額からこの法律の別表(所得税源泉徴収額控除額表)の第二日額表に掲げる金額を控除した税額に七倍又はその整数倍を乗じて計算した税額による。

(帳簿の整備)

第二条 政府は、課税の適正化に資するため、法人又は所得税法第九条第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に関して備え付ける帳簿について、その記載事項その他必要な事項を定めることができる。

2 前項に規定する帳簿を備え付ける者は、命令の定めるところにより、昭和二十五年一月三十一日までに政府に届け出なければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

所得税 所得税法の臨時特例等に関する法律

二七三



別表 所得税源泉徴収額控除額表  
第一月額表

支給の月金額	扶養親族数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,300	2,300	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
2,300	2,300	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
2,600	2,600	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
2,800	2,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
3,000	3,000	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
3,200	3,200	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
3,400	3,400	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
3,600	3,600	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
3,800	3,800	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
4,000	4,000	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
4,500	4,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
5,000	5,000	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
5,500	5,500	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
6,000	6,000	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

支給の月金額	扶養親族数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以上	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,500	6,500	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
7,000	7,000	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
7,500	7,500	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
8,000	8,000	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
8,500	8,500	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
9,000	9,000	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
9,500	9,500	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
10,000	10,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
11,000	11,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
12,000	12,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
13,000	13,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
14,000	14,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
15,000	15,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
16,000	16,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
17,000	17,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
18,000	18,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
19,000	19,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
20,000	20,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
21,000	21,000	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
22,100	22,100										







○昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律

(昭和二十三年三月三十一日法律第十五号)  
改正 昭和二十三年法律第三十八号、同法律第五十号

- ① 昭和二十三年に限り、所得税法第二十一条第一項の規定による四月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年七月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。
- ② 昭和二十三年に限り、所得税法第二十一条第六項中「三月三十一日」とあるのは、「六月三十日」と読み替えるものとする。
- ③ 昭和二十三年に限り、所得税法中七月予定申告書及び七月修正予定申告書に関する規定は、これを適用しない。
- ④ 昭和二十三年に限り、所得税法第二十一条第一項の規定による四月予定申告書を提出した者は、同法第三十条第一項の規定にかかわらず、その予定納税額の三分の一に相当する税額の所得税を、左の三期において、政府に納付しなければならない。  
第一期 昭和二十三年七月一日から同月三十一日限  
第二期 昭和二十三年十月一日から同月三十一日限  
第三期 昭和二十四年一月一日から同月三十一日限
- ⑤ 昭和二十三年に限り、所得税法第二十二条第一項の規定による十月予定申告書を提出した者は、同法第三

十条第二項の規定にかかわらず、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、第二期及び第三期において、政府に納付しなければならない。

- ⑥ 昭和二十三年に限り、所得税法第二十三条第二項第一号の規定による十月修正予定申告書を提出した者が第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、同法第三十一条第二項の規定にかかわらず、第四項の規定による当該納期分の所得税額につき、四月予定申告書に記載された予定納税額と十月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算又は減算した金額による。

- ⑦ 昭和二十三年に限り、所得税法中「第三期」とあるのは、「第二期」と、「第四期」とあるのは、「第三期」とそれぞれ読み替えるものとする。

- ⑧ 昭和二十三年に限り、所得税法中「第三十条」又は「第三十条第一項又は第二項」とあるのは、「昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律(昭和二十三年法律第十五号)第四項又は第五項」と、所得税法中「第三十一条」又は「第三十三条各号」とあるのは、「昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律(昭和二十三年法律第十五号)第六項」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十三年五月一日法律三十八号)

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十三年五月三十一日法律第五十号)

この法律は、公布の日から、これを施行する。



所得税

所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基き、法人又は所得  
税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事  
業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての  
記載事項等に関する省令

○所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基き、法人又は所得  
税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事  
業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての  
記載事項等に関する省令  
(昭和二十四年十二月十五日大藏省令第百五号)

第一條 この省令は、所得税法の臨時特例等に関する法律(昭和二十四年法律第二百六十九号。以下「法」とい  
う。第二條の規定に基き、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の適用を受ける法人(以下「法人」とい  
う。又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得  
若しくは事業等所得を有する個人(以下「個人」という。の所得の計算に關して備え付ける帳簿についてその  
記載事項その他必要な事項並びにその帳簿を備え付ける者の届出に關して必要な事項を定めることを目的と  
する。

第二條 法第二條第二項の規定による届出をしようとする法人又は個人は、その所得を正確に計算するため、  
法人にあつてはその財産及び資本に影響を及ぼす一切の取引、個人にあつては当該山林所得若しくは事業等  
所得の基因たる財産又はその所得を生ずる事業の用に供する財産及びその資本に影響を及ぼす一切の取引  
(以下「取引」という。)につき、正規の簿記の原則に従い、整然と、且つ、明瞭に記録し、その記録に基き決

算を行わなければならない。

2 前項に規定する個人は、同項に規定する取引で家事に關する分の収入支出その他の事項を含むものについ  
ては、その都度家事に關する分の収入支出その他の事項を除いて記録しなければならない。但し、家事に關  
する分を含む経費で取引の都度区分整理し難いものについては、年末において、これを一括して区分整理す  
ることができる。

第三條 前條第一項に規定する法人又は個人は、帳簿を備え、別表に定める事項を記載しなければならない。  
い。

第四條 第二條第一項に規定する法人又は個人は、すべての取引を貸方及び借方に仕訳する帳簿を備え、取引  
の發生順に、取引の年月日、内容、第五條に規定する帳簿の丁数、勘定科目及び金額を記載しなければなら  
ない。

第五條 第二條第一項に規定する法人又は個人は、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する  
帳簿を備え、その勘定には、記載の年月日、相手方勘定科目、前條に規定する帳簿の丁数及び金額を記載し  
なければならない。

第六條 第二條第一項に規定する法人は毎事業年度末に、同項に規定する個人は毎年その年末に、商品、原材  
料、仕掛品、半製品、製品、取極物、貯蔵品等たな卸をなすべき資産のたな卸その他決算のために必要な事  
項の整理を行い、その実績を明瞭に記録しなければならない。  
2 前項に規定するたな卸については、たな卸表を作成し、たな卸商品等の種類、品名、数量、単価及び金額  
を記載しなければならない。

第七條 第二條第一項に規定する法人は毎事業年度末に、同項に規定する個人は毎年その年末に、決算を行

所得税

所得税法の臨時特例等に関する法律第二條の規定に基き、法人又は所得  
税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事  
業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての  
記載事項等に関する省令



所得税

所得税法の臨時特例等に関する法律第二条の規定に基き、法人又は所得  
税法第九条第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事  
業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての事  
記載事項等に関する省令

二八二

い、国税庁長官の定める科目により、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

第八条 第二条第一項に規定する個人は、帳簿を備え、当該山林又は事業以外の収入につき、その収入の年月日、事由及び金額を記載しなければならない。

第九条 第二条第一項に規定する法人又は個人は、左に掲げる帳簿書類を整理し、五年間、これを保存しなければならない。

一 第三条から第五条まで及び前条に規定する帳簿並びに取引に關して作成されたその他の帳簿

二 たな卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算整理又は決算に關して作成されたその他の書類

三 取引に關して相手方から受け取り又は自己の作成した注文書、契約書、送り状、領収書、伝票その他の証憑書類。但し、相手方に交付し自己の所持しないものを除く。

2 前項の期間は、法人にあつては帳簿はその閉鎖の日の属する事業年度の翌事業年度の期首、書類はその作成又は受領の日の属する事業年度の翌事業年度の期首、個人にあつては帳簿はその閉鎖の日の属する年の翌年、書類はその作成又は受領の日の属する年の翌年から起算する。

第十条 第二条第一項に規定する法人又は個人は、その業種、業態又は規模により、第三条から第八条までの規定により難いときは、所轄所務署長の承認を受け、第三条から第八条までに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる。

第十一条 法人にあつては昭和二十五年一月一日以後最初に開始する事業年度の所得、個人にあつては昭和二十五年分の所得につき、第二条第一項に規定する帳簿を備え付ける者は、国税庁長官の定める書面を添え、その旨を、昭和二十五年一月三十一日までに、納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。但し、個人の山林所得については、本条に規定する国税庁長官の定める書面を添えることを要しない。

附則  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 第二条第一項に規定する法人のうち宗教法人その他国税庁長官の定めるもの及び同項に規定する個人は、第二条から第十条までの規定にかかわらず、当分の間、第二条、第三条及び第六条から第十条までの規定に従い、複式簿記以外の簿記の方法によることのできる。  
3 第二条第一項に規定する個人で、その所得金額の十分の七以上が農業の所得又は山林所得であるものは、当分の間、第七条に規定する貸借対照表を作成することを要しない。

別表

一般の部

区	分	記	載	事	項	備	考
(一)	現金の出納に關する事項	取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高					
(二)	当座預金の預入及び引出に關する事項	預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額					
(三)	手形(融通手形を除く。)上の債権債務に關する事項	受取手形、支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額					

所得税

所得税法の臨時特例等に関する法律第二条の規定に基き、法人又は所得  
税法第九条第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事  
業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿についての事  
記載事項等に関する省令

二八三







所得税

所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは所得の計算に關して備え付ける帳簿について

	<p>品名その他給付の内容、数量、単価又は金額のうち、その記載し難いものを省略することができる。</p>	<p>者の売上で上欄本文の規定による売上総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における売上総額を記載すれば足りる。</p>
--	--	---

(二) (一)に掲げるもの以外の収入に關する事項

受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額

(三) 仕入に關する事項

取引の年月日、仕入先その他相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日日の仕入総額

(三) (三)に掲げるもの以外の経費に關する事項

賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、地代家賃、保険料、旅費、交通費、通信

二以上の事業所を有する者の仕入で上欄の規定による仕入総額を記載し難いものについては、一事業所ごとに、その事業所における仕入総額を記載すれば足りる。

個人の山林所得又は農業の所得の部

区分	記載事項	備考
(一) 現金の出納に關する事項	<p>取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高、</p>	
(二) 債権債務に關する事項	<p>預金、貸付金、借入金、未収入金、未払金、現金の家計支出及び農産物等の家計仕向、家計持出等</p>	

所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは所得の計算に關して備え付ける帳簿について



所得税

所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿に關する省令

(三) 固定資産に關する事項

に、それぞれ適當な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額。但し、米穀、野菜等の家計仕向で本文の規定により難いものについては、月末ごとに、その月の合計金額を一括記載することができる。

(四) 固定資産に關する事項

法人税法施行細則別表一又は別表三に掲げる固定資産については種類ごと、同令別表二に掲げる固定資産については、事業ごとに、且つ、耐用年数の異なるものについては、その異なるごとに、それぞれ適當な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額

(五) 米穀、野菜等の供出、売却、家計仕向、山林の伐採、譲渡等の収入に關する事項

取引の年月日、売却先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額。但し、米穀、野菜等の家計仕向で本文の規定により難いものについては、月末ごとに、仕向品の種目別に、その合計を見積り、それぞれ、その合計数量及び合計金額を一括記載することができる。

(六) 経費に關する事項

種苗代、肥料代、飼料代、小作料、雇人費、農具費、減価償却費、借入牛馬費、公租公課、雑費等にそれぞれ適當な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額。但し、少額の経費で本文の規定により難いものについては、それぞれ、その日目の合計金額のみを記載することができる。

まだ收穫しない農産物、まだ果実を生じない果樹又はまだ伐採若しくは譲渡しない山林等に要した経費は、年末において、その整理を行う。

所得税

所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿に關する省令



所得税

法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿に於いて記載事項等に関する省令第七條及び第九條の規定に基づき、法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目等の指定

(七) 農産物の収穫に関する事項

収穫の年月日、収穫物の種類、数量、単価及び金額

○法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿に於いての記載事項等に関する省令第七條及び第十一條の規定に基づき、法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目等の指定 (昭和二十四年十二月十五日国税庁告示第三十一号)

一 法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿に於いての記載事項等に関する省令(昭和二十四年大蔵省令第五百号以下「令」といふ)第七條に規定する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目  
一般の部

概ね、次に掲げる科目に準じ、その業種、業態及び経営規模等の実情に適合するよう、適當な科目を記載する。

(一) 貸借対照表に記載する科目  
資産の部

現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、原材料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品、建物、構築物、機械装置、船舶、車り、運搬具、工具器具、備品、土地、建設仮勘定、鉱業権、漁業権、特許権、営業権、借地権、前期繰越欠損金(個人にあつては、前年繰越欠損金)、当期欠損金(個人にあつては、当年欠損金)等  
負債及び資本の部

支払手形、買掛金、未払金、未払税金、仮受金、借入金、払込資本金又は出資金(個人にあつては、元入金、積立金、前期繰越利益金(個人にあつては、前年繰越利益金)、当期利益金(個人にあつては、当年利益金)等

(二) 損益計算書に記載する科目  
利益の部(個人にあつては、収入の部)

商品製品等売上高、期末商品原材料等たな卸高(個人にあつては、年末商品製品原材料等たな卸高)、雑収入、資産の売却益(法人に限る)、資産の評価益(法人に限る)、当期欠損金(個人にあつては、当年欠損金)等

損失の部(個人にあつては、必要経費の部)

商品原材料等仕入高、期首商品製品原材料等たな卸高(個人にあつては、年首商品製品原材料等たな卸

所得税

法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の所得の計算に關して備え付ける帳簿に於いて記載事項等に関する省令第七條及び第十一條の規定に基づき、法人又は所得税法第九條第一項第六号若しくは第九号に規定する山林所得若しくは事業等所得を有する個人の作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目等の指定







所得税

所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に關して備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定

○所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に關して備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定

(昭和二十五年五月十一日国税庁告示第九号)

(所得税法施行細則の一部を改正する省令、昭和二十五年大蔵省令第四十四号)施行の日から適用)

所得税法施行細則(昭和二十二年大蔵省令第二十九号)以下(細則一)という。第十條第四項に規定する青色申告者で譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするもの(その認められた者を含む。以下「譲渡所得青色申告者」という。)の譲渡所得の計算に關して備え付ける帳簿書類に關する事項

(一) 譲渡所得青色申告者は、その譲渡所得が正確に計算できるように、譲渡所得の基因となるべき資産(以下「譲渡資産」という。)に影響を及ぼす一切の取引について、継続して整然と、且つ、明り、よりに記録し、その記録に基き収支計算書及び譲渡資産明細書を作成しなければならない。

譲渡所得青色申告者は、前項に規定する取引で譲渡所得の総収入金額又は譲渡資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に關する経費に算入されない収入又は支出を含むものについては、その都度、これらに算入されない部分の金額を除いて記録しなければならない。但し、その都度、区分整理し難いものについては、年末において、これを一括して区分整理することを妨げない。

(二) 譲渡所得青色申告者は、帳簿を備え、別表一に定めるところにより、取引に關する事項を記載しなければならない。

(三) 譲渡所得青色申告者は、毎年十二月三十一日(所得税法、昭和二十二年法律第二十七号)第二十九條第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、その死亡の日又は同法施行地に住所及び居所を有しないこととなる日(以下同じ)において、譲渡所得に關する決算のために必要な事項の整理を行い、その業績を明り、よりに記録しなければならない。

その年においてあらたに譲渡所得青色申告者となつた者は、その年一月一日において、譲渡資産の調査をなし、且つ、諸勘定科目につき必要な整理を行い、その業績を明り、よりに記録しなければならない。前項に規定する譲渡資産の調査については、(四)に準じて譲渡資産明細書を作成しなければならない。

(四) 譲渡所得青色申告者は、毎年十二月三十一日において、別表二に定める科目に従い、収支計算書及び譲渡資産明細書を作成しなければならない。

(五) 譲渡所得青色申告者は、細則第十七條の規定に準じ、譲渡資産に關する帳簿書類を整理保存しなければならない。

二 細則第十五條の規定により事業所得、不動産所得又は山林所得を有する青色申告者の作成する貸借対照表及び損益計算書に記載すべき科目

(イ) 事業所得の部  
(1) 一般の部  
おおむね、次に掲げる科目に準じ、その業種、業態及び経営規模等の実情に適合するよう、適当な科目を記載する。  
(2) 貸借対照表に記載する科目  
所得税法施行細則第十條第四項及び第十五號の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に關して備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定



所得税

所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定

資産の部

現金、当座預金、預金、受取手形、売掛金、未収入金、仮払金、貸付金、有価証券、商品、原料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品、消もろ品、建物、構築物、機械装置、船舶、車り、よう運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定、鉱業権、漁業権、特許権、営業権、借地権、前年繰越欠損金、当年欠損金等

負債及び資本の部

支払手形、買掛金、未払金、未払税金、仮受金、借入金、元入金、貸倒準備金、当年利益金等

(2) 損益計算書に記載する科目

収入の部

商品製品等売上高、雑収入、年末商品製品原材料等たな卸高、当年欠損金等  
必要経費の部

年初商品製品原材料等たな卸高、商品原材料仕入高、賃金、給料手当、法定福利費、厚生費、外注工賃、動力費、消もろ品費、修繕費、減価償却費、地代家賃、保険料、旅費交通費、通信費、水道光熱費、手数料、倉敷料、荷造包装費、運搬費、広告宣伝費、公租公課、接待交際費、利子割引料、貸倒金、雑費、当年利益金等

(ロ) 農業の部

おおむね、次に掲げる科目に準じ、その業種、業態及び経営規模等実情に適合するより適當な科目を記載する。

(1) 貸借対照表に記載する科目

資産の部  
現金、預金、貸付金、未収入金、農産物、肥料その他の貯蔵品、消もろ品、建物、車り、よう運搬具、農具、農牛馬、果樹、土地、立毛、育成中の牛馬、仕立中の果樹、前年繰越欠損金、当年欠損金等  
負債及び資本の部  
未払金、未払税金、借入金、元入金、貸倒準備金、当年利益金等

(2) 損益計算書に記載する科目

収入の部  
農産物収穫高、農産物の供出売却等及び家計仕向の高、雑収入、年末農産物、肥料等のたな卸高、当年欠損金等  
必要経費の部  
年初農産物肥料等たな卸高、種苗代、肥料代、飼料代、小作料、雇人費、農具費、減価償却費、借入牛馬費、公租公課、貸倒金、雑費、農産物収穫高、当年利益金等

(ニ) 不動産所得の部

おおむね、次に掲げる科目に準じ、その貸付の態様、規模等の実情に適合するより、適當な科目を記載する。

(1) 貸借対照表に記載する科目

資産の部  
現金、預金、受取手形、未収賃貸料、貸付金、未収入金、貯蔵品、消もろ品、建物、構築物、船舶、工  
所得税  
所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定



所得税

所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められようとするものの譲渡所得の計算に關して備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定

器具備品、土地、前年繰越欠損金、当年欠損金等  
負債及び資本の部

(2) 損益計算書に記載する事項

収入の部

貸付料、雑収入、当年欠損金等

必要経費の部

修繕費、減価償却費、地代、保険料、消もろ品費、広告宣伝費、公租公課、貸倒金、雑費、当年利益金等

(三) 山林所得の部

おおむね、次に掲げる科目に準じ、その経営の態様、規模等の実情に適合するより適當な科目を記載する。

(1) 貸借対照表に記載する科目

資産の部

現金、預金、貸付金、未収入金、建物、構築物、機械装置、車り、より、運搬具、工具器具備品、土地、立木、前年繰越欠損金、当年欠損金等

負債及び資本の部

未払金、未払税金、借入金、元入金、当年利益金等

(2) 損益計算書に記載する科目

収入の部

山林の伐採譲渡等及び家計仕向の高、雑収入、当年欠損金等

必要経費の部

植林費、取得費、管理費、伐採費、運搬費、雇人費、支払利子、減価償却費、公租公課、貸倒金、雑費、当年利益金等

別表

一 譲渡所得青色申告者の帳簿の記載事項

区分	記載事項	備考
(一) 譲渡資産に関する事項	譲渡資産ごとに、取得その他の取引の年月日、取引先、取引の事由並びに取得の額、設備費の額、改良費の額その他の取引の額の額	
(二) 収入に関する事項	譲渡の年月日、譲渡した資産の種類、品質、型、銘柄等の名称、譲渡先及び金額	
(三) 支出に関する事項	譲渡した資産ごとに、取引の年月日、取得費、設備費、改良費、譲渡に關する経費(仲介手数料、広告宣伝費、雑費等に区分)の額	

別表

二 譲渡所得青色申告者の収支計算書及び譲渡資産明細書に記載する科目

おおむね、次に掲げる科目に準じ、適當な科目を記載する。

(1) 収支計算書

所得税

所得税法施行細則第十條第四項及び第十五條の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得に關して備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定



所得稅

所得稅法施行細則第十條第四項及第十五條の規定に基き、青色申告者で、譲渡所得につき青色申告書の提出を認められよとするもの譲渡所得の計算に關して備え付ける帳簿書類に關する事項並びに事業所得、不動産所得又は山林所得を有するものの作成する貸借対照表及び損益計算書に記載する科目の指定

三〇〇

収入の部

譲渡価額、当年欠損金等

支出の部

取得価額、設備費、改良費、譲渡に關する経費(仲介手数料、広告宣伝費、接待費、雜費等)、当年利益金

(2) 譲渡資産明細書

種類、品質、型、銘柄等の異なるごとに区分して適當な名称を附し、數量、価額

### ○所得稅の課稅上の特例に關する法令

#### ○普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等に關スル法律 (抄)

(昭和十八年三月十一日法律第四十三号)

第一条 銀行法ニ依リ銀行業ノ免許ヲ受ケタル銀行、以下普通銀行ト稱ス。ハ他ノ法律ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケ貯蓄銀行法ニ依リ貯蓄銀行ノ営ム業務、以下貯蓄銀行業務ト稱ス。又ハ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務(以下信託業務ト稱ス)ヲ営ムコトヲ得

(第二項略)

第八条 普通銀行ノ営ム貯蓄銀行業務ハ租稅ニ關スル法令ノ適用ニ關シ之ヲ貯蓄銀行ノ営ム業務ト看做ス信託業務ヲ営ム普通銀行ハ其ノ信託業務ニ付テハ租稅ニ關スル法令ノ適用ニ關シ之ヲ信託会社ト看做ス

#### ○物價統制令 (昭和二十一年三月三日勅令第百十八号) (抄)

第二十条 經濟安定本部總裁ハ價格等ニ對スル給付ヲ為スヲ業トスル者ニ對シ經濟安定本部令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ為ス給付ニ對スル價格等ニ付特別ノ割増額ヲ附スベキコトヲ命ズルコトヲ得  
經濟安定本部總裁ハ前項ノ者ヨリ其ノ割増額ニ相当スル金額ノ全部又ハ一部ヲ經濟安定本部令ノ定ムル所ニ依リ國庫ニ納付セシムルコトヲ得

第二十二條 第二十条ノ規定ニ依リ納付スル金額ハ所得稅法ニ依ル所得、法人稅法ニ依ル所得、特別法人稅法ニ依ル剰余金、臨時利得稅法ニ依ル利益及地方稅法(昭和二十三年法律第百十号)ニ依リ事業稅ヲ課スル場合

所得稅 所得稅の課稅上の特例に關する法令



所得税 所得税の課税上の特例に関する法令

三〇二

ニ於ケル所得ノ計算ニ付之ヲ当該増額ニ相当スル収入ノ生ジタル年又ハ事業年度ノ必要経費又ハ損金ニ算入ス

○持株会社整理委員会令 (昭和二十一年四月二十日勅令第二百三十三号) (抄)

第二十九条 整理委員会ノ譲受財産ニ付生ズル所得ニ関シテハ当該財産ノ譲渡人ガ当該財産ヲ有スルモノト看做シ所得税及配当利子特別税ヲ賦課ス

② 前項ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○持株会社整理委員会令施行規則 (昭和二十一年八月八日大蔵省令第一号) (抄)

閣令  
大蔵省令  
司法省令

改正 昭和二十二年総理庁・大蔵・司法省令第一号、同年同令第二号、同二十四年総理庁・

大蔵省・法務庁令第一号、同年総理庁・法務庁・大蔵省令第一号

第二十二條ノ四 令第二十九條ノ規定ニ依リ整理委員会ノ譲受財産ニ付生ズル所得ニ付所得税ヲ賦課スル場合

ニ於テハ当該所得金額ヨリ第十五條第二項ノ規定ニ依リ整理委員会ノ定ムル当該財産ノ管理費用及第十六條第一項第一号ニ掲グル金額ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ対シ之ヲ賦課ス但シ所得税法第三十七條又ハ第四十

一條ノ規定ニ依リ徴収スベキ所得税ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

② 整理委員会ハ毎年四月一日迄ニ前項ノ譲受財産ニ付生ズル所得金額及前項ノ規定ニ依リ当該所得金額ヨリ控除スベキ金額ヲ各指定者ニ通知スベシ

③ 前項ニ規定スル通知ノ期限ハ其ノ年四月一日以後ニ於テ令第四十三條ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ニ付

テハ其ノ指定ガ其ノ年四月一日以後六月三十日迄ニ為サレタルトキハ其ノ年七月一日迄トシ其ノ指定ガ其ノ年七月一日以後九月三十日迄ニ為サレタルトキハ其ノ年十月一日迄トス

○持株会社整理委員会ノ廃止に関する政令 (昭和二十六年七月十日政令第二百六十一号) (抄)

(持株会社整理委員会令ノ廃止)

第一条 持株会社整理委員会令 (昭和二十一年勅令第二百三十三号。以下本則において「旧令」という。)は、廃止する。

附則

1 この政令は、昭和二十六年七月十一日から施行する。

23 改正前の登録税法第十九條第七号、所得税法第三條第七号、法人税法第四條第三号、公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律第一條、国庫出納金等端数計算法第一條第一項、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二條、資産再評価法第五條第七号、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項第二号、予算執行職員等の責任に関する法律第九條第一項、地方税法第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号並びに公団等の予算及び決算に添附する書類に関する政令第一條及び第三條の規定は、清算中の持株会社整理委員会については、この政令施行後も、なおその効力を有する。

○中小企業等協同組合法 (昭和二十四年五月一日法律第八十一号) (抄)

第五章 企業組合

所得税 所得税の課税上の特例に関する法令

三〇三



第八十一条 組合員が組合の行う事業に従事したことによつて受ける所得のうち、組合が組合員以外の者で組合の行う事業に従事する者に対して支払う給料、賃金、費用弁償、賞与及び退職給与並びにこれらの性質を有する給与と同一の基準によつて受けるものは、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、給与所得又は退職所得とする。

○連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年一月二十二日 政令第六号）（抄）

第三十二条（課税上の特例）

- 3 返還請求権者が第十三条第一項第二号の措置若しくは同項第三号から第五号までの命令に係る措置により又は同条第四項、第十四条第二項、第十五項第二項若しくは第十六条第一項の規定により第二号第三項第一号、第三号又は第四号に掲げる連合国財産の返還として取得した財産又はその返還を受けたことに因る所得については、返還請求権者が当該連合国財産を第七号第四項各号の区分に應じ当該各号に掲げる時において有していた連合国人であるときは、相続税又は所得税を課さない。
- 4 返還請求権者が第十三条第一項第二号の措置若しくは同項第三号から第五号までの命令に係る措置により又は同条第四項、第十四条第二項、第十五条第二項若しくは第十六条第一項の規定により連合国財産の返還として取得した財産をその返還を受けた日以後譲渡する場合における所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九条第一項第七号又は第八号に規定する山林所得又は譲渡所得の計算については、その取得した財産は、当該返還請求権者が引き続き有していたものとみなす。
- 5 第十三条第一項第三号若しくは第五号の命令に係る措置により又は同条第四項の規定により連合国財産を

払を受ける金額は、所得税法及び資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の適用については、当該財産の譲渡に因る所得とみなす。

- 6 所得税法第五条の二第三項及び資産再評価法第四十二条第四項の規定は、第十三条第一項第三号若しくは第五号の命令に係る措置又は第七条第二項若しくは第十三条第四項の規定による財産の譲渡については適用しない。

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 23 第三十二条第四項の規定は、この政令施行前旧勅令第二条第一項の命令に係る措置に基き連合国財産の返還を受けた者又は同令第一条第一項に掲げる連合国財産である電話加入権の返還を受けた者が、この政令施行後これらの財産を譲渡する場合における所得税法第九条第一項第七号又は第八号に規定する山林所得又は譲渡所得の計算について準用する。



### ○所得税の非課税に関する法令

○国際決済銀行ニ租税ヲ課セザルコトニ関スル法律 (昭和六年九月四日法律第六十七号)

昭和五年一月二十日ノ独乙国トノ「ヘーグ」協定ニ基キ独乙国ノ支払ウ年金ヨリ成ル国際決済銀行ノ資金及投資並ニ之ヨリ生ズル収入ニハ一切ノ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ

○北支那開発株式会社法 (昭和十三年四月三十日法律第八十一号)(抄)

(昭和十三年四月三十日ヨリ施行)

改正 昭和十五年法律第五十八号、昭和十七年法律第七十六号

第三十一条 (第四項)第十四条ノ規定ニ依ル投資又ハ融資ヨリ生ズル北支那開発株式会社ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ第一項ニ規定スル法人税及營業税ノ免除期間内ニ生ジタルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得税ヲ課セズ

(大蔵省令)

第三条 北支那開発株式会社法第十四条ノ規定ニ依ル投資又ハ融資ヨリ生ズル北支那開発株式会社ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ同法第三十一条第四項ノ規定ニ依リ分類所得税ヲ課セザルモノハ同項ノ規定ニ該当スルモノナルコトヲ証スル主務官庁ノ証明書ヲ当該配当利子所得ノ支払確定前所轄稅務署長ヲ經由シ其ノ支払者ニ届出タルモノニ限ル

○国民更生金庫法 (昭和十六年三月六日法律第四十二号)(抄)

第八条 国民更生金庫ニハ所得税法人税及營業税ヲ課セズ  
(第二項省略)

第二十六条 所得税法中国債以外ノ公債ニ関スル規定ハ更生債券ニ之ヲ準用ス

○住宅営団法 (昭和十六年三月七日法律第四十六号)(抄)

第七条 住宅営団ニハ所得税法人税及營業税ヲ課セズ  
(第二項省略)

○産業設備営団法 (昭昭和十六年十一月二十六日法律第九十二号)(抄)

第七条 産業設備営団ニハ所得税法人税及營業税ヲ課セズ(以下略)

第二十九条 所得税法中国債以外ノ公債ニ関スル規定ハ産業設備債券ニ之ヲ準用ス

○戦時金融金庫法 (昭和十七年二月十九日法律第三十二号)(抄)

第二十六条 所得税法中国債以外ノ公債ニ関スル規定ハ戦時金融債券ニ之ヲ準用ス

所得税 所得税の非課税に関する法令



第三十五条 第十九条第一項第一号又ハ第四号ノ規定ニ依ル出資又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券ヲ含ム以下本条ニ於テ同ジ）ノ保有ヨリ生ズル戦時金融金庫ノ甲種ノ配当利子所得ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得税ヲ課セズ  
戦時金融金庫ガ同条第二項ノ規定ニ依リ出資又ハ社債ノ保有ヲ為ス場合ニ於テ之ヨリ生ズル甲種ノ配当利子所得ニ付亦同ジ

〔施規〕

第三条 戦時金融金庫法第十九条第一項第一号若ハ第四号又ハ同条第二項ノ規定ニ依ル出資又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券ヲ含ム）ノ保有ヨリ生ズル戦時金融金庫ノ甲種ノ配当利子所得ニシテ同法第三十五条ノ規定ニ依リ分類所得税ヲ課セザルモノハ同条ノ規定ニ該当スルモノナルコトヲ証スル主務官庁ノ証明書ヲ当該配当利子所得ノ支払確定前所轄職務署長ヲ經由シ其ノ支払者ニ届出デタルモノニ限ル

○南方開発金庫法（昭和十七年二月二十日法律第三十三号）（抄）

第十条 南方開発金庫ニハ当分ノ内所得税法人税及營業税ヲ課セズ（以下略）

第二十七条 所得税法中国債以外ノ公債ニ關スル規定ハ債券ニ之ヲ準用ス

○外資金庫法（昭和二十年二月九日法律第二号）（抄）

第八条 外資金庫ニハ所得税法人税及營業税ヲ課セズ（以下略）

○特別鉦害復旧臨時措置法（昭和二十五年五月十一日法律第七十六号）（抄）

第十七条 復旧公社には、所得税及び法人税を課さない。

○健康保険法（大正十一年四月二十二日法律第七十号）（抄）

第六十九条 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ

○復興貯蓄債券法（大正十三年七月二十二日法律第十五号）（抄）

第六条 復興貯蓄債券ニハ印紙税ヲ復興貯蓄債券ノ発行ニ依ル社債ノ登記ニハ登録税ヲ復興貯蓄債券ノ利子ニハ所得税及法人税ヲ課セズ

○国民健康保険法（昭和十三年四月一日法律第六十号）（抄）

第五条 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ

○船員保険法（昭和十四年四月六日法律第七十三号）（抄）

第二十六条 保険給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ但シ養老年金ニ付テハ此ノ限ニアラズ

○厚生年金保険法（昭和十六年三月十一日法律第六十号）（抄）

改正 昭和十九年法律第二十一号



所得税 所得税の非課税に関する法令

三一〇

第二十九条 保険給付トシテ支給ヲ受ケル金銭ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ但シ養老年金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

○日本銀行法 (昭和十七年二月二十三日法律第六十七号)(抄)

第七十条 第六十八条第一項ノ補償金ニ付テハ所得税ヲ課セズ

○労働者災害補償保険法 (昭和二十二年四月五日法律第五十号)(抄)

第二十二條 保険給付として支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

○郵便貯金法 (昭和二十二年十一月三十日法律第四百四十四号)(抄)

第十二条 (第四項)割増金附定額郵便貯金及び郵便貯金切手の割増金品については、所得税及び地方税法(昭和二十三年法律第十号)による不動産取得税を課さない。(昭和二十四年法律第九十三号本項追加)

○失業保険法 (昭和二十二年十二月一日法律第四百四十六号)(抄)

第二十六条 失業保険金を標準として、租税その他の公課は、これを課さない。

○未復員者給与法 (昭和二十二年十二月十五日法律第八十二号)(抄)

第八条の九 療養費等として支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。(昭和二十

十四年法律第七十四号追加)

○国民公務員災害補償法 (昭和二十六年六月二日法律第九十一号)(抄)

(非課税等)

第三十条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

附則

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

○国家公務員共済組合法 (昭和二十三年六月三十日法律第六十九号)(抄)

第十条 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

○連合国財産である株式の回復に関する政令 (昭和二十四年八月十八日政令第三百十号)(抄)

改正 昭和二十五年法律第七十九号、同年政令第四百十五号、同二十六年法律第二百四十三号

(課税上の特例)

第三十五条 (第一項省略)

2 回復請求権者が第十八条第四項又は第十九条第一項の規定により連合国財産株式の回復を受けたことによる所得については、所得税を課さない。

所得税 所得税の非課税に関する法令

三一一



- 3 回復請求権者が第十八条第四項又は第十九条第一項の規定により回復を受けた株式を回復期日後譲渡する場合における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条第一項第八号の適用については、当該株式は、回復請求権者が引き続きこれを有していたものとみなす。
  - 4 連合国最高司令官の指定する者が第三十二条第三項の規定により株式の回復を受けた場合においても、前二項と同様とする。
- 第三十六条 第十八条第四項の規定により大蔵大臣に引き渡された株式に係る特定株式の株主が第二十四条第一項の規定により支払を受けたことに因る所得は、所得税法の適用については、当該特定株式の譲渡に因る所得とみなす。第三十一条において準用する第二十四条第一項の規定により支払を受けたことに因る所得についても同様とする。

○身体障害者福祉法 (昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号)(抄)

第四十四条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

○生活保護法 (昭和二十五年五月四日法律第四百四十四号)(抄)

第五十七条 被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられないことがない。

○勸業債券の割増金等に対する所得税の課税の特例に関する法律

(昭和二十二年十二月二十三日法律第二百三十号)

勸業債券、貯蓄債券、報国債券、臨時資金調整法第十条ノ五第一項の規定に基づく証券及び同法第十条ノ七の規定に基づく貯蓄の割増金並びに同法第十条ノ十二第一項に規定する証券の当せん金については、当分の間、所

得税を課さない。

○割増金附貯蓄の取扱に関する法律 (昭和二十三年七月十二日法律第四百十三号)(抄)

第四条 割増金附貯蓄の割増金品については、所得税を課さない。

○当せん金附証券法 (昭和二十三年七月十二日法律第四百四十四号) (抄)

第十三条 当せん金附証券の当せん金品については、所得税及び地方税法(昭和二十三年法律第一百十号)による不動産所得税を課さない。

○納税貯蓄組合法 (昭和二十六年四月十日法律第四百四十五号) (抄)

(所得税の非課税)

第八条 納税貯蓄組合預金の利子については、所得税を課さない。但し、第六条第一項の規定により指定金融機関に委託して租税の納付に充てる場合以外の場合において引き出された部分の金額に対する利子については、この限りでない。

2 納税貯蓄組合預金の利子のうち前項但書の規定により所得税を課する部分の金額の計算の方法については、政令で定める。

○納税貯蓄組合法施行令 (昭和二十六年四月十日 政令第九十九号) (抄)

所得税 所得税の非課税に関する法令



所得税 所得税の免除に関する法令

(所得税を課する利子の計算)

第三条 法第八条第一項但書の規定により納税貯蓄組合預金から引き出された金額に対する利子について所得税を課する場合には、当該金額の引出があつた時以前において引き出された金額(法第六条第一項の規定により当該預金をもつて租税の納付に充てた金額を除く)は、その引出があつた時の順序に従い、その引出があつた時までに当該預金として預入された金額のうち最後に預入されたものから順次さかのぼつて引き出されたものとみなして、所得税を課する部分の利子金額を計算する。

### ○所得税の免除に関する法令

○外国船舶ノ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅免除ニ関スル件

(大正十三年七月十八日法律第六号)

改正 昭和十五年法律第五十七号

日本ニ住所ヲ有セザル外国人又ハ外国法人ニハ外国ノ船籍ヲ有スル船舶ノ所得及純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス但シ其ノ船籍國ガ日本船舶ノ所得及純益ニ付同様ノ免除ヲ為サザル場合ニ於テハ此ノ限リニアラス

○大正十三年法律第六号 (外国船舶ノ所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅免除ニ関スル件) 施行方 (昭和十五年四月一日大藏省令第二十号)

第一条 亞米利加合衆國(「アラスカ」布哇及「ヴァージンアイランド」ヲ含ム)及丁抹國(「フェロー群島」

及「グリーンランド」ヲ含ム)ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス

第二条 「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」連合王國ニ住所ヲ有スル英國臣民又ハ同王國法律ニ依リ設立セラレ且同王國ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ対シテハ同王國ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス

第三条 「カナダ」ニ住所ヲ有スル外国人又ハ外国法人ニ対シテハ「カナダ」又ハ外国(日本船舶ノ所得又ハ純益ニ付課稅免除ヲ為ス外國)ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ利益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス

第四条 仏蘭西本國ニ住所ヲ有スル外国人又ハ外国法人ニ対シテハ仏蘭西本國ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス

第五条 諾威國(「スピッツベルゲン」)「ビヨルン」島、「ヤン、マイン」、「ブーヴェート」島及「ピーター、ファースト」島ヲ含ム)ニ住所ヲ有スル外国人又ハ外国法人ニ対シテハ諾威國ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス

第六条 和蘭國(蘭領印度、「スリナム」)「キユラサオ」「ボネール」「アリユバ」、蘭領「シント、マルティン」)「シント、ユースティユス」及「サバ」ヲ含ム)ニ住所ヲ有スル和蘭國人又ハ和蘭國ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ対シテハ和蘭國ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス

第七条 「ブラジル」合衆國ニ住所ヲ有スル外国人又ハ外国法人ニ対シテハ「ブラジル」合衆國ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業稅ヲ免除ス

所得税 所得税の免除に関する法令



所得税 所得税の免除に関する法令

三一六

第八条 独乙国ニ住所ヲ有スル独乙国人又ハ独乙国ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ対シテハ独乙国ニ船籍ヲ有スル船舶ノ所得又ハ純益ニ付所得税又ハ所得ニ対スル法人税及營業税ヲ免除ス

○国民貯蓄組合法（昭和十六年三月十三日法律第六十四号）（抄）

改正

昭和十七年法律第八十二号 同十八年法律第三十七号 同十九年法律第七号

同二十年法律第十六号 同二十二年法律第九十九号 同年法律第三百三十二号

同二十三年法律第二百号 同二十四年法律第八十二号 同二十六年法律第九十九号

第四条

国民貯蓄組合ノ幹旋ニ依ル銀行預金、貯蓄銀行預金、相互銀行預金、農業協同組合貯金、産業組合貯金、信用協同組合等貯金、無盡会社ノ預ケ金、勤務先預ケ金其ノ他ノ預金又ハ金錢信託ニシテ命令ヲ以テ

定ムルモノノ元本ガ三万円ヲ超エザルトキハ其ノ利子又ハ利益ニ付テハ所得税ヲ課セズ国民貯蓄組合ノ幹旋ニ依リ買入レ命令ノ定ムル所ニ依リ保管ヲ委託シ又ハ登録ヲ為シタル国債、地方債又ハ社債ニシテ額面金額

三万円ヲ超エザルモノノ利子ニ付亦同ジ  
前項ノ場合ニ於テ預金又ハ金錢信託ガ組合ノ代表者ノ名儀ヲ以テ為サルトキハ元本ハ組合員毎ニ其ノ預金又ハ金錢信託ニ付之ヲ計算ス

前項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ於テ国債、地方債又ハ社債ノ保管ノ委託又ハ登録ガ組合ノ代表者ノ名義ヲ以テ為サルル場合ノ額面金額ノ計算ニ之ヲ準用ス

前三項ノ元本及額面金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

# 法人税

## ○法人税法

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十八号）

改正

昭和二十二年法律第四百四十二号 同二十三年法律第七号 同年法律第二百号 同

年法律第二百四十三号 同二十四年法律第七十六号 同年法律第四百四十五号 同年

法律第八十二号 同二十五年法律第六十九号 同年法律第七十二号 同年法律第

七十八号 同年法律第五十六号 同年法律第七十七号 同年法律第二百七十七

号 同二十六年法律第四十五号 同年法律第六十四号 同年法律第七十八号 同年

法律第九十八号 同年法律第九十八号 同年法律第二百三十七号 同年法律第二

百三十九号 同年政令第二百六十一号

法人税法目次

第一章 総則

第二章 課税標準

第三章 税率

第四章 申告

第五章 納付及び還付

第六章 更正及び決定

第七章 再調査、審査及び訴訟

第八章 雑則

第九章 罰則

法人税法

法人税 法人税法

三一七



第一章 総則

納税義務者

- 第一条 左に掲げる法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。
  - この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人
  - この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人でこの法律の施行地に資産又は事業を有するもの

課税物件

- 第二条 前条第一号に掲げる法人（以下内国法人という。）に対しては、その所得の全部及び積立金について法人税を課し、同条第二号に掲げる法人（以下外国法人という。）に対しては、この法律の施行地にある資産又は事業の所得についてのみ法人税を課する。（昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正）
- 第三条 法人が合併した場合においては、合併法人（合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人をいう。以下同じ。）は、被合併法人（合併により消滅した法人をいう。以下同じ。）の前条の所得又は積立金について法人税を納める義務がある。（昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正）

納税義務の継承

非課税法人

- 第四条 法人税は、左に掲げる法人には、これを課さない。（昭和二十五年法律第七十二号、同年法律第五十六号、同二十六年法律第六十四号、同年法律第八号、同年政令第二百六十一号改正）
  - 都道府県、市町村及び命令で定めるその他の公共団体
  - 法令による公団、連合国軍人等住宅公社、日本専売公社、日本国有鉄道、国民金融公庫及び住宅金融公庫
  - 閉鎖機関整理委員会及び商船管理委員会
  - 大日本育英会、社会保険診療報酬支払基金及び日本放送協会
  - 国民健康保険組合及び同連合会並びに健康保険組合及び同連合会

〔規則〕 一

公益法人の収益事業に対する課税

第五条 左に掲げる法人の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。（昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号、同二十六年法律第四十五号、同年法律第六十四号、同年法律第二百三十七号改正）

- 民法第三十四条の規定により設立した法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の規定により設立した法人
- 弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁理士会
- 法人たる労働組合及び国家公務員法又は地方公務員法に基づく法人たる国家公務員又は地方公務員の団体
- 漁船保険組合、農業共済組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合及び同連合会
- 牧野組合、住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合
- 損害保険料率算出団体及び家畜登録協会

- 前項各号に掲げる法人は、同項の収益事業から生ずる所得に関する経理は、収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理と区分して、これを行わなければならない。（昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正）
- 第一項の収益事業の範囲は、命令でこれを定める。（同上）

〔規則〕 一の二  
 第五条の二 法人の清算中の各事業年度において生じた所得に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

公益法人の積立金に対する課税

第五条の三 第五条第一項各号に掲げる法人の積立金に対しては、各事業年度の積立金に対する法人税は、これを課さない。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

第六条 命令で指定する重要財産の製造、採掘又は採取をなす法人には、命令の定めるところにより、製造、採掘又は採取の事業を開始した事業年度及びその翌事業年度開始の日から三年以内に終了する事業年度にお



いて、その業務から生じた各事業年度の所得に対する法人税を免除する。(昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の重要財産の製造、採掘又は採取をなす法人が、その設備を増設したときは、命令の定めるところにより、当該事業年度及びその翌事業年度開始の日から三年以内に終了する事業年度において、その増設した設備による財産の製造、採掘又は採取の業務から生じた各事業年度の所得に対する法人税を免除する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 二、三、四、五

事業年度

第七条 この法律において事業年度とは、法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める事業年度その他これに準ずる期間又は第二項の規定により政府に申告し若しくは政府が指定した期間をいう。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 法令、定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていない法人は、その設立の日又は外国法人となつた日から二箇月以内に、事業年度その他これに準ずる期間を定めて政府に申告しなければならぬ。その申告がないときは、政府は、その事業年度その他これに準ずる期間を指定し、これを通知する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

③ 事業年度の期間が一年をこえる場合においては、この法律の適用については、事業年度開始の日から一年ごとに区分した期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間)を各々一事業年度とみなす。(同上)

④ 法人が事業年度中途において解散し又は合併に因り消滅した場合においては、この法律の適用については、その事業年度開始の日から解散又は合併の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間を各々一事業年度とみなす。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

同族会社  
の意義

〔法〕 三四  
第七条の二 この法律において同族会社とは、左の各号の一に該当する会社をいう。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

一 株主又は社員の一人及びその親族その他これと命令で定める特殊の関係のある個人(以下同族関係者という。)が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の三十以上に相当する会社

二 株主又は社員の二人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の四十以上に相当する会社

三 株主又は社員の三人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社

四 株主又は社員の四人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の六十以上に相当する会社

五 株主又は社員の五人及びこれらの同族関係者が有する株式又は出資の金額の合計額がその会社の株式金額又は出資金額の百分の七十以上に相当する会社

② 同族会社であるかどうかの判定は、第十七条第一項第二号の規定の適用については当該事業年度開始の時の現況により、第三十一条の三の規定の適用については同条に規定する行為又は計算の事実のあつた時の現況による。(昭和二十五年法律第七十二号追加、同二十六年法律第六十四号改正)

〔規則〕 五の二

第二章 課税標準







金及び払  
込剰余金  
の益金不  
算入金の  
加算金の  
益金不  
算入金の  
減算金の  
算入金の  
合併差益  
金の益金  
不  
算入

た場合のその発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額は、前条第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年法律第七十二号追加、同二十六年法律第六十四号改正)

第九條の三 第九條第六項に掲げる法人が新たにその出資者となる者から徴収した加入金は、同条第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第九條の四 法人の資本の減少に因り生じた益金は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第九條の五 法人が合併した場合において、合併法人の合併に因り生じた益金(以下合併差益金という。)のうち、合併法人の合併に因り増加した資本又は出資の金額(合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時に於ける資本又は出資の金額)が被合併法人の合併の時に於ける資本又は出資の金額(被合併法人が二以上あるときは、これらの被合併法人の資本又は出資の金額の合計額とし、合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合又は一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対し株式の割当又は出資の引当をしなかつたときは、その割当又は引当をしなかつた株式又は出資に對する被合併法人の資本又は出資の金額を控除した金額とする。)に満たないため生じた益金(以下合併減算益金という。)から成る部分の金額及び被合併法人の積立金から成る部分の金額は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年法律第七十二号追加、同二十六年法律第六十四号改正)

② 法人の合併差益金のうち、合併減算益金から成る部分、被合併法人の積立金から成る部分及びその他の益金から成る部分の金額の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

利益配  
金の益金  
不  
算入

〔規則〕 一八、一八の二

第九條の六 法人が各事業年度において内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配を受けた場合において、第十八條乃至第二十一條の規定による申告書に当該利益の配当、剰余金の分配又は収益の分配に因り受けた金額に關する申告の記載をなしたときは、当該利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額又は当該収益の分配に因り受けた金額の百分の六十に相当する金額(これらの元本たる株式、出資又は受益証券を取得するために要した負債の利子があるときは、当該利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額から当該利子の額を控除した金額又は当該収益の分配に因り受けた金額から当該利子の額を控除した金額の百分の六十に相当する金額)は、第九條第一項の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十五年法律第七十二号追加、同二十六年法律第九十八号改正)

利益の配  
当とみな  
す場合

② 左に掲げる金額は、前項の規定の適用については、これを利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなす。(昭和二十五年法律第七十二号追加、同二十六年法律第六十四号改正)

一 株式の消却若しくは資本の減少に因り取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額又は退社、脱退若しくは出資の減少に因り持分の払戻として取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその金銭又は財産を取得する法人が当該株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、その金銭又は金銭以外の財産の支払又は交付をなした法人の積立金額から成る部分に對する金額

二 法人の解散に因り残余財産の分配として株主、社員又は出資者たる法人が取得する金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額がその株主、社員又は出資者たる法人が当該残余財産の分配をなした法人の株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、当該残余財産の分配



をなした法人の解散の時に於ける積立金額（残余財産の分配として他の法人の株式又は出資を取得する場合）には、当該積立金額のうち、当該他の法人に引き継がれなかつた部分の金額に限るものとし、清算中の各事業年度において当該積立金に対して課せられた法人税がある場合には、当該税額を控除した金額とするものとする。から成る部分に対応する金額

三 法人が合併した場合において被合併法人の株主、社員又は出資者たる法人が合併法人から合併に因り取得する株式又は出資の価額及び金銭の額の合計額がその株主、社員又は出資者たる法人が被合併法人の株式又は出資を取得するために要した金額をこえる場合におけるそのこえる金額のうち、被合併法人の積立金額で合併法人に引き継がれなかつたものから成る部分に対応する金額

四 法人が株式を有している場合において、その株式を発行する法人が積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金額のうち、当該株式を有している法人の有する株式に対応する部分の金額

③ 前項第一号乃至第三号に規定する場合において、株主、社員又は出資者たる法人が株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少、解散又は合併に因り金銭及び金銭以外の財産を取得するときは、同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなす金額のうち、金銭から成る部分及び金銭以外の財産から成る部分の額は、まず当該財産の価額（その取得した財産が株式又は出資である場合には、当該株式又は出資の価額のうち当該財産取得の基因となつた株式又は出資を取得するために要した金額をこえる金額）をもつてこれに充て、なお残額があるときは、当該金銭の額をもつてこれに充てて計算する。（昭和二十五年法律第七十二号追加、同二十六年法律第六十四号改正）

④ 第二項第一号又は第二号に規定する場合において、法人が金銭又は金銭以外の財産を教回にわたつて取得

したときは、同項の規定の適用については、これらの金銭の額及び金銭以外の財産の価額の合計額が、当該各号に規定する株式又は出資を取得するために要した金額をこえるに至つた場合におけるそのこえる金額について、まず当該各号に掲げる積立金から成る部分からこれらの金銭若しくは金銭以外の財産の支払若しくは交付又は残余財産の分配がなされたものとみなす。（昭和二十五年法律第七十二号追加）

⑤ 第二項第一号又は第二号に規定する場合において、株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少又は解散に因り取得する財産のうち株式又は出資があるときにおける当該株式又は出資の価額及び同項第三号に規定する場合において合併に因り取得する株式又は出資の価額は、前三項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、第二項第一号又は第二号に規定する場合において合併に因り無額面株式を発行する法人が無額面株式を発行しているとき及び同項第三号に規定する場合において合併に因り無額面株式を発行したときにおいては、当該株式の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額による。（昭和二十六年法律第六十四号追加）

一 当該株式の取得の基因となつた株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議があり、退社若しくは脱退があり、又は解散に因る残余財産の分配に関する決定があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を發行済株式の総数で除した金額

二 当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時に於ける資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除した金額

たな卸資産の評價方法

第九条の七 法人は、第九条第一項の所得の計算に關し必要な商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他たな卸をなすべき資産の評價については、命令で定める事業の種類ごとに、命令で定める方法のうちいずれか一を選定し、その方法によらなければならない。（昭和二十五年法律第七十二号追加）



- ② 新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人又は新たに他の種類の事業を開始し若しくは事業の種類を変更した法人は、その設立後若しくは新たに外国法人となつた後又はその事業を開始し若しくは事業の種類を変更した後最初に第十八条乃至第二十一条の規定による申告書を提出すべき期限までに、前項の評価の方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならぬ。その届出をしなかつた法人は、前項の評価の方法のうち命令で定めるものによらなければならぬ。(同上)
- ③ 法人は、前項の規定により届け出た評価の方法又は命令で定めたそのよるべき評価の方法を変更しようとするときは、政府の承認を受けなければならない。(同上)
- ④ 前項の規定による政府の承認を受けようとする法人は、その新たな評価の方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、その旨及び変更しようとする理由を記載した申請書を政府に提出しなければならない。(同上)
- ⑤ 政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該法人が現によつている評価の方法を採用してから相当期間を経過していないとき又は変更しようとする評価の方法によつては所得の計算が正確に行われ難いと認めるときは、当該申請を却下することができる。(同上)
- ⑥ 第四項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日(当該事業年度について第十九条又は第二十条の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日の前日)までに、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。(同上)
- ⑦ 政府は、第四項の申請書の提出があつた場合において、当該申請の承認又は却下をなしたときは、当該申請をなした法人に、これを通知する。(同上)

〔法〕 三四

〔規則〕 二〇、二〇の二、二〇の三

〔細則〕 一

固定資産の減価償却方法

- 第九條の八 法人は、第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき固定資産の償却額の計算については、命令で定める方法によらなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)
- ② 新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人又は現に採用している償却の方法以外の方法によるべき固定資産を取得した法人は、その有する固定資産又は取得した固定資産について前項の命令により二以上の償却の方法が定められている場合においては、その設立後若しくは新たに外国法人となつた後又は当該資産の取得後最初に第十八条乃至第二十一条の規定による申告書を提出すべき期限までに、前項の償却の方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを政府に届け出なければならぬ。その届出をしなかつた法人は、前項の償却の方法のうち命令で定めるものによらなければならぬ。(同上)
- ③ 前条第三項乃至第七項の規定は、法人が償却の方法を変更する場合について、これを準用する。(同上)

〔法〕 三四

〔規則〕 二二、二二の二、二二の三、二二の四、二二の五、二二の六、二二の七

〔細則〕 二、三、三の二、三の三、三の四、三の五、三の六、四、五、六、七、七の二、七の三、七の四、七の五、七の六、七の七、七の八、八

還付金額  
等の益金  
不算入

第九條の九 法人が各事業年度において第二十六条の三第四項の規定により還付を受けた金額(同条第五項の規定により充たされた金額を含む)及び過課納によつて還付を受け又は未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充たされた法人税額(第四十二条の規定による利子税額を除く)は、当該還付を受け又は充たされた日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。(昭和二十六年法律第六十四

法人税 法人税法 第二章 課税標準



所得税額の控除

第十条 法人が各事業年度において、所得税法第十八条の規定により納付した所得税額は、命令の定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税額から、これを控除する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の場合において控除すべき所得税法第十八条の規定により納付した所得税額は、法人の各事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。(同上)

〔規則〕 二二、二三

外国法人の所得の計算

第十一条 外国法人の各事業年度の所得は、この法律の施行地にある資産又は事業について、第九条乃至第九条の九の規定に準じて計算した金額による。(昭和二十五年法律第七十二号追加、同二十六年法律第六十四号改正)

第十二条 所得税法第四条及び第七条の規定は、法人税を課する場合について、これを準用する。

信託財産に對する所得の計算

② 信託会社の各事業年度の所得の計算については、合同運用信託又は証券投資信託に因る収入及び支出は、その総益金及び総損金から、各々これを控除する。(昭和二十五年法律第七十二号、同二十六年法律第九十八号改正)

積立金の計算

第十三条 法人の各事業年度の積立金は、当該事業年度開始の時ににおける積立金額から、昭和二十五年四月一日の直前に終了した事業年度の末日における積立金額を控除した金額(この控除すべき積立金額を控除積立金額という。)に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 昭和二十五年四月一日を含む事業年度が六箇月をこえる法人(第五条第一項各号及び第九条第六項に掲げ

合併の場合の控除積立金の計算

③ 第一項の月数は、曆に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第十四条 法人が昭和二十五年四月一日以後に合併した場合においては、被合併法人の控除積立金額は、前条第一項の規定の適用については、合併法人の控除積立金額とみなす。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 法人が昭和二十五年四月一日前に合併した場合において、その合併法人の合併後最初の事業年度が同日以後に終了するときは、被合併法人の同日直前に終了した事業年度の末日における積立金額は、前条第一項の規定の適用については、当該合併法人の控除積立金額とみなす。(同上)

合併事業年度の積立金の計算

第十五条 法人が昭和二十五年四月一日以後に合併した場合において、当該合併が合併後存続する法人の事業年度の中途においてなされ、且つ、合併後存続する法人が被合併法人の積立金を引き継いだときは、その合併後存続する法人の当該合併の日を含む事業年度の積立金は、第十三条及び前条第一項の規定にかかわらず、合併後存続する法人の当該事業年度開始の時ににおける積立金額から控除積立金額を控除した金額と、合併後存続する法人が被合併法人から引き継いだ積立金額から被合併法人の控除積立金額を控除した金額に合併後存続する法人の当該事業年度の合併の日以後の月数を乗じたものを当該事業年度の月数で除した金額との合計金額に合併後存続する法人の当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。



積立金額  
の意義

- ② 第十三条第三項の規定は、前項の月数の計算について、これを準用する。(同上)
- ③ 第十六条 この法律において積立金額とは、積立金、準備金その他名義の何たるを問わず、法人の各事業年度の所得(第五条の二の規定により法人税を課さない所得、第六条の規定により法人税を免除する所得、第九条の五に規定する合併差益金のうち被合併法人の積立金から成る部分の金額及び第九条の六又は第九条の九の規定により益金に算入しない金額を含む。)のうち、その留保した金額をいう。(昭和二十五年法律第七十二号、同二十六年法律第六十四号改正)
- ④ 法人税として納付すべき金額(第四十二条の規定による利子税額及び国税徴収法第九条第三項の規定による延滞加算税額に相当する金額を除く。)は、前項の留保した金額には、これを算入しない。(昭和二十五年法律第六十九号、同年法律第七十二号改正)

第三章 税率

税率

第十七条 法人税は、左の税率により、これを課する。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十二号、同二十六年法律第六十四号改正)

- 一 各事業年度の所得
- 二 各事業年度の積立金

所得金額の百分の三十五

同族会社(同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうちを選定しないで同族会社となる会社に限る。)

積立金額のうち年五十万円以下の金額  
積立金額のうち年五十万円をこえる金額

百分の二  
百分の七

その他の法人

積立金額の百分の二

- ② 前項第二号の場合において、事業年度が一年に満たない法人については、同号中年五十万円とあるのは、五十万円に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額とする。第十三条第三項の規定は、この場合の月数の計算について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第四章 申告

事業年度の  
期間が  
六月以下  
の法人の  
確定申告

第十八条 納税義務がある法人は、第十九条又は第二十条の規定に該当する場合を除く外、各事業年度終了の日から二箇月以内に、その確定した決算に基き当該事業年度の課税標準たる所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定しないため、その提出期限までに申告書を提出できない場合においては、政府の承認を受け、その決算確定の日から二十日以内に、これを提出することができる。(昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十二号改正)

- ② 前項但書の承認を受けようとする法人は、当該事業年度終了の日から四十五日以内に、同項但書の規定の適用を受けたい旨並びに申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び決算確定の予定日を記載した申請書を政府に提出しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)
- ③ 政府は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係るその理由が相当でないと認めるときは、当該申請を却下することができる。(同上)

- ④ 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、当該申請の承認



又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。(同上)

⑤ 政府は、第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請の承認又は却下をなしたときは、当該申請をなした法人に、これを通知する。(同上)

⑥ 第一項の規定による申告書には、命令の定めるところにより、財産目録、貸借対照表、損益計算書、第六条及び第九条乃至第十五条の規定により計算した各事業年度の所得金額及び積立金額の計算に関する明細書並びに当該所得及び積立金に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十五年法律七十二号改正)

⑦ 外国法人及び第五条第一項各号に掲げる法人は、前項の書類の外、それぞれこの法律の施行地にある資産若しくは事業に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は第五条第一項の収益事業に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

⑧ 第一項乃至前項の規定は、法人に各事業年度について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔法〕 三四

〔規則〕 二四、二五、二八

〔細則〕 九

事業年度の期間が六月をこ

第十九条 法人の事業年度が六箇月をこえる場合においては、第二十条の規定に該当する場合を除く外、当該事業年度開始の日から七箇月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税として納付した税額又は納付す

える法人の中間申告

べきことが確定した税額がある法人は、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日から二箇月以内に、その前事業年度の法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額(当該法人税に係る第四十二条乃至第四十三条の二の規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法第九条第三項の規定による延滞加算税額に相当する法人税額は、これを含まない。)に六乗じて前事業年度の月数で除して計算した金額に相当する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならぬ。但し、当該法人は、当該事業年度開始の日から六箇月の期間を一事業年度とみなして第六条及び第九条乃至第十五条の規定により当該期間の課税標準たる所得金額及び積立金額を計算したときは、当該申告書の提出に代え、当該申告書の提出期限内に、当該期間の所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額(これらの金額又は税額がない場合には、その旨)を記載した申告書を政府に提出することができる。(昭和二十三年法律第七十七号、同二十五年法律第六十九号、同年法律第七十二号改正)

② 前項本文の場合において、政府が物価変動の状況等により必要があると認め、別に法律で定めるところにより、前事業年度の法人税額に乘すべき調整比率を定めるときは、同項本文の申告書に記載すべき法人税額は、同項本文の規定により計算した金額に当該調整比率を乗じて計算した金額による。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

③ 第一項本文の規定による申告書には、命令の定めるところにより、同項本文に規定する前事業年度の法人税額、当該法人税額計算の基礎となつた前事業年度の所得金額及び積立金額並びに前事業年度の期間を記載する。 (昭和二十五年法律第七十二号追加)



した書類を添附しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

- ④ 第一項但書の規定による申告書には、命令の定めるところにより、同項但書に規定する期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業に係る貸借対照表及び損益計算書とする。)、当該期間の所得金額及び積立金額の計算に関する明細書並びに当該所得及び積立金に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

- ⑤ 第一項の規定による申告書を提出すべき法人が同項に規定する申告書の提出期限までに、同項の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、当該法人については、当該申告書の提出期限を経過した時に於いて政府に対し同項本文の規定による申告書の提出があつたものとみなす。(同上)

- ⑥ 第十三条第三項の規定は、第一項の月数の計算について、これを準用する。(同上)

- ⑦ 第一項乃至前項の規定は、法人に第一項本文に規定する前事業年度の法人税額のない場合について、これを準用する。(同上)

- ⑧ 第一項乃至前項の規定は、第五条第一項各号及び第九条第六項に掲げる法人については、これを適用しない。(同上)

〔規則〕 二四、二五、二六、二八

〔細則〕 九、一〇

右法人の

第二十条 新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人のその設立後若しくはその外国法人

中間申告の特例

となつた後最初の事業年度が六箇月をこえる場合又は合併後存続する内国法人のその合併の日を含む事業年度に続く事業年度が六箇月をこえる場合(その合併が合併の日を含む事業年度開始の日においてなされたものである場合を除く。若しくは合併後存続する内国法人の六箇月をこえる事業年度開始の日から六箇月の期間内にその合併があつた場合においては、その新たに設立した内国法人若しくは新たに外国法人となつた法人又はその合併後存続する内国法人は、その六箇月をこえる事業年度については、当該事業年度開始の日から六箇月の期間を一事業年度とみなして第六条及び第九条乃至第十五条の規定により当該期間の課税標準たる所得金額及び積立金額を計算し、当該期間の法人税として納付すべき税額があるときは、当該期間終了の日から二箇月以内に、当該期間の所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。(昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

- ② 前条第四項の規定は、前項の規定により申告書を提出する場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

- ③ 前二項の規定は、法人に第一項の期間について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

- ④ 前三項の規定は、第五条第一項各号及び第九条第六項に掲げる法人については、これを適用しない。(同上)

〔規則〕 二四、二五、二八

法人税 法人税法 第四章 申告



〔細則〕 九

右法人の  
確定申告

第二十一条 納税義務がある法人は、第十九条又は前条の規定に該当する場合においては、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、その確定した決算に基き当該事業年度の課税標準たる所得金額及び積立金額並びに当該所得及び積立金に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因り決算が確定しないため、その提出期限までに申告書を提出できない場合においては、政府の承認を受け、その決算確定の日から二十日以内に、これを提出することができる。（昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正）

② 第十八条第二項乃至第五項の規定は、前項但書の場合について、これを準用する。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

③ 第十八条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による申告書を提出する場合について、これを準用する。（昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正）

④ 前三項の規定は、法人に第一項の事業年度について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。（昭和二十五年法律第七十二号追加）

〔規則〕 二四、二五、二八

〔細則〕 九

清算法人  
の確定申  
告

第二十二条 納税義務がある清算中の法人は、その清算中に終了した各事業年度の法人税については、前四条の規定にかかわらず、当該事業年度終了の日から二箇月以内に、当該事業年度の課税標準たる積立金額及び

当該積立金に対する法人税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。（昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正）

② 前項の規定による申告書には、命令の定めるところにより、前事業年度及び当該事業年度終了の日における財産目録及び貸借対照表、当該事業年度の収支の計算に関する明細書、当該事業年度の積立金額の計算に関する明細書並びに当該積立金に対する法人税額の計算に関する明細書を添附しなければならない。（同上）

③ 前二項の規定は、清算中の法人に清算中の各事業年度について納付すべき法人税のない場合について、これを準用する。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

〔規則〕 二七、二八

〔細則〕 一一

期限後の  
申告

第二十三条 第十八条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項又は前条第一項の規定による申告書を提出すべき法人は、当該各項に規定する申告書の提出期限後においても、第三十二条の規定による決定の通知があるまでは、当該各項に規定する事項を記載した申告書を政府に提出することができる。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

② 前項の申告書には、それぞれ当該各条に規定する申告書の添附書類を添附しなければならない。（昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正）

③ 前二項の規定は、第十八条第八項、第二十条第三項、第二十一条第四項又は第二十二条第三項の規定による申告書の提出期限後においても、第三十二条の規定による決定の通知があるまでは、当該各項に規定する事項を記載した申告書を政府に提出することができる。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

法人税 法人税法 第四章 申告



る申告書を提出すべき法人について、これを準用する。(昭和二十三年法律第七号追加、同二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 二八

〔細則〕 九、一一

修正申告

第二十四条 第十八条乃至前条の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した所得金額若しくは積立金額又は法人税額について不足額がある場合(納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した法人にあつては、納付すべき法人税がある場合)においては、第三十二条の規定による更正又は決定の通知があるまでは、先に提出した申告書に記載した事項のうち修正すべき事項その他命令で定める事項を記載した申告書を政府に提出することができる。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 第二十九条乃至第三十一条の規定による更正又は決定を受けた法人は、当該更正又は決定に係る所得金額若しくは積立金額又は法人税額について不足額がある場合(欠損金額の更正を受けた法人にあつては、納付すべき法人税がある場合)においては、当該更正又は決定に係る所得金額、積立金額若しくは法人税額又は欠損金額について修正すべき事項その他命令で定める事項を記載した申告書を政府に提出することができる。(昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

③ 前二項の規定は、第二十六条の三第一項の規定による法人税額の還付の請求をなした法人の当該請求の基礎となつた欠損金額又は当該欠損金額について第二十九条第二項若しくは第三十一条第二項の規定による更正があつた場合における当該更正に係る欠損金額が過大である場合について、これを準用する。(昭和二十三年法律第七号追加、同二十五年法律第七十二号改正)

④ 前三項の規定による申告書(以下修正申告書という)には、命令の定めるところにより、修正に関する明

細書を添附しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 二八

〔細則〕 九、一一

青色申告制度

第二十五条 法人は、政府の承認を受けた場合においては、第十八条乃至前条の規定により提出する申告書は、青色の申告書によることができる。(この申告書を青色申告書という。)(昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の政府の承認を受けようとする法人は、その各事業年度の所得及び積立金の計算に関して備え付ける帳簿書類について、命令の定めるところによらなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

③ 第一項の政府の承認を受けようとする法人は、青色申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに(当該事業年度が内国法人の設立後又は外国法人の新たに外国法人となつた後最初の事業年度である場合には、当該事業年度開始の日から二十日以内)に、命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。(同上)

④ 政府は、前項の申請に対し承認をなす場合において、必要があると認めるときは、その法人の備え付ける第二項の帳簿書類について必要な指示をなすことができる。(同上)

⑤ 政府は、第三項の申請書の提出があつた場合において、当該法人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないと認められるとき若しくはその帳簿書類に不実の記載があると認められる相当の事由があるとき又はその申請書が第八項の規定による取消の通知を受けた日から一年以内に提出されたものであるときは、当該申請を却下することができる。(同上)

⑥ 第三項の申請書の提出があつた場合において、当該事業年度終了の日(当該事業年度について第十九条又



は第二十条の規定の適用を受ける法人については、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日の前日）までに、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請の承認があつたものとみなす。（同上）

⑦ 政府は、青色申告書を提出することについて政府の承認を受けた法人について、左に掲げる事実があると認められる場合においては、その事実があつたと認められる時までさかのぼつてその承認を取り消すことができず。この場合においては、その事実があつたと認められる時以後に提出した青色申告書は、青色申告書以外の申告とみなす。（同上）

- 一 当該法人の備え付ける帳簿書類が第二項の規定による命令の規定に準拠していないこと。
  - 二 当該法人がその備え付ける帳簿書類について第四項の規定による指示に従わなかつたこと。
  - 三 当該法人の備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠べいし又は仮装して記載する等当該帳簿書類の記載事項の全体について、その真实性を疑うに足りる不実の記載があること。
  - 四 第十八条乃至第二十二條の規定による申告書とその提出期限内に提出しなかつたこと。
  - 五 第九条の七第三項（第九条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による政府の承認を受けないうでそのよるべき方法を変更したこと。
- ⑧ 政府は、第三項の申請書の提出があつた場合において当該申請の承認又は却下をなしたとき又は前項の規定による承認の取消をなしたときは、当該法人に、これを通知する。（同上）

〔法〕 三四

〔規則〕 二八、二八の二、二八の三

〔細則〕 一一、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九

法人の代 第二十五条の二 第十八条乃至第二十四條の規定による申告書には、法人の代表者（二人以上の者が共同して

表者、責任者等の自署押印

法人を代表する場合には、その全員）が自署し、自己の印を押さなければならない。但し、法人の代表者が二人以上ある場合（二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く。）においては、これらの者のうち社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者で申告書の作成の時に於いて法人の業務を主宰しているものが自署し、自己の印を押さなければならない。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

- ② 前項の申告書には、同項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時に於いて当該法人の經理に關する事務の主席の責任者である者が自署し、自己の印を押さなければならない。この場合においては、その申告書の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書に記載しなければならない。（同上）
- ③ 前二項の規定により申告書に自署し自己の印を押すべき者は、外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産又は事業の管理又は經營の責任者及び当該資産又は事業に係る經理に關する事務の主席の責任者とする。この場合においては、前項後段の規定は、当該資産又は事業の管理又は經營の責任者に対しても適用があるものとする。（同上）
- ④ 前三項の規定による自署押印の有無は、第十八条乃至第二十四條の規定による申告書の提出に因る申告の効力に影響を及ぼすものではない。（同上）

第五章 納付及び還付

納期及びその期日

第二十六条 第十八条第一項、第二十条第一項又は第二十二條第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該各項に規定する申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。（昭和二十三年法律第七十号、同二十五年法律第七十二号改正）

② 第十九條の規定により申告書を提出すべき法人（同條の規定により納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した法人を除く。）は、同條に規定する申告書の提出期限内に、同條の規定により提出した申告書に記載

法人税 法人税法 第五章 納付及び還付



した法人税額又は同条第五項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。(同上)

③ 第二十一条第一項の規定による申告書を提出した法人は、同項に規定する申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した法人税額から第十九条若しくは第二十条第一項の規定により提出した申告書(第二十三条の規定により提出した申告書で第二十条第一項に規定する事項を記載したものを含む)に記載した法人税額(以下本項において中間申告法人税額という)又は第十九条第五項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る法人税額を控除した金額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、第二十一条第一項の規定による申告書に記載した法人税額から控除すべき法人税額は、当該各号に掲げる法人税額とする。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

一 中間申告法人税額の申告があつた場合において、第二十一条第一項の規定による申告書を提出する日までに、第二十四条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出があつたとき又は第二十九条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による更正があつたときは、当該中間申告法人税額、当該修正申告に因り増加した法人税額及び当該更正に係る第三十三条第一項の追徴税額の合計額

二 中間申告法人税額の申告がなかつた場合において、第二十一条第一項の規定による申告書を提出する日までに、第三十条若しくは第三十一条第一項の規定による決定若しくは更正があつたとき又は第二十四条第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該決定若しくは更正に係る第三十三条第一項の追徴税額と当該修正申告に因り増加した法人税額との合計額

〔規則〕 二九

〔細則〕 二〇

期限後の申告又は修正申告の納付及びその期日

第二十六条の二 第二十三条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書の提出の日に、当該申告書に記載した法人税額(当該申告書が第二十一条第一項に規定する事項を記載したものである場合には、前条第三項の規定に準じて計算した法人税額)に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。

(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 第二十四条第一項又は第二項の規定による修正申告書を提出した法人は、当該申告書の提出の日に、当該修正申告に因り増加した法人税額に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。(同上)

③ 第二十六条の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人が、当該還付金額の基礎となつた欠損金額について第二十四条の規定による修正申告書を提出した場合には、当該法人は、当該申告書の提出の日、その還付を受けた金額のうち当該修正申告に因り過大となつた金額(第二十六条の三第六項の規定により加算された金額のうちその過大となつた金額に対応する部分の金額を含む)に相当する税額の法人税を政府に納付しなければならない。(同上)

〔規則〕 二九

〔細則〕 二〇

欠損金の繰戻控除の還付と法人税

第二十六条の三 青色申告書を提出する法人は、各事業年度の第九条第一項の所得の計算上総損金(総益金をこえる場合においては、当該事業年度の第十八条第八項又は第二十一条第四項の規定による申告書の提出と同時に、命令の定めるところにより、政府に対し、当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度の

所得に対する法人税額とその事業年度においてその所得金額からそのこえる損金の額(以下欠損金額という)の全部又は一部を控除して計算した場合におけるその所得に対する法人税額との差額に相当する法人税額の還付の請求をなすことができる。但し、その事業年度の所得金額からその損金の額の控除を受けよう

法人税 法人税法 第五章 納付及び還付



とする事業年度（以下本条において還付事業年度という。）において青色申告書を提出し、且つ、その後において連続して青色申告書を提出している場合に限る。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

② 前項の規定による法人税額の還付の請求をなす場合において、還付事業年度の法人税額のうち既に第四項の規定により還付を受けた金額（前条第三項の規定により納付した若しくは納付すべき又は第三十三条第二項の規定により徴収された若しくは徴収されるべき税額がある場合には、当該金額から、当該税額（第六項の規定により加算された金額に係る部分の税額を除く。）に相当する金額を控除した金額）があるときは、前項の規定の適用については、当該還付事業年度の所得金額は、当該還付金額の基礎となつた欠損金額だけ減額されたものとみなす。（同上）

③ 第一項の規定による法人税額の還付の請求をなす法人は、還付事業年度の所得金額及び当該所得に対する法人税額並びに当該所得金額から控除を受けようとする欠損金額その他命令で定める事項を記載した書類を政府に提出しなければならない。（同上）

④ 政府は、第一項の規定による法人税額の還付の請求があつた場合においては、当該請求の基礎となつた欠損金額その他必要な事項について調査し（当該調査に基き必要があると認める場合には、第二十九条乃至第三十一条の規定による更正又は決定をなし）、当該請求をなした法人に対し、当該請求に係る法人税額の全部又は一部に相当する金額を還付し又は請求の理由がない旨を通知する。（同上）

⑤ 前項の規定による金額（第六項の規定により加算すべき金額を含む。）の還付をなす場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、当該金額をこれに充当する。（昭和二十五年法律第六十九号、同年法律第七十二号、同二十六年法律第七十八号改正）

⑥ 政府は、第四項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額に係る還付の請求と同時に提出

清算人等の責任

された申告書の提出期限の翌日から五箇月を経過した日から、その還付すべき金額の支出をなし又は前項の規定による充当をなす日までの期間に應じ、当該金額に第四十二条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を加算しなければならない。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

〔規則〕 三〇

第二十七条 法人が解散した場合において、各事業年度の所得又は積立金に対する法人税を納付しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その税金については、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者は連帯して納税の義務があるものとする。但し、清算人は、その分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者は、その受けた財産の価額の限度においてその責に任ずる。（昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正）

② 前項但書の規定は、国税徴収法第二十九条の規定の適用を妨げない。

第十五法律第七十二号、同二十六年法律第七十八号改正）  
第二十八条 納税義務がある法人が第二十六条に定める期限内又は第二十六条の二に定める申告書又は修正申告書の提出の日に法人税を完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九条の規定により、これを督促する。（昭和二十五年法律第七十二号改正）

第六章 更正及び決定

第二十九条 第十八条乃至第二十四条の規定による申告書又は修正申告書が提出された場合において、当該申告書又は修正申告に係る課税標準又は法人税額が政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、課税標準又は法人税額を更正する。（昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正）

② 第二十六条の三第一項の規定による法人税額の還付の請求がなされた場合において、当該請求の基礎となつた欠損金額（第二十四条第三項の規定による修正申告書が提出された場合には、当該修正申告に係る欠損



課税標準の決定

再更正

金額)が政府において調査したところと異なるときは、政府は、第三十条の規定に該当する場合を除く外、その調査により、欠損金額を更正する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

第三十条 政府は、納税義務があると認める法人が申告書を提出しなかつた場合(第十九条第五項の規定の適用を受ける場合を除く)又は納付すべき法人税がない旨の申告書を提出した場合においては、政府の調査により、課税標準及び法人税額を決定する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

第三十一条 政府は、第二十九条第一項、前条又は本項の規定による課税標準又は法人税額の更正又は決定後、更正又は決定した課税標準又は法人税額について、不足額があることを知つたときは、政府の調査により、課税標準又は法人税額を更正する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

更正又は決定の期限

② 政府は、第二十九条第二項又は本項の規定による欠損金額の更正後、更正した欠損金額が過大であることを知つたときは、前条の規定に該当する場合を除く外、政府の調査により、欠損金額を更正する。(同上)

第三十一条の二 第十八条、第二十一条又は第二十二條の規定による申告書(第二十三條の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載した申告書を含む)を提出した法人の当該申告に係る事業年度の課税標準又は法人税額(第十九条又は第二十条の規定により一事業年度とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む)及び第二十六條の三第一項の規定により第十八条第八項又は第二十一条第四項の規定による申告書の提出と同時になされた法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額については、前三條の規定による更正又は決定は、第十八条、第二十一条又は第二十二條の規定による申告書の提出期限から三年を経過した日(その日前に申告書の提出があつた場合には、その日と申告書を提出した日から二年を経過した日とのいずれか遅い日)以後においては、これをなすことができない。但し、詐偽その他不正の行為により法人税を免れ又は第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人の当該法人税又は当該金額については、この限りでない。(昭和二十六年法律第六十四号追加)

同族会社の行為の否認

② 前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。(同上)

第三十一条の三 政府は、第二十九条乃至第三十一条の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の負担更正又は決定をなす場合において、同族会社の行為又は計算でこれを容認した場合においては法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、政府の認めるところにより、当該法人の課税標準又は欠損金額を計算することができる。(昭和二十五年法律第七十二号追加、同二十六年法律第六十四号改正)

青色申告書の提出

第三十一条の四 政府は、青色申告書を提出することができる法人の青色申告書を提出した事業年度分について、第二十九条乃至第三十一条の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、当該事業年度分の申告書につき第二十五条第七項後段の規定の適用があつた場合を除く外、その帳簿書類を調査し、その調査により課税標準又は欠損金額の計算に誤があると認められる場合に限り、これをなすことができる。但し、第十八条乃至第二十四条の規定により提出された申告書及びこれに添附された書類の調査によりその申告又は修正申告に係る課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の計算が第六條及び第九條乃至第十五條の規定に従つていないことが明らかである場合又は第十九條第一項本文の規定により提出された申告書に記載された法人税額の計算に誤がある場合においては、当該事項につき第二十九条乃至第三十一条の規定による課税標準若しくは欠損金額又は法人税額の更正又は決定をなすことを妨げない。(昭和二十五年法律第七十二号追加、同二十六年法律第六十四号改正)

青色申告書の提出

② 政府は、前項の規定の適用を受けない法人の事業年度分について、第二十九条乃至第三十一条の規定による課税標準又は法人税額の更正又は決定をなす場合においては、当該法人の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模により各事業年度の所得金額又は積立金額を推計してこれをなすことができる。(同上)



課税標準の更正又は決定の通知

税額の追徴

法人税 法人税法 第七章 再調査、審査及び訴訟

三五〇

第三十二条 政府は、第二十九条乃至第三十一条の規定により課税標準若しくは欠損金額又は法人税額を更正又は決定したときは、これを当該法人に通知する。この場合において、当該更正又は決定が青色申告書を提出した事業年度分についてなされたものであるときは、通知の書面にその理由を附記しなければならない。  
(昭和二十五年法律第七十二号改正)

第三十三条 政府は、第二十九条第一項、第三十条又は第三十一条第一項の規定により課税標準又は法人税額を更正又は決定した場合においては、前条の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徴税額(その不足税額又は決定による税額をいう。以下同じ。)を徴収する。  
(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 政府は、第二十九条第二項若しくは第三十一条第二項の規定により欠損金額を更正し又は第三十条の規定により欠損の申告をなした事業年度について課税標準及び法人税額を決定した場合においては、前条の通知をなした日から一箇月後を納期限として、第二十六条の三第四項の規定により還付した金額のうち当該更正又は決定に因り過大となつた金額(第二十六条の三第六項の規定により加算された金額のうちその過大となつた金額に対応する部分の金額を含む。)に相当する税額の法人税を徴収する。  
(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第七章 再調査、審査及び訴訟

再調査の請求

第三十四条 第三十二条又は第四十四条の規定による通知を受けた法人は、その通知を受けた課税標準、欠損金額若しくは法人税額又は過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長に対し、再調査の請求をなすことができる。但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の収税官吏によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた

督促又は滞納処分の禁止

者については、この限りでない。  
(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長において相当の理由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。  
(同上)

③ 前項の場合において、当該請求の目的となつた処分が青色申告書を提出した事業年度分に係る課税標準若しくは法人税額若しくは欠損金額の第二十九条乃至第三十一条の規定による更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に係る過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額の賦課に関する処分であるときは、当該更正若しくは決定に係る第三十三条の規定による税額、過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額については、税金の徴収を猶予しない場合においても、当該再調査の請求があつた日から当該請求に係る事項について第七項の規定による決定の通知をなした日までは、国税徴収法の規定による督促又は滞納処分をなすことができない。  
(昭和二十六年法律第六十四号追加)

④ 第一項の規定は、第七条第二項、第九条の七第七項(第九条の八第三項において準用する場合を含む。)、第十八条第五項(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第八項又は第四十六条の三第四項の規定による通知を受けた法人が当該通知に係る事項に対して異議がある場合について、これを準用する。  
(昭和二十五年法律第七十二号、同二十六年法律第六十四号改正)

⑤ 前項の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分の効力に影響を及ぼさない。  
(同上)

⑥ 税務署長は、第一項(第四項において準用する場合を含む。の)の規定による再調査の請求(以下再調査の請求という。)があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その請求を撤回し、又は再調査の請求をなすことを命ずる。  
(昭和二十五年法律第七十二号、同二十六年法律第六十四号改正)



の欠陥を補正させることができる。(同上)

⑦ 税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人に通知しなければならない。(同上)

一 再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

〔規則〕 三三

審査の請求

第三十五条 前条第一項但書(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に該当する法人又は同条第七項の規定による通知を受けた法人は、同条第一項若しくは第四項に規定する通知に係る事項又は同条第七項の規定による決定(以下再調査の決定という。)に対して異議があるときは、同条第一項若しくは第四項に規定する通知又は同条第七項の規定による通知を受けた日から一箇月以内に、命令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をなした税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をなすことができる。この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなす。(昭和二十五年法律第七十二号、同二十六年法律第六十四号改正)

② 前条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(同上)

③ 再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各々当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求(以下審査の請求という。)があつたものとみなす。(同上)

一 税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をなした法人がこれに同意したときは、当該同意のあつた日

二 再調査の請求があつた日から三箇月以内に前条第七項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした法人が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

つた日

④ 前条第六項の規定は、審査の請求があつた場合について、これを準用する。(同上)

⑤ 国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をなし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をなした法人(第三項の再調査の請求をなした法人を含む。)に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてなさなければならない。(同上)

一 審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前条第六項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の



全部又は一部を取り消す決定

⑥ 国税局長が前条第七項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をなしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあわせてなされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。(昭和二十五年法律第七十二号、同二十六年法律第六十四号改正)

⑦ 国税庁長官又は国税局長は、前条第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をなす場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならぬ。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

⑧ 前項の協議団に關し必要な事項は、政令でこれを定める。(同上)

〔規則〕 三四

第三十六条 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴訟法の規定は、これを適用しない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

第三十七条 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分は、第三十五条第六項の規定による決定(以下審査の決定という)を経た後でなければ、これを提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六箇月を経過してなお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三箇月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることにより著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。(昭和二十五年法律第七十二号、同二十六年法律第六十四号改正)

② 再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法第五條第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三箇月以内に、これを提起しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

訴訟法の  
不適用の  
訴 訟

③ 第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六箇月を経過した後当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合には、当該再調査の請求があつた日から九箇月以内に、当該訴を提起しなければならない。(同上)

④ 前二項の期間は、これを不変期間とする。(同上)

⑤ 第二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律第五條第一項の規定の適用については、これを当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。(同上)

⑥ 第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をなすことを妨げない。(同上)

第三十八条 前条第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めるときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をなし、その後相手方当事者が証拠の申出をなすものとする。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

② 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、隨時証拠の申出をなすことができる。(同上)

第八章 雑 則

第三十九条 政府は、申告書(第十九條第一項本文の規定による申告書を除く)又は修正申告書に記載された所得金額が百万円(第二十一條第一項の規定による申告書若しくは同項に規定する事項を記載した第二十三條第一項の規定による申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書の場合には、二百万円)をこえる法人の名称、第四十六條の三に規定する納税地、代表者(外国法人にあつては第四十六條の四第二項に規定する責任者)の氏名、その申告書に記載された所得金額及びその事業年度又は第十九條第一項但書(同條第七項に

訴訟証拠  
の提出の  
順序

所得金額  
等の公示



において準用する場合を含む。若しくは第二十条第一項に規定する期間を、当該申告書提出の日から二箇月以内に、少くとも一箇月間公示しなければならぬ。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 三五

第三者の  
通報及び  
報償金

第四十条 納税義務があると認められる法人が申告書を提出しなかつた事実又は課税標準又は法人税額に不足額があると認められる事実を、政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因つて課税標準又は法人税額を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告者に対し、課税標準又は法人税額の決定又は更正に因り、徴収することができた当該事業年度分の法人税額の百分の十以下に相当する金額を、報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は五十万円を超えることができない。(昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の規定は、その報告が不法の行為に因り知り得た事実又は国若しくは地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基づくものであるときは、これを適用しない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 三六、三七

第四十一条 削除(昭和二十三年法律第七号削除)

期限後納  
付の場合  
等の利子  
税額

第四十二条 納税義務がある法人は、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる法人税額については、当該各号に掲げる期間に應じ、当該税額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。(昭和二十二年法律第四百十二号、同二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

一 法人が第二十六条の規定により納付すべき法人税(第十八条第一項但書又は第二十一条第一項但書の規定による申告書の提出に因り納付すべき法人税を除く。)をその納期限内に完納しなかつた場合において

は、その未納に係る法人税額について、当該納期限の翌日から当該法人税を納付する日までの期間

二 法人が第十八条第一項但書又は第二十一条第一項但書の規定による申告書を提出した場合においては、第二十六条第一項又は第三項の規定により納付すべき法人税額について、第十八条第一項本文又は第二十一条第一項本文に規定する申告書の提出期限の翌日から当該法人税を納付する日までの期間

三 法人が第二十三条第一項の規定による申告書又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出した場合においては、第二十六条の二第一項又は第二項の規定により納付すべき法人税額について、第十八条第一項本文、第二十一条第一項本文又は第二十一条第一項に規定する申告書の提出期限の翌日から当該法人税を納付する日までの期間

四 第二十六条の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人が、当該還付金額の基礎となつた欠損金額について第二十四条の規定による修正申告書を提出した場合においては、第二十六条の二第三項の規定により納付すべき法人税額について、第二十六条の三第四項の規定による還付のための支出があつた日から当該法人税を納付する日までの期間

② 前項の場合において、法人が同項各号に掲げる法人税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる法人税額は、同項各号に掲げる法人税額からその一部納付に係る法人税額を控除した税額による。(昭和二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同二十五年法律第七十二号改正)

③ 第一項の規定は、同項の利子税額計算の基礎となる税額が千円未満であるときは、これを適用しない。当該税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。(同上)

④ 前三項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。(昭和



二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

⑤ 第一項第二号から第四号までの規定に該当する場合で当該各号に規定する申告書又は修正申告書を提出した法人が第二十六條第一項若しくは第三項に規定する納期限までに又は第二十六條の二に規定する納付の期日に利子税額を完納しなかつた場合及び第一項第一号の規定に該当する場合においては、政府は、国税徴収法第九條の規定により、その納付すべき利子税額の納付を督促する。(同上)

⑥ 政府は、第三十三條第一項の追徴税額又は同條第二項の規定により徴収すべき法人税額を徴収する場合においては、第一項第三号又は第四号及び第二項乃至第四項の規定に準じて計算した利子税額をあわせて徴収する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

⑦ 法人が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該法人が納付した法人税額が第二十六條若しくは第二十六條の二の規定により納付すべき法人税額又は第三十三條の規定により徴収される税額に達するまでは、その納付した法人税額は、これらの規定により納付すべき法人税額又は徴収される税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。(同上)

第四十三條 第十八條、第十九條第一項但書(同條第七項において準用する場合を含む。)又は第二十條乃至第二十二條の規定による申告書の提出があつた場合において、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたとき又は第二十四條の規定による修正申告書の提出があつたときは、政府は、当該更正若しくは決定又は修正申告前の申告若しくは修正申告に係る法人税額(納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した場合)に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正若しくは決定に係る第三十三條第一項の追徴税額若しくは同條第二項の規定により徴収すべき法人税額

過少申告  
加算税額

又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。(昭和三十二年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

無申告加  
算税額

② 左の各号の一に該当する場合においては、政府は、第一号及び第三号の場合にあつては第十八條又は第二十條乃至第二十二條の規定による申告書の提出がなかつたことについて、第二号及び第四号の場合にあつては更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る法人税額(納付すべき法人税のない旨の申告書を提出した場合には、その旨の申告)に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる法人税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、当該期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。(昭和三十二年法律第七十二号改正)

一 第二十三條の規定による申告書の提出があつた場合においては当該申告書の提出に因り第二十六條の二第一項の規定により納付すべき法人税額について、第十八條又は第二十條乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間

二 前号の規定に該当する場合において、第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定があつたとき又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該更正若しくは決定に係る第三十三條第一項の追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額について、前号に掲げる期間

三 第十八條又は第二十條乃至第二十二條の規定による申告書の提出がなかつた場合において、第三十條の規定により納付すべき法人税額について、前号に掲げる期間



規定による決定があつたときは、当該決定に係る第三十三条第一項の追徴税額について、第十八条又は第二十条乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該決定に係る第三十二條の通知をなした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において、第二十九条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による更正があつたとき又は第二十四条第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第三十条第一項の追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項の規定により納付すべき法人税額について、第十八条又は第二十条乃至第二十二條に規定する申告書の提出期限の翌日から当該更正に係る第三十二條の通知をなした日又は当該修正申告書を提出した日までの期間

過少申告  
加算税額  
無申告加  
算税額の  
不徴収

③ 第二十三條第一項の規定による申告書又は第二十四条の規定による修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書を提出した法人に係る政府の調査に因り第二十九条乃至第三十一条の規定による更正又は決定があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、政府は、当該修正申告書の提出に因り第二十六條の二第二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税に係る過少申告加算税額又は当該申告書又は修正申告書の提出に因り同条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき法人税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。(同上)

④ 前条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収する場合について、これを準用する。(同上)

重加算税  
額

第四十三條の二 前条第一項の規定に該当する場合において、法人が課税標準又は欠損金額の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて第十八条、第十九条第一項但書(同条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第二十条乃至第二十二條の規定による申告書又は第

二十四條の規定による修正申告書を提出していたときは、政府は、前条第一項の過少申告加算税額に代え、過少申告加算税額計算の基礎となるべき第三十三條第一項の追徴税額若しくは同条第二項の規定により徴収すべき法人税額又は第二十六條の二第二項若しくは第三項の規定により納付すべき法人税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

② 前条第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、政府は、無申告加算税額の外、同項各号に掲げる法人税額又は第三十三條第一項の追徴税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。(同上)

一 前条第二項第一号又は第三号の規定に該当する場合においては、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて第十八条又は第二十条乃至第二十二條の規定による申告書を提出しなかつたこと。

二 前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて第二十三條の規定による申告書又は第二十条乃至第二十二條の規定による申告書を提出したこと。

三 前条第二項第四号の規定に該当する場合には、法人が課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基いて第十八条若しくは第二十条乃至第二十二條の規定による申告書を提出せず、又は第二十四條第二項の規定による修正申告書を提出したこと。

③ 前二項の規定に該当する場合において、第二十三條第一項の規定による申告書又は第二十四条の規定による修正申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるときは、政府は、当該申告書又は修正申告書の提出に因り第二十六條の二の規定により納付すべき法人税額に係る重加算税額を徴収しない。(同上)



④ 第四十二條第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により重加算税額を徴収する場合について、これを準用する。(同上)

加算税額の決定及び通知

第四十四條 政府は、前二條の規定により徴収する過少申告加算税額若しくは無申告加算税額又は重加算税額を決定したときは、これを納税義務がある法人に通知する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

収税官吏の質問及び検査権

第四十五條 国税庁の収税官吏又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の収税官吏は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。(昭和二十三年法律第七十号、同二十四年法律第四十五号、同二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 四〇

同 右

第四十六條 国税庁の収税官吏又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の収税官吏は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をなす義務があると認められる者若しくは金銭の支払若しくは物品の譲渡を受けると認められる者に質問し又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。(昭和二十三年法律第七十号、同二十四年法律第四十五号、同二十五年法律第七十二号改正)

〔規則〕 四〇

支店所在地の収税官吏の質問及び検査権

第四十六條の二 前二條の規定は、国税庁の収税官吏又は納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の収税官吏以外の収税官吏の当該収税官吏の所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問又は検査について、これを準用する。(昭和二十三年法律第七十号追加、同二十四年法律第四十五号、同二十五年法律第七十二号改正)

納税地

第四十六條の三 法人税は、内国法人については、その本店又は主たる事務所の所在地をその納税地とする。

納税地の指定

② 外国法人は納税地を定めて政府に申告しなければならない。その申告がないときは、政府は、その納税地を指定する。(同上)

③ 政府は、第一項又は前項前段の規定による納税地が法人の事業の状況からみて法人税の納税地に不適當であると認める場合においては、これらの規定にかかわらず、当該法人の納税地を指定することができる。(同上)

④ 政府は、前二項の規定により納税地を指定したときは、これを当該法人に通知する。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

〔規則〕 四一

設立の届出

第四十六條の四 新たに設立した内国法人(第四條に掲げる法人及び他の法令の規定により法人税を課せられない法人を除く)は、設立の日から二箇月以内に、その設立の日、名称、事業目的、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を政府に申告しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

② 新たに外国法人となつた法人は、その外国法人となつた日から二箇月以内に、その外国法人となつた日、名称、この法律の施行地における事業の目的、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を政府に申告しなければならない。(同上)

③ 第五條第一項各号に掲げる法人は、新たに同項の収益事業を開始した場合においては、その開始した日から二箇月以内に、その開始の日及び収益事業の種類を政府に申告しなければならない。(同上)

④ 法人は、前三項の規定による申告をなす場合においては、その申告書に命令で定める書類を添附しなければならない。(同上)

〔規則〕 三八、三九、三九の二



法人税 法人税法 第九章 罰則

清算終了の届出

第四十六条の五 内国法人の清算が終了したときは、当該法人の清算人は、その旨及び清算終了の日を記載した申告書を政府に提出しなければならない。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

② 外国法人が外国法人でなくなつたときは、当該法人のこの法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者は、その旨及び外国法人でなくなつた日を記載した申告書を政府に提出しなければならない。(同上)

第四十七条 都道府県、市町村その他の公共団体は法人税の附加税を課することができない。

附加税禁止

第九章 罰則

税金通脱の罪

第四十八条 詐偽その他不正の行為により、第十八条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項の規定により申告をなすべき法人税を免れ又は第二十六条の三第四項の規定による金額の還付を受けた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者は、これを三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(昭和二十二年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

② 前項の免れた法人税額又は還付を受けた金額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた法人税額又は還付を受けた金額に相当する金額以下となすことができる。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

③ 第一項の場合においては、政府は、直ちに、その免れた法人税額又は還付を受けた金額(第二十六条の三第六項の規定により加算された金額のうち当該金額に対応する部分の金額を含む)に相当する税額の法人税を徴収する。(昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

故意無申

第四十八条の二 正当な事由がなくして第十八条第一項、第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による

告の罪

代表者等  
自署押印  
に反する  
違反行為  
者処罰  
者の処罰  
取税官吏  
の質問  
査問検査  
の拒否等  
の罪

申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第四十八条の三 第二十五条の二第一項乃至第三項の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書の提出があつた場合においてその行為をなした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。(昭和二十五年法律第七十二号追加)

第四十九条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。(昭和二十二年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十二号改正)

一 第十九条第一項但書(同条第七項において準用する場合を含む)又は第二十条第一項の規定による申告書(第二十三条第一項の規定による申告書で第二十条第一項に規定する事項を記載したものを含む)に虚偽の記載をなして政府に提出した場合において、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をなした者

二 第四十五条又は第四十六条(第四十六条の二において準用する場合を含む)の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

三 前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

四 第四十五条又は第四十六条(第四十六条の二において準用する場合を含む)の規定による取税官吏の質問に対し答弁をなさない者

五 前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

秘密漏洩

第五十条 法人税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘

法人税 法人税法 第九章 罰則



の罪

法人の代表者又は事業主等の処罰  
虚偽報告の罪

一般刑法との関係

法人税 法人税法 附則

密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第四十八条、第四十八条の二又は第四十九条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

第五十二条 他人の法人税について、政府に対し、第四十条に掲げる事実に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

〔規則〕 四一

第五十三条 第四十八条第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。(昭和二十五年法律第七十二号改正)

附則(昭和二十二年法律第二十八号)

第一条 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

第二条 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島(勅令で定める地域を除く。)にこれを施行する。

第三条 この法律は、法人の各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税については、昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に対する法人税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、これを適用する。

第四条 第二十一条の規定は、法人の昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度で当該事業年度開始後六

箇月に当る日がこの法律の施行後に到来するものについて、これを適用する。

第五条 法人の昭和二十二年三月三十一日以前に終了した各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税並びに同日以前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。但し、改正前の第二十四条第一項の規定により、所得金額、資本金額又は加算税額を決定すべき場合においては、同項の規定にかかわらず、昭和二十二年の所得税法を改正する法律による改正前の所得税法の所得審査委員会の決議によることなく、政府において、その所得金額、資本金額又は加算税額を決定する。

第六条 この法律の施行後に終了する事業年度において又はこの法律の施行後における解散に因る清算の期間中に法人の納付した従前の所得税法第十条に規定する配当利子所得に対する分類所得税は、これを所得税法第十八条に規定する所得税とみなし、第十条の規定を適用する。

第七条及び第八条 削除(昭和二十五年法律第七十二号削除)

附則(昭和二十二年法律第四十二号 所得税法の一部を改正する等の法律)

第一条 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。(但書省略)

第三条 法人税法第三十五条第二項の改正規定は、法人の昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度分から、これを適用する。

第十四条 所得税法第五十五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、法人税法第四十二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、特別法人税法第十八条ノ二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、又は相続税法第五十八条第一項(同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、の規定により税額を加算する場合において、この法律施行前の期間に対応して加算すべき税額については、なお従前の例による。



第十五条 この法律による他の法律の改正前になした行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和二十三年法律第七号 所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九条 この法律は、公布の日(昭和二十三年七月七日)から、これを施行する。(但書省略)

第四十一条 この法律による法人税法の改正規定(罰則に關する部分を除く)は、法人の各事業年度の普通所得及び超過所得に対する法人税については、昭和二十三年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に対する法人税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、これを適用する。但し、法人税法第二十一条第一項の規定により一事業年度とみなされる当該事業年度の末日が昭和二十三年三月三十一日以前に到来した場合において、当該事業年度分につき同法第四十二条又は第四十三条の規定により加算又は追徴すべき税額については、なお従前の例による。

2 法人の昭和二十三年三月三十一日以前に終了した各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税並びに同日以前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人税法第九条第五項に掲げる法人が昭和二十三年四月一日以後に終了する事業年度において納付した又は納付すべき特別法人税は同法第九条第二項又は第十六条第二項の規定の適用については、これを法人税とみなす。

附則 (昭和二十四年法律第四十三号 酒税法等の一部を改正する法律)

1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十四年法律第四十五号 大蔵省設置法の施行に伴う法令の整理に關する法律)

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十五年法律第六十九号 国税徴収法の一部を改正する法律)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年法律七十二号 法人税法の一部を改正する法律)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、法人税法第三十五条第七項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の法人税法の規定をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の法人税法の規定をいう。

3 新法の規定は、特別の定があるものを除く外、法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用する。但し、新法第五条第一項各号に掲げる法人(宗教法人及び法人たる労働組合を除く)については、昭和二十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税から適用する。

4 法人の昭和二十五年四月一日以前に終了した事業年度(旧法第二十一条の規定により一事業年度とみなされた期間を含む)分の法人税及び同日前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税については、特別の定があるものを除く外、なお従前の例による。この場合において、旧法第二十一条第一項の規定の適用を受ける法人の昭和二十五年四月一日を含む事業年度について、同項の規定により一事業年度とみなされた期間が同日前に終了している場合における当該期間に係る当該法人の超過所得に対する法人税については、当該法人税額が当該期間を含む事業年度について旧法の規定により計算した超過所得に対する法人税額をこえる場合においては、税務署長は、当該法人の申請により、これを調査し、その超過額を還付する。新法第二十六条の二第三項、第三十三条第二項及び第四十二条の規定は、当該事業年度分の法人税に係る新法第二十四条第一項又は第二項の規定による修正申告書の提出、第三十三条第一項の規定による追徴税額の徴収等に因り



- 当該還付金額が過大となつた場合について、準用する。
- 5 新法第五條第一項各号に掲げる法人（宗教法人及び法人たる労働組合を除く。）の昭和二十五年三月三十一日を含む事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
  - 6 新法第二十五条、第三十一条の三及び第三十二条後段の規定は、法人の昭和二十五年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税から適用する。
  - 7 会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）第一条に規定する特別経理会社については、新法第九条の四の規定は、企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の規定による旧勘定及び新勘定の併合の日を含む事業年度後の事業年度分の法人税から適用する。
  - 8 新法第三十四条から第三十八条までの規定は、昭和二十五年四月一日以後になされた新法第三十四条第一項又は第三項に規定する通知に係る事項から適用する。同日以後になされた旧法第三十六条に規定する通知に係る事項については、これを新法第三十四条第一項に規定する通知に係る事項とみなして、新法第三十四条から第三十八条までの規定を適用する。
  - 9 新法第四十条の規定は、昭和二十五年四月一日以後に報告のあつた分から適用し、同日前に報告のあつた分については、なお従前の例による。
  - 10 法人の昭和二十五年四月一日前に終了した事業年度分の法人税に係る旧法第四十二条の規定により納付し、又は徴収すべき税額でこの法律施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
  - 11 旧法第二十六条又は第三十三条の規定により納付し、又は徴収すべき法人税でこの法律施行の際において未納であるもの及びこの法律施行後においてこれらの規定により納付し、又は徴収すべき法人税については、この法律施行後（当該法人税に係る旧法第二十六条第一項の納期限がこの法律施行後である場合には、

当該納期限以後）当該法人税を納付し、又は徴収する日までの期間に依りて、新法第四十二条の規定を適用する。この場合において、同条の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額の計算の基礎となる法人税について、この法律施行前に告知又は督促がなされているときは、当該告知又は督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。（昭和二十五年法律第七十八号改正）

- 12 新法第九条の六の規定は、昭和二十五年四月一日前になされた法人の解散又は合併に因り法人が取得した金銭の額及び金銭以外の財産の価額で同条第二項の規定により利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額とみなされるものについては、適用しない。
- 13 旧法第九条第四項の規定は、法人の昭和二十四年十二月三十一日を含む事業年度以前の事業年度において生じた損金について、なおその効力を有する。
- 14 附則第四項に規定する法人税に係る旧法第三十九条に規定する事項については、同条の例によらない。
- 15 旧法第二十一条第一項の規定の適用を受ける法人の昭和二十五年四月一日を含む事業年度について、同項の規定により一事業年度とみなされた期間が同日前に終了している場合における当該期間に係る当該法人の普通所得及び当該普通所得に対する法人税並びに当該法人税に係る旧法第四十二条又は第四十三条の規定による税額は、新法第十九条第一項本文（同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第二十六条第三項若しくは第二十六条の二第一項の規定の適用については、それぞれ当該法人の当該期間に係る所得及び当該所得に対する法人税並びに新法第四十二条又は第四十三条の規定による利子税額及び過少申告加算税額又は無申告加算税額とみなす。

16 法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について新法第十九条第一項本文の規定の適用がある場合において、同項本文に規定する前事業年度が同日前に終了しているときは、その前事業年



度の法人税は、同項本文の規定による申告書を提出すべき事業年度開始の日から七月を経過した日の前日までに、その前事業年度の普通所得に対する法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額（当該法人税に係る旧法第三十五条第一項、第四十二条又は第四十三条の規定による税額及び新法第四十二条の規定による利子税額に相当する法人税額は、これを含まない。）とする。

17 所得税法の臨時特例等に関する法律（昭和二十四年法律第二百六十九号）第二条の規定による届出をした法人は、新法第二十五条第三項の規定による申請書を提出したものとみなす。

18 新法第四十八条から第四十九条の三まで及び第四十九条第一号の規定、新法第四十八条、第四十八条の二又は第四十九条第一号の違反行為に係る第五十一条の規定及び新法第五十三条の規定は、法人の昭和二十五年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税から適用する。

19 新法第五十条の規定は、この法律施行後にした違反行為から適用し、この法律施行前にした違反行為については、なお従前の例による。

20 前項の規定に該当する場合を除く外、法人の昭和二十五年四月一日前に終了した事業年度分の法人税に係る違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

21 この法律施行の際現に存する法人で新法第七条第二項の規定の適用を受けるものは、この法律施行後二月以内に、事業年度その他これに準ずる期間を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。

22 この法律施行の際現に存する法人で新法第九条の七第一項又は第九条の八第一項の規定の適用を受けるものは、この法律施行後新法第十八条乃至第二十一条の規定により最初に申告書を提出すべき期限までに、新法第九条の七第一項又は第九条の八第一項の方法のうち、そのよるべき方法を選定して、これを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。その届出をしなかつた法人については、新法第九条の七第二項又は

第九条の八第二項の規定を適用する。

23 昭和二十五年一月一日以後同年五月三十一日以前に開始する事業年度分の法人税について新法第二十五条第一項の規定による青色申告書を提出しようとする法人（附則第十七項の規定の適用を受ける法人を除く。）は、この法律施行後二月以内に、同条第三項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

24 この法律施行の際現に存する新法第五条第一項各号に掲げる法人は、この法律施行後二月以内に、その設立の日、名称、事業目的、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合においては、当該法人は、その申告書に定款、寄附行為、規則又は規約の写、事業の詳細を示す書類その他命令で定める書類を添附しなければならない。

附則（昭和二十五年法律第七十八号 国税の延滞金等の特例に関する法律）

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則（昭和二十五年法律第五十六号 住宅金融公庫法）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十五年法律第二百七十七号 水産業協同組合法の一部を改正する法律）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十六年法律第四十五号 社会福祉事業法）

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附則（昭和二十六年法律第六十四号 法人税法の一部を改正する法律）

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。



- 2 改正後の法人税法の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。但し、改正後の法人税法第三十四条第三項（同法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、同日以後同法第三十四条第三項に規定する更正若しくは決定又は賦課の処分に関する通知をしたものに係る分から適用する。
- 3 昭和二十六年四月一日前に終了した事業年度分について法人税法第十八条、第二十一条又は第二十二条の規定による申告書（同法第二十三条の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載した申告書を含む。）を提出した法人の当該申告に係る事業年度分の課税標準又は法人税額（同法第十九条又は第二十条の規定により一事業年度とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む。）及び同法第二十六条の三第一項の規定により同法第十八条第八項又は同法第二十一条第四項の規定による申告書の提出と同時になされた法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額については、法人が詐偽その他不正の行為により当該法人税を免れ、又は同法第二十六条の三第四項の規定による金額の還付を受けた場合を除く外、昭和三十年四月一日以後は、時効期間満了前でも、前項本文の規定にかかわらず、同法第二十九条から第三十一条までの規定による更正又は決定することができない。
- 附則（昭和二十六年法律第七十八号 国税徴収法の一部を改正する法律）
  - 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
  - 附則（昭和二十六年法律第八号 日本開発銀行法）
    - 1 この法律中附則第二項、……、第二十二項、……までの規定は、復興金融金庫の解散の日から施行する。
    - 二項、……、第二十二項、……までの規定は、復興金融金庫の解散の日から施行する。
  - 2 左に掲げる法律は、廃止する。

復興金融金庫法

（省略）

（3項乃至21項省略）

22 法人税法の一部を次のように改正する。（以下省略）

（23項乃至34項省略）

附則（昭和二十六年法律第九十八号 証券投資信託法）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十六年法律第二百三十七号 税理士法）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和二十六年法律第二百三十九号 信用金庫法施行法）

1 この法律は、信用金庫法施行の日から施行する。

附則（昭和二十六年政令第二百六十一号 持株会社整理委員会令の廃止に関する政令）

1 この政令は、昭和二十六年七月十一日から施行する。

（2項乃至22項省略）

23 改正前の登録税法第十九条第七号、……、法人税法第四条第三号、……の規定は、清算中の持株

会社整理委員会については、この政令施行後も、なおその効力を有する。

（24項乃至25項省略）



○法人税法施行規則

(昭和二十二年三月三十一日勅令第百一十一号)

改正 昭和二十二年政令第二百二十二号、同年政令第三百四十六号、同二十三年政令第四百八十八号、同年政令第九十八号、同二十四年政令第四百九十九号、同年政令第二百九十五号、同年政令第三百九十二号、同二十五年政令第七十号、同二十六年政令第十一号、同年政令第二十二号、同年政令第七十一号、同年政令第七十二号

法人税法施行規則目次

- 第一章 総則
- 第二章 課税標準
- 第三章 申告
- 第四章 納付及び還付
- 第五章 再調査及び審査
- 第六章 雑則

法人税法施行規則

第一章 総則

第一条 左に掲げる公共団体には、法人税法(以下法という。)第四条第一号の規定により、法人税を課さない。  
(昭和二十五年政令第七十号、同二十六年政令第七十一号改正)  
一 特別市、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港務局(昭和二十三年政令第四百四十八号、同二十四年政令第二百九十五号、同二十五年政令第七十号、同二十六年政令第七十一号改正)

二 土地改良区及び同連合、普通水利組合及び同連合、水害予防組合及び同連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び同連合並びに土地区画整理組合(昭和二十五年政令第七十号改正)

第一条の二 法第五条第一項の収益事業は、左に掲げる事業とする。但し、当該事業のうち当該事業に従事する身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者及び生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定により生活扶助を受ける者が当該事業に従事する者の総数の半数以上を占め、且つ、当該事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているものは、これを含まない。(昭和二十五年政令第七十号追加、同二十六年政令第二十二号、同年政令第七十一号改正)

一 物品販売業(動植物その他普通に物品といわないものの販売業を含む。)

二 金銭貸付業(公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の規定による公益質屋業を除く。)

三 物品貸付業(動植物その他普通に物品といわないものの貸付業を含む。)

四 製造業(電気又はガスの供給業及び物品の加工修理業を含む。)

五 無線電話放送事業

六 運送業

七 運送取扱業

八 倉庫業(物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。)

九 請負業

十 印刷業

十一 出版業

十二 写真業

法人税 法人税法施行規則



- 十三 席貸業（不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸をなすものに限る。）
  - 十四 旅館業（簡易旅館業を除く。）
  - 十五 料理店業
  - 十六 周旋業
  - 十七 代理業
  - 十八 仲立業
  - 十九 問屋業
  - 二十 両替業
  - 二十一 鋳業
  - 二十二 削除（昭和二十六年政令第二十二号削除）
  - 二十三 土石採取業
  - 二十四 湯屋業
  - 二十五 理容業
  - 二十六 演劇興行業
  - 二十七 よせ業
  - 二十八 遊技所業
  - 二十九 遊覽所業
- ② 前項各号に掲げる事業には、その性質上これらの事業に附随して行われる行為を含むものとする。（昭和二十五年政令第七十号追加）

③ 第一項第一号又は第四号に掲げる物品販売業又は製造業には、自己の収獲した農産物、林産物、畜産物若しくは水産物の販売又はこれらを原料とする製造で特に営業場を設けてなさないものを含まないものとする。（同上）

第二条 法第六条第一項の重要物産は、左に掲げるものとする。（昭和二十五年政令第七十号、同二十六年政令第七十二号改正）

一 金地金、ニッケル地金、コバルト地金及びフェロニッケル（含有ニッケルの重量が全重量の百分の二十以上のものに限る。）

二 硫酸アンモニア、肥料用尿素、肥料用塩化アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰、重過磷酸石灰、よう成燐肥及び化成肥料（昭和二十四年政令第三百九十二号、同二十五年政令第七十号、同二十六年政令第七十二号改正）

三 塩化ビニール、塩化ビニール・さく酸ビニール共重合物及びオクチルアルコール（昭和二十六年政令第七十二号追加）

四 さく酸ビニール、ポリビニールアルコール、ポリアミド樹脂及び塩化ビニリデン・塩化ビニール共重合物並びにこれらを原料とする合成繊維並びにさく酸繊維素及びこれを原料とするさく酸繊維（昭和二十五年政令第七十号追加、同二十六年政令第七十二号改正）

五 スレン系建築染料及び天然色写真フィルム（昭和二十六年政令第七十二号追加）

六 ストレプトマイシン（同上）

七 真空式蒸発かんにより製造する塩（同上）

八 電気（電気の製造を業とする法人以外の法人が自己の設備により製造する電気を除く。）（昭和二十五年法人税 法人税法施行規則



政令第七十号追加)

九 金鉱、砂金鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱及び耐火粘土(ゼーゲルコーン番号三十三以上の耐火度を有するものに限る。)(昭和二十六年政令第七十二号改正)

十 石油、半無煙炭(含有灰分の重量が全重量の百分の二十以下のものに限る。及びれき、青炭(昭和二十五年政令第七十号、同二十六年政令第七十二号改正)

第三条 法第六條第二項の規定の適用を受けることができる製造、採掘又は採取の事業の設備の増設は、増設前の設備に因る製造又は産出能力に対し十分の三以上に相当する製造又は産出能力を増加したものに限る。

第四条 前二條の製造、採掘若しくは採取の事業を継続し又はこれを継続した事実があると認められる法人は、その製造、採掘又は採取の事業について、法人税の免除期間が残存する場合に限り、当該期間の満了の日までに終了する当該法人の事業年度のうちの最終の事業年度終了の日までその免除期間を継承する。

(昭和二十六年政令第七十二号改正)

第五条 法第六條の法人税の免除に関する規定は、法第十八條乃至第二十一條の申告書に、同條の法人税の免除に関する申告の記載がない場合は、これを適用しない。(昭和二十五年政令第七十号改正)

第五条之二 法第七條の二第一項第一号に規定する株主又は社員の一人と特殊の関係のある者は、左に掲げる者とする。(昭和二十五年政令第七十号追加)

- 一 株主又は社員とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の親族でその者と生計を一にしているもの
- 二 株主又は社員たる個人の使用人及び使用人以外の者で当該個人から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの並びにこれらの者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

第二章 課税標準

第六條 法人の前事業年度から繰り越した益金は、その事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

(昭和二十五年政令第七十号改正)

② 法人の前事業年度から繰り越した損金は、法第九條第五項に規定するものを除く外、その事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。(同上)

第七條 法第九條第三項本文の規定により、法人(法第五條第一項各号に掲げる法人を除く。)の各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない金額は、当該事業年度においてなした寄附金の合計金額が、当該事業年度の資本金額に千分の二・五を、所得金額に百分の二・五を各々乗じて算出した金額の合計金額の二分の一に相当する金額をこえる場合におけるそのこえる金額とする。(昭和二十五年政令第七十号改正)

② 法第九條第三項本文の規定により、法第五條第一項各号に掲げる法人の各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない金額は、当該事業年度においてなした寄附金の合計金額が、当該事業年度の所得金額に百分の三十(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人及び大蔵大臣の指定するその他の法人については、百分の五十)を乗じて算出した金額に相当する金額をこえる場合におけるそのこえる金額とする。(昭和二十五年政令第七十号、同二十六年政令第七十二号改正)

③ 法第一條第一号に掲げる法人(以下内国法人という。)で法第五條第一項各号に掲げる法人以外の法人の第一項の資本金額は、当該事業年度終了の日における資本の金額、出資金額、株式金額及び出資金額の合計額又は基金及び資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の規定による再評価積立金額の合計金額に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分として計算した金額による。(昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第七十号、同二十六年政令第七十一号改正)



法人税 法人税法施行規則

三八二

- ④ 法第一条第二号に掲げる法人（以下外国法人という。）の第一項の資本金額は、前項の規定に準じて計算した金額に当該外国法人の総資産価額に対する法施行地にある資産価額の割合を乗じて計算した金額による。（昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第七十号改正）
  - ⑤ 第一項及び第二項の所得金額は、法第九条（第三項乃至第五項を除く。）乃至第九条の九の規定により計算した金額による。（同上）
  - ⑥ 前項の所得金額の計算については、法人が当該事業年度においてなした又はなすべきであつた寄附金は、これを損金に算入しない。（昭和二十五年政令第七十号改正）
  - ⑦ 第三項の月数は、曆に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。（昭和二十五年政令第七十号追加）
  - ⑧ 大蔵大臣は、第二項の規定により指定をなしたときは、これを告示する。（昭和二十六年政令第七十二号追加）
- 第八条 法第九条第三項但書の規定により、法人の各事業年度の所得の計算上、損金に算入する寄附金は、大蔵大臣の指定した寄附金とする。（昭和二十五年政令第七十号改正）
- ② 大蔵大臣は、前項の規定により指定をなしたときは、これを告示する。
- 第九条 法第九条第三項但書の寄附金の損金算入に関する規定は、法第十八条乃至第二十一条の申告書に、同項但書の寄附金の損金の算入に関する申告の記載がない場合には、これを適用しない。（昭和二十五年政令第七十号改正）
- ② 税務署長は、特別の事情があると認めるときは、前項の申告の記載がなかつた場合においても、法第九条第三項但書の規定を適用することができる。

第十条 青色申告書を提出した法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた損金で、法第九条第五項の規定により各事業年度の所得の計算上損金に算入すべき金額は、法第二十六条の三第四項の規定による還付を受けた金額（法第二十六条の二第三項の規定により納付した若しくは納付すべき又は法第三十三条第二項の規定により徴収された若しくは徴収されるべき税額がある場合には、当該金額から、当該税額（法第二十六条の三第六項の規定により加算された金額に係る部分の税額を除く。）に相当する金額を控除した金額）の計算の基礎とならなかつた損金の金額で、且つ、その損金の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上、総益金から控除されなかつた損金の金額に限る。（昭和二十五年政令第七十号改正）

第十条の二 法人が修理、改良その他名義の何たるを問わず、その有する固定資産について支出した金額で左の各号の一に該当するもの（各号のいずれにも該当する場合には、多い方の金額）は、当該法人の当該支出をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。（昭和二十五年政令第七十号追加）

- 一 当該支出金額のうち、その支出に因り、当該固定資産の取得の時に於いてこれについて通常の管理又は修理をなす場合に予測される当該固定資産の使用可能期間を延長せしめる部分に対応する金額
- 二 当該支出金額のうち、その支出に因り、当該固定資産の取得の時に於いてこれについて通常の管理又は修理をなす場合に予測されるその支出をなした時における当該固定資産の価額を増加せしめる部分に対応する金額

第十一条 法人が資本的支出に充てるため、交付された国庫補助金（塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）に基づく日本専売公社の補助金を含む。以下同じ。）、都道府県補助金又は市町村補助金をもつてこれらの補助金の交付の目的に適合した資産を取得し、その資産につき、その取得価額からその資産の取得のため支出したこれらの補助金の金額に相当する金額を控除した金額をその帳簿価額として財

法人税 法人税法施行規則

三八三